本		朝鮮		支那		香港		英領印度		英吉利		露西亞		佛蘭西		獨逸		白耳義		和蘭		蘭領印度		北米合衆國		支那仲繼品		其他		合計		各年の總額に對する百分比
百分比		金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	
		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		
4.12		66	0.00	2,619,875	85.86	6,355	0.21	8,100	0.27	7,025	0.23	258,337	8.46	12,143	0.40	—	—	—	—	—	—	1,913	0.06	—	—	10,089	0.33	1,985	0.07	3,051,478	100.00	1.13
3.10		212	0.01	3,280,353	90.70	—	—	8,100	0.22	3,565	0.10	124,680	4.83	8,723	0.24	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	28,735	0.80	—	—	3,616,664	100.00	1.39
2.90		27	0.00	3,641,902	92.54	—	—	17,112	0.43	4,147	0.11	127,603	3.24	16,387	0.42	—	—	1,689	0.04	—	—	2,121	0.05	—	—	10,428	0.27	—	—	3,935,483	100.00	1.33
3.74		166	0.00	3,411,172	94.48	—	—	30,114	0.83	11,622	0.32	12,972	0.36	5,345	0.15	—	—	—	—	—	—	240	0.00	—	—	3,587	0.10	—	—	3,610,276	100.00	1.11
6.36		416	0.02	2,399,075	90.81	5,353	0.20	33,075	1.25	21,324	0.81	—	—	4,633	0.18	2,252	0.08	—	—	—	—	4,561	0.17	—	—	3,163	0.12	—	—	2,641,951	100.00	0.88
69.93		57,818	2.42	374,954	15.68	180	0.01	—	—	64,963	2.72	13,766	0.58	79,011	3.30	14,304	0.60	298	0.01	1,835	0.08	—	—	—	—	106,502	4.45	5,315	0.20	2,390,774	100.00	0.89
69.21		46,910	1.94	386,256	15.96	2,493	0.10	—	—	77,908	3.22	28,444	1.17	85,702	3.54	21,344	0.88	232	0.01	4,255	0.18	—	—	—	—	87,083	3.60	4,671	0.19	2,419,873	100.00	0.93
69.79		49,070	1.77	294,778	10.63	70	0.00	5	0.00	100,839	3.64	112,356	4.05	124,925	4.51	19,325	0.70	6,570	0.24	5,175	0.19	73	0.00	—	—	113,137	4.08	11,269	0.41	2,772,477	100.00	0.94
71.28		52,562	1.94	291,699	10.77	2,335	0.09	—	—	132,400	4.89	44,382	1.64	90,771	3.35	35,290	1.30	11,076	0.41	3,688	0.14	—	—	134	0.00	98,089	3.62	15,713	0.58	2,709,421	100.00	0.84
78.38		69,758	2.05	259,384	7.64	1,462	0.04	2,025	0.06	151,718	4.47	44,076	1.30	79,662	2.35	26,283	0.77	7,024	0.21	4,433	0.13	—	—	163	0.00	51,276	1.51	37,320	1.10	3,396,935	100.00	1.13
0.66		3,921	0.07	2,997,683	52.73	9,563	0.17	—	—	38,870	0.68	18,629	0.33	—	—	4,262	0.08	—	—	3,145	0.06	—	—	1,853,568	32.61	705,955	12.42	11,302	0.20	5,684,453	100.00	2.11
1.20		487	0.01	3,484,088	62.46	644	0.01	—	—	105,068	1.88	45,054	0.81	762	0.01	3,319	0.06	514	0.01	12,807	0.23	—	—	1,535,510	27.52	310,257	5.56	12,927	0.23	5,578,670	100.00	2.14
1.06		—	—	6,055,563	74.89	12,944	0.16	—	—	814,070	10.08	27,159	0.34	812	0.01	5,469	0.07	3,382	0.04	12,071	0.15	—	—	690,303	8.54	351,192	4.34	26,839	0.33	8,085,670	100.00	2.74
0.62		581	0.00	8,610,154	68.49	804	0.01	—	—	3,369,071	26.80	33,569	0.27	1,603	0.01	6,560	0.05	990	0.01	10,489	0.08	—	—	24,444	0.19	417,920	3.33	18,091	0.15	12,572,145	100.00	3.88
0.35		—	—	6,348,208	47.95	20,012	0.15	—	—	5,732,243	43.30	93,868	0.71	1,256	0.01	12,516	0.09	4,984	0.04	13,811	0.10	—	—	6,517	0.05	938,352	7.09	20,711	0.16	13,238,568	100.00	4.39
9.40		33,396	0.86	1,452,158	37.76	8,265	0.21	—	—	2,387	0.06	45,780	1.19	—	—	24,842	0.65	—	—	—	—	—	—	900,161	23.40	1,002,985	26.08	14,800	0.37	3,846,222	100.00	1.43
10.12		48,787	0.79	2,061,528	33.50	140	0.00	—	—	6,026	0.10	16,442	0.27	—	—	2,800	0.05	—	—	—	—	—	—	498,880	8.11	2,879,400	46.80	16,376	0.27	6,152,977	100.00	2.36
7.23		1,190	0.02	1,421,417	26.77	4,169	0.08	—	—	5,656	0.10	10,396	0.20	—	—	29,243	0.55	—	—	—	—	—	—	655,551	12.35	2,754,475	51.88	43,753	0.82	5,309,723	100.00	1.80
7.86		61,074	1.38	1,424,662	32.28	—	—	—	—	2,204	0.05	3,803	0.09	—	—	6,968	0.16	—	—	6,837	0.15	—	—	564,206	12.78	1,983,000	44.92	14,443	0.33	4,413,982	100.00	1.36
9.24		18,608	0.41	1,374,677	30.42	—	—	—	—	15,811	0.35	3,894	0.09	134	0.00	68,731	1.52	—	—	55,045	1.22	—	—	934,880	20.69	1,620,737	35.86	9,347	0.21	4,519,391	100.00	1.50
57.02		—	—	751	0.14	—	—	—	—	92,042	17.74	1,217	0.23	9,646	1.86	54,313	10.46	1,860	0.36	104	0.02	—	—	10,098	1.95	52,885	10.19	176	0.03	519,051	100.00	0.19
52.42		11	0.00	11,990	2.02	—	—	—	—	18,331	3.09	175	0.03	9,699	1.63	53,275	8.98	1,254	0.21	387	0.07	—	—	8,049	1.36	172,226	29.03	6,854	1.16	593,367	100.00	0.23
47.51		527	0.08	15,570	2.40	—	—	—	—	95,491	14.70	1,786	0.27	22,650	3.49	56,609	8.71	—	—	246	0.04	—	—	15,164	2.33	126,170	19.42	6,791	1.05	649,620	100.00	0.22
27.60		48	0.00	588,589	54.13	—	—	—	—	51,242	4.72	187	0.02	21,755	2.01	—	—	1,284	0.12	—	—	—	—	17,783	1.64	96,362	8.85	9,985	0.91	1,087,275	100.00	0.34
21.94		—	—	695,490	59.74	—	—	—	—	45,441	3.90	441	0.04	39,746	3.41	9,647	0.83	—	—	—	—	—	—	5,917	0.51	112,205	9.63	—	—	1,164,276	100.00	0.39
43.78		6,260	0.45	431,697	30.90	443	0.03	963	0.07	47,036	3.37	46,877	3.36	4,041	0.29	128,410	9.19	614	0.04	695	0.05	—	—	42,395	3.03	73,585	5.27	2,366	0.17	1,397,059	100.00	0.52
46.75		7,072	0.49	463,673	32.03	533	0.04	273	0.02	67,768	4.68	27,200	1.87	3,375	0.23	102,056	7.06	163	0.01	656	0.05	—	—	23,030	1.59	72,489	5.01	2,611	0.18	1,447,587	100.00	0.55
52.00		6,156	0.40	177,694	11.51	6,760	0.44	177	0.01	83,271	5.40	70,131	4.54	6,750	0.44	242,848	15.73	3,033	0.20	1,476	0.10	—	—	45,122	2.92	85,488	5.54	11,834	0.77	1,543,447	100.00	0.52
48.22		5,885	0.42	241,438	17.25	1,169	0.08	2,117	0.15	55,485	3.97	108,631	7.76	3,547	0.25	140,274	10.02	1,849	0.13	6,265	0.45	—	—	30,059	2.16	109,468	7.82	18,415	1.32	1,399,340	100.00	0.43
64.77		15,040	1.13	98,881	7.41	361	0.03	34,523	2.59	28,144	2.11	22,807	1.71	4,181	0.31	130,403	9.77	7,634	0.57	5,330	0.40	—	—	46,886	3.51	61,991	4.64	14,092	1.05	1,335,278	100.00	0.44

品名	年次	日本		朝鮮		支那		香港		英領印度		英吉利		露西亞		佛蘭西		獨逸		白耳義		和蘭		蘭領印度		北米合衆國		支那仲繼品		其
		金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金
茶		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海
	昭和元年	125,590	4.12	66	0.00	2,619,875	85.86	6,355	0.21	8,100	0.27	7,025	0.23	258,337	8.46	12,143	0.40	—	—	—	—	—	—	1,913	0.06	—	—	10,089	0.33	
	昭和二年	112,296	3.10	212	0.01	3,280,353	90.70	—	—	8,100	0.22	3,565	0.10	124,680	4.83	8,723	0.24	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	28,735	0.80	
	昭和三年	114,067	2.90	27	0.00	3,641,902	92.54	—	—	17,112	0.43	4,147	0.11	127,603	3.24	16,387	0.42	—	—	1,689	0.04	—	—	2,121	0.05	—	—	10,428	0.27	
	昭和四年	135,058	3.74	166	0.00	3,411,172	94.48	—	—	30,114	0.83	11,622	0.32	12,972	0.36	5,345	0.15	—	—	—	—	—	—	240	0.00	—	—	3,587	0.10	
	昭和五年	168,099	6.36	416	0.02	2,399,075	90.81	5,353	0.20	33,075	1.25	21,324	0.81	—	—	4,633	0.18	2,252	0.08	—	—	—	—	4,561	0.17	—	—	3,163	0.12	
酒類及其他飲料																														
	昭和元年	1,671,828	69.93	57,818	2.42	374,954	15.68	180	0.01	—	—	64,963	2.72	13,766	0.58	79,011	3.30	14,304	0.60	298	0.01	1,835	0.08	—	—	—	—	106,502	4.45	
	昭和二年	1,674,575	69.21	46,910	1.94	386,256	15.96	2,493	0.10	—	—	77,908	3.22	28,444	1.17	85,702	3.54	21,344	0.88	232	0.01	4,255	0.18	—	—	—	—	87,083	3.60	
	昭和三年	1,934,885	69.79	49,070	1.77	294,778	10.63	70	0.00	5	0.00	100,839	3.64	112,356	4.05	124,925	4.51	19,325	0.70	6,570	0.24	5,175	0.19	73	0.00	—	—	113,137	4.08	
	昭和四年	1,931,282	71.28	52,562	1.94	291,699	10.77	2,335	0.09	—	—	132,400	4.89	44,382	1.64	90,771	3.35	35,290	1.30	11,076	0.41	3,688	0.14	—	—	134	0.00	98,089	3.62	
	昭和五年	2,662,351	78.38	69,758	2.05	259,384	7.64	1,462	0.04	2,025	0.06	151,718	4.47	44,076	1.30	79,662	2.35	26,283	0.77	7,024	0.21	4,433	0.13	—	—	163	0.00	51,276	1.51	
紙卷及葉卷煙草																														
	昭和元年	37,555	0.66	3,921	0.07	2,997,683	52.73	9,563	0.17	—	—	38,870	0.68	18,629	0.33	—	—	4,262	0.08	—	—	3,145	0.06	—	—	1,853,568	32.61	705,955	12.42	
	昭和二年	67,233	1.20	487	0.01	3,484,088	62.46	644	0.01	—	—	105,068	1.88	45,054	0.81	762	0.01	3,319	0.06	514	0.01	12,807	0.23	—	—	1,535,510	27.52	310,257	5.56	
	昭和三年	85,866	1.06	—	—	6,055,563	74.89	12,944	0.16	—	—	814,070	10.08	27,159	0.34	812	0.01	5,469	0.07	3,382	0.04	12,071	0.15	—	—	690,303	8.54	351,192	4.34	
	昭和四年	77,869	0.62	581	0.00	8,610,154	68.49	804	0.01	—	—	3,369,071	26.80	33,569	0.27	1,603	0.01	6,560	0.05	990	0.01	10,489	0.08	—	—	24,444	0.19	417,920	3.33	
	昭和五年	46,089	0.35	—	—	6,348,208	47.95	20,012	0.15	—	—	5,732,243	43.30	93,868	0.71	1,256	0.01	12,516	0.09	4,984	0.04	13,811	0.10	—	—	6,517	0.05	938,352	7.09	
其他煙草																														
	昭和元年	361,448	9.40	33,396	0.86	1,452,158	37.76	8,265	0.21	—	—	2,387	0.06	45,780	1.19	—	—	24,342	0.65	—	—	—	—	—	—	900,161	23.40	1,002,985	26.08	
	昭和二年	622,598	10.12	48,787	0.79	2,061,528	33.50	140	0.00	—	—	6,026	0.10	16,442	0.27	—	—	2,800	0.05	—	—	—	—	—	—	498,880	8.11	2,879,400	46.80	
	昭和三年	383,873	7.23	1,190	0.02	1,421,417	26.77	4,169	0.08	—	—	5,656	0.10	10,396	0.20	—	—	29,243	0.55	—	—	—	—	—	—	655,551	12.35	2,754,475	51.88	
	昭和四年	346,785	7.86	61,074	1.38	1,424,662	32.28	—	—	—	—	2,204	0.05	3,803	0.09	—	—	6,968	0.16	—	—	6,837	0.15	—	—	564,206	12.78	1,963,000	44.92	
	昭和五年	417,527	9.24	18,608	0.41	1,374,677	30.42	—	—	—	—	15,811	0.35	3,894	0.09	134	0.00	68,731	1.52	—	—	55,045	1.22	—	—	934,880	20.69	1,620,737	35.86	
卷煙草製造材料																														
	昭和元年	295,959	57.02	—	—	751	0.14	—	—	—	—	92,042	17.74	1,217	0.23	9,646	1.86	54,313	10.46	1,860	0.36	104	0.02	—	—	10,098	1.95	52,885	10.19	
	昭和二年	311,116	52.42	11	0.00	11,990	2.02	—	—	—	—	18,331	3.09	175	0.03	9,699	1.63	53,275	8.98	1,254	0.21	387	0.07	—	—	8,049	1.36	172,226	29.03	
	昭和三年	308,616	47.51	527	0.08	15,570	2.40	—	—	—	—	95,491	14.70	1,786	0.27	22,650	3.49	56,609	8.71	—	—	246	0.04	—	—	15,164	2.33	126,170	19.42	
	昭和四年	300,040	27.60	48	0.00	588,589	54.13	—	—	—	—	51,242	4.72	187	0.02	21,755	2.01	—	—	1,284	0.12	—	—	—	—	17,783	1.64	96,362	8.85	
	昭和五年	255,389	21.94	—	—	695,490	59.74	—	—	—	—	45,441	3.90	441	0.04	39,746	3.41	9,647	0.83	—	—	—	—	—	—	5,917	0.51	112,205	9.63	
家具																														
	昭和元年	611,677	43.78	6,260	0.45	431,697	30.90	443	0.03	963	0.07	47,036	3.37	46,877	3.36	4,041	0.29	128,410	9.19	614	0.04	695	0.05	—	—	42,395	3.03	73,585	5.27	
	昭和二年	676,749	46.75	7,072	0.49	463,673	32.03	533	0.04	273	0.02	67,708	4.68	27,200	1.87	3,375	0.23	102,056	7.06	163	0.01	656	0.05	—	—	23,030	1.59	72,489	5.01	
	昭和三年	802,707	52.00	6,156	0.40	177,694	11.51	6,760	0.44	177	0.01	83,271	5.40	70,131	4.54	6,750	0.44	242,848	15.73	3,033	0.20	1,476	0.10	—	—	45,122	2.92	85,488	5.54	
	昭和四年	674,738	48.22	5,885	0.42	241,438	17.25	1,169	0.08	2,117	0.15	55,485	3.97	108,631	7.76	3,547	0.25	140,274	10.02	1,849	0.13	6,265	0.45	—	—	30,059	2.16	109,468	7.82	
	昭和五年	865,005	64.77	15,040	1.13	98,881	7.41	361	0.03	34,523	2.59	28,144	2.11	22,807	1.71	4,181	0.31	130,403	9.77	7,634	0.57	5,330	0.40	—	—	46,886	3.51	61,991	4.64	

名	年次	日本		朝鮮		支那		香港		英領
		金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額
藥品及藥剤		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩
	昭和元年	2,002,463	34.41	47,480	0.82	1,039,303	17.86	195,176	3.35	—
	昭和二年	2,702,609	44.76	58,426	0.97	888,379	14.71	367,718	6.09	—
	昭和三年	2,641,543	40.93	55,856	0.87	929,161	14.40	523,479	8.11	—
	昭和四年	2,471,729	33.94	57,693	0.79	919,506	12.63	548,368	7.53	207,666
	昭和五年	3,217,587	43.85	96,332	1.31	916,746	12.50	442,121	6.03	16,260
染料及塗料										
	昭和元年	403,565	15.83	15,623	0.61	94,104	3.65	118,173	4.58	1,369
	昭和二年	480,508	15.51	21,330	0.69	92,340	2.98	72,510	2.34	2,255
	昭和三年	533,403	13.28	25,918	0.89	110,183	3.78	60,430	2.07	8,615
	昭和四年	563,422	15.43	18,440	0.50	14 ,721	4.07	70,513	1.93	3,034
	昭和五年	564,278	18.22	9,170	0.30	127,956	4.13	49,837	1.61	243
石油										
	昭和元年	220,153	4.41	4,098	0.08	—	—	—	—	—
	昭和二年	459,670	7.55	—	—	—	—	—	—	—
	昭和三年	360,306	5.47	45	0.00	—	—	—	—	—
	昭和四年	219,312	2.91	11	0.00	—	—	—	—	—
	昭和五年	393,892	5.61	—	—	—	—	—	—	—
機械油										
	昭和元年	306,783	31.10	5,298	0.54	—	—	1,040	0.11	—
	昭和二年	344,878	23.76	2,742	0.19	—	—	92	0.00	—
	昭和三年	262,593	18.41	1,659	0.12	—	—	—	—	—
	昭和四年	264,946	18.36	1,653	0.12	600	0.04	—	—	—
	昭和五年	281,997	16.46	3,431	0.20	83	0.01	—	—	—
其他油脂										
	昭和元年	234,164	10.14	137	0.01	452,909	19.64	15,691	0.63	2,700
	昭和二年	175,645	9.80	423	0.02	221,095	12.33	13,163	0.73	1,360
	昭和三年	271,599	9.96	3,472	0.13	186,109	6.82	9,333	0.34	—
	昭和四年	293,903	9.35	1,584	0.05	202,983	6.46	8,593	0.27	2,014
	昭和五年	236,707	6.97	1,503	0.04	160,628	4.73	13,217	0.39	—
蠟燭										
	昭和元年	9,610	4.45	—	—	197,023	91.29	—	—	—
	昭和二年	1,611	0.75	—	—	201,171	93.85	—	—	—
	昭和三年	3,262	2.87	—	—	94,170	82.75	—	—	—
	昭和四年	1,413	0.47	—	—	288,190	96.51	—	—	—
	昭和五年	4,560	3.71	41	0.03	116,656	94.87	—	—	—

次	日本		朝鮮		支那		香港		英領印度		英吉利		露西亞		佛蘭西		獨逸		白耳義		和蘭		蘭領印度		北米合衆國		支那仲継品		其他		合計		各年の總額に對する百分比
	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	
	海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		
元年	2,002,463	34.41	47,480	0.82	1,039,303	17.86	195,176	3.35	—	—	688,182	11.83	339,516	5.83	11,345	0.19	189,053	3.25	7,291	0.13	19,262	0.33	189,173	3.25	60,818	1.05	324,370	5.57	706,208	12.13	5,819,640	100.00	2.16
二年	2,702,609	44.76	58,426	0.97	888,379	14.71	367,718	6.09	—	—	757,271	12.54	176,306	2.92	9,362	0.16	179,228	2.97	4,586	0.08	22,188	0.37	160,357	2.66	41,662	0.69	412,085	6.83	257,150	4.26	6,037,327	100.00	2.31
三年	2,641,543	40.93	55,856	0.87	929,161	14.40	523,479	8.11	—	—	882,474	13.68	220,123	3.41	23,189	0.36	222,133	3.44	32,522	0.50	111,523	1.73	163,076	2.53	47,171	0.73	397,089	6.15	203,712	3.16	6,453,061	100.00	2.19
四年	2,471,729	33.94	57,693	0.79	919,506	12.63	548,368	7.53	207,666	2.85	900,182	12.36	234,398	3.22	22,051	0.30	250,284	3.44	25,154	0.35	118,345	1.63	216,592	2.97	58,585	0.80	389,775	5.35	861,294	11.83	7,281,622	100.00	2.25
五年	3,217,587	43.85	96,332	1.31	916,746	12.50	442,121	6.03	16,260	0.22	731,648	9.97	131,991	1.80	44,130	0.60	322,607	4.39	3,603	0.05	73,249	1.00	215,613	2.94	36,831	0.50	432,346	6.57	605,951	8.25	7,337,015	100.00	2.43
元年	406,565	15.83	15,623	0.61	94,104	3.65	118,173	4.58	1,369	0.05	82,936	3.21	13,045	0.70	3,015	0.11	116,137	4.50	2,595	0.10	39.636	1.53	—	—	46,204	1.79	1,634,428	63.33	66	0.00	2,580,896	100.00	0.96
二年	480,508	15.51	21,330	0.69	92,340	2.98	72,510	2.34	2,255	0.07	125,026	4.03	64,667	2.09	18,923	0.61	148,314	4.79	6,784	0.22	414,344	13.37	—	—	162,108	5.23	1,468,469	47.38	21,446	0.69	3,099,024	100.00	1.19
三年	533,403	18.28	25,918	0.89	110,183	3.78	60,430	2.07	8,615	0.30	216,339	7.42	230,534	7.90	60,048	2.06	121,696	4.17	5,708	0.20	299,750	10.27	—	—	70,658	2.42	1,158,616	39.71	15,590	0.53	2,917,488	100.00	0.99
四年	563,422	15.43	18,440	0.50	14 ,721	4.07	70,513	1.93	3,034	0.08	427,959	11.71	149,277	4.09	21,099	0.58	192,625	5.27	10,532	0.29	110,488	3.02	—	—	51,348	1.41	1,851,936	50.69	34,210	0.94	3,653,604	100.00	1.13
五年	564,278	18.22	9,170	0.30	127,956	4.13	49,837	1.61	243	0.01	278,345	9.00	54,478	1.76	13,759	0.44	172,303	5.56	9,783	0.32	106,500	3.44	—	—	12,961	0.42	1,685,563	54.44	11,215	0.36	3,096,391	100.00	1.03
元年	220,153	4.41	4,098	0.08	—	—	—	—	—	—	—	—	420,044	8.41	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,789,733	75.88	560,644	11.22	—	—	4,994,672	100.00	1.86
二年	459,670	7.55	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	634,411	10.41	—	—	—	—	—	—	—	—	327,581	5.38	4,204,713	69.02	465,582	7.64	—	—	6,091,957	100.00	2.33
三年	360,306	5.47	45	0.00	—	—	—	—	—	—	—	—	889,237	13.50	—	—	—	—	—	—	—	—	605,438	9.19	4,451,468	67.57	281,613	4.27	—	—	6,588,107	100.00	2.23
四年	219,812	2.91	11	0.00	—	—	—	—	—	—	—	—	406,101	5.37	—	—	—	—	—	—	—	—	498,644	6.59	5,037,112	66.58	874,616	11.56	529,311	7.00	7,565,607	100.00	2.33
五年	393,892	5.61	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	935,244	13.33	—	—	—	—	—	—	—	—	2,000,123	28.51	2,970,397	42.34	716,333	10.21	—	—	7,015,989	100.00	2,32
元年	306,783	31.10	5,298	0.54	—	—	1,040	0.11	—	—	—	—	33,683	3.41	—	—	283	0.03	—	—	—	—	29,432	2.98	416,209	42.19	193,872	19.65	—	—	986,600	100.00	0.37
二年	344,878	23.76	2,742	0.19	—	—	92	0.00	—	—	—	—	113,173	7.79	—	—	347	0.02	—	—	—	—	37,096	2.56	775,348	53.42	177,689	12.25	—	—	1,451,370	100.00	0.57
三年	262,593	18.41	1,659	0.12	—	—	—	—	—	—	—	—	269,079	18.86	—	—	539	0.04	—	—	—	—	3,328	0.23	765,653	53.67	123 379	8.65	379	0.03	1,426,609	100.00	0.48
四年	264,946	18.36	1,653	0.12	600	0.04	—	—	—	—	5,697	0.39	42,794	2.97	—	—	454	0.03	—	—	—	—	795	0.06	797,474	55.27	196,936	13.65	131,606	9.12	1,442,960	100.00	0.44
五年	231,997	16.46	3,481	0.20	83	0.01	—	—	—	—	—	—	317,323	18.55	—	—	4,189	0.24	263	0.02	—	—	—	—	947,531	55.29	155,950	9.10	2,269	0.13	1,713,591	100.00	0.57
元年	234,164	10.14	137	0.01	452,909	19.64	15,691	0.63	2,700	0.12	3,932	0.17	200,356	8.67	1,664	0.07	10,422	0.44	395	0.01	2,618	0.11	140,344	6.07	882,717	38.20	72,067	3.12	290,169	12.56	2,130,285	100.00	0.36
二年	175,645	9.80	423	0.02	221,095	12.33	13,163	0.73	1,360	0.08	4,655	0.26	247,575	13.81	3,103	0.17	1,421	0.08	5,043	0.28	3,709	0.21	243,093	13.56	734,663	40.99	128,845	7.19	8,733	0.49	1,792,531	100.00	0.69
三年	271,599	9.96	3,472	0.13	136,109	6.32	9,333	0.34	—	—	2,717	0.10	300.719	11.04	1,416	0.05	1,098	0.04	519	0.02	6,660	0.24	1,512	0.06	1,172,154	42.97	200,780	7.36	569,509	20.88	2,727,602	100.00	0.93
四年	293,903	9.35	1,584	0.05	202,983	6.46	8,593	0.27	2,014	0.06	8,696	0.28	254,806	8.12	881	0.02	5,195	0.17	—	—	16,176	0.51	4,313	0.14	1,334,792	42.49	223,325	7.11	787,237	24.96	3,141,525	100.00	0.97
五年	236,707	6.97	1,503	0.04	160,628	4.73	13,217	0.39	—	—	14,789	0.44	225,916	6,65	1,246	0.04	8,327	0.25	261	—	144,170	4.24	650,158	19.13	1,529,881	45.02	378,550	11.14	33,170	9.76	3,398,523	100.00	1.13
元年	9,610	4.45	—	—	197,028	91.29	—	—	—	—	—	—	6,468	3.00	459	0.21	439	0.20	—	—	—	—	1,777	0.83	—	—	50	0.02	—	—	215,331	100.00	0.08
二年	1,611	0.75	—	—	201,171	93.85	—	—	—	—	—	—	—	—	910	0.43	27	0.01	—	—	—	—	—	—	—	—	10,636	4.96	—	—	214,355	100.00	0.08
三年	3,262	2.87	—	—	94,170	82.75	—	—	—	—	—	—	14,337	12.60	363	0.32	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,662	1.46	—	—	113,794	100.00	0.04
四年	1,413	0.47	—	—	288,190	96.51	—	—	—	—	—	—	8,570	2.87	—	—	—	—	227	0.08	—	—	—	—	—	—	204	0.07	—	—	298,604	100.00	0 09
五年	4,560	3.71	41	0.03	116,656	94.87	—	—	—	—	—	—	438	0.36	1,046	0.85	224	0.18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	122,965	100.00	0.04

名	年次	日本		朝鮮		支那		香港		英領印度		英吉利		露西亞		佛蘭西		獨逸		白耳義		和蘭		蘭領印度		北米合衆國		支那仲継品		其
		金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金
藥品及藥剤		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關
	昭和元年	2,002,463	34.41	47,480	0.82	1,039,303	17.86	195,176	3.35	—	—	688,182	11.83	339,516	5.83	11,345	0.19	189,053	3.25	7,291	0.13	19,262	0.33	189,173	3.25	60,818	1.05	324,370	5.57	706,2
	昭和二年	2,702,609	44.76	58,426	0.97	888,379	14.71	367,718	6.09	—	—	757,271	12.54	176,306	2.92	9,362	0.16	179,228	2.97	4,586	0.08	22,188	0.37	160,357	2.66	41,662	0.69	412,085	6.83	257,7
	昭和三年	2,641,543	40.93	55,856	0.87	929,161	14.40	523,479	8.11	—	—	882,474	13.68	220,123	3.41	23,189	0.36	222,133	3.44	32,522	0.50	111,523	1.73	163,076	2.53	47,171	0.73	397,089	6.15	203,7
	昭和四年	2,471,729	33.94	57,693	0.79	919,506	12.63	548,368	7.53	207,666	2.85	900,182	12.36	234,398	3.22	22,051	0.30	250,284	3.44	25,154	0.35	118,345	1.63	216,592	2.97	58,585	0.80	389,775	5.35	861,2
	昭和五年	3,217,587	43.85	96,332	1.31	916,746	12.50	442,121	6.03	16,260	0.22	731,648	9.97	131,991	1.80	44,130	0.60	322,607	4.39	3,603	0.05	73,249	1.00	215,613	2.94	36,831	0.50	482,346	6.57	605,5
染料及塗料																														
	昭和元年	408,565	15.83	15,623	0.61	94,104	3.65	118,173	4.58	1,369	0.05	82,936	3.21	13,045	0.70	3,015	0.11	116,137	4.50	2,595	0.10	39,636	1.53	—	—	46,204	1.79	1,634,428	63.33	
	昭和二年	480,508	15.51	21,330	0.69	92,340	2.98	72,510	2.34	2,255	0.07	125,026	4.03	64,667	2.09	18,923	0.61	148,314	4.79	6,784	0.22	414,344	13.37	—	—	162,108	5.23	1,468,469	47.38	21,4
	昭和三年	533,403	13.28	25,918	0.89	110,183	3.78	60,430	2.07	8,615	0.30	216,339	7.42	230,534	7.90	60,048	2.06	121,696	4.17	5,708	0.20	299,750	10.27	—	—	70,658	2.42	1,158,616	39.71	15,5
	昭和四年	563,422	15.43	18,440	0.50	14 ,721	4.07	70,513	1.93	3,034	0.08	427,959	11.71	149,277	4.09	21,099	0.58	192,625	5.27	10,532	0.29	110,488	3.02	—	—	51,348	1.41	1,851,936	50.69	34,2
	昭和五年	564,278	13.22	9,170	0.30	127,956	4.13	49,837	1.61	243	0.01	278,345	9.00	54,478	1.76	13,759	0.44	172,303	5.56	9,783	0.32	106,500	3.44	—	—	12,961	0.42	1,685,563	54.44	11,2
石油																														
	昭和元年	220,153	4.41	4,098	0.08	—	—	—	—	—	—	—	—	420,044	8.41	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,789,733	75.88	560,644	11.22	
	昭和二年	459,670	7.55	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	634,411	10.41	—	—	—	—	—	—	—	—	327,581	5.38	4,204,713	69.02	465,582	7.64	
	昭和三年	360,306	5.47	45	0.00	—	—	—	—	—	—	—	—	889,237	13.50	—	—	—	—	—	—	—	—	605,438	9.19	4,451,468	67.57	281,613	4.27	
	昭和四年	219,812	2.91	11	0.00	—	—	—	—	—	—	—	—	406,101	5.37	—	—	—	—	—	—	—	—	498,644	6.59	5,037,112	66.58	874,616	11.56	529,3
	昭和五年	393,892	5.61	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	935,244	13.33	—	—	—	—	—	—	—	—	2,000,123	28.51	2,970,397	42.34	716,333	10.21	
機械油																														
	昭和元年	306,783	31.10	5,298	0.54	—	—	1,040	0.11	—	—	—	—	33,683	3.41	—	—	283	0.03	—	—	—	—	29,432	2.98	416,209	42.19	193,872	19.65	
	昭和二年	344,878	23.76	2,742	0.19	—	—	92	0.00	—	—	—	—	113,173	7.79	—	—	347	0.02	—	—	—	—	37,096	2.56	775,348	53.42	177,689	12.25	
	昭和三年	262,593	18.41	1,659	0.12	—	—	—	—	—	—	—	—	269,079	18.86	—	—	539	0.04	—	—	—	—	3,328	0.23	765,653	53.67	123 379	8.65	
	昭和四年	264,946	18.36	1,658	0.12	600	0.04	—	—	—	—	5,697	0.39	42,794	2.97	—	—	454	0.03	—	—	—	—	795	0.06	797,474	55.27	196,936	13.65	131,6
	昭和五年	281,997	16.46	3,481	0.20	88	0.01	—	—	—	—	—	—	317,823	18.55	—	—	4,189	0.24	263	0.02	—	—	—	—	947,531	55.29	155,950	9.10	2,2
其他油脂																														
	昭和元年	234,164	10.14	137	0.01	452,909	19.64	15,691	0.63	2,700	0.12	3,932	0.17	200,356	8.67	1,664	0.07	10,422	0.44	395	0.01	2,618	0.11	140,344	6.07	882,717	38.20	72,067	3.12	290,1
	昭和二年	175,645	9.80	423	0.02	221,095	12.33	13,163	0.73	1,360	0.08	4,655	0.26	247,575	13.81	3,103	0.17	1,421	0.08	5,043	0.28	3,709	0.21	243,093	13.56	734,663	40.99	128,845	7.19	8,7
	昭和三年	271,599	9.96	3,472	0.13	186,109	6.82	9,333	0.34	—	—	2,717	0.10	300.719	11.04	1,416	0.05	1,098	0.04	519	0.02	6,660	0.24	1,512	0.06	1,172,154	42.97	200,780	7.36	569,5
	昭和四年	293,903	9.35	1,584	0.05	202,983	6.46	8,593	0.27	2,014	0.06	8,696	0.28	254,806	8.12	881	0.02	5,195	0.17	—	—	16,176	0.51	4,313	0.14	1,334,792	42.49	223,325	7.11	787,2
	昭和五年	236,707	6.97	1,503	0.04	160,628	4.73	13,217	0.39	—	—	14,789	0.44	225,916	6,65	1,246	0.04	8,327	0.25	261	—	144,170	4.24	650,158	19.13	1,529,381	45.02	378,550	11.14	33,1
蠟燭																														
	昭和元年	9,610	4.45	—	—	197,028	91.29	—	—	—	—	—	—	6,468	3.00	459	0.21	439	0.20	—	—	—	—	1,777	0.83	—	—	50	0.02	
	昭和二年	1,611	0.75	—	—	201,171	93.35	—	—	—	—	—	—	—	—	910	0.43	27	0.01	—	—	—	—	—	—	—	—	10,636	4.96	
	昭和三年	3,262	2.87	—	—	94,170	82.75	—	—	—	—	—	—	14,337	12.60	363	0.32	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,662	1.46	
	昭和四年	1,413	0.47	—	—	288,190	96.51	—	—	—	—	—	—	8,570	2.87	—	—	—	—	227	0.08	—	—	—	—	—	—	204	0.07	
	昭和五年	4,560	3.71	41	0.03	116,656	94.87	—	—	—	—	—	—	438	0.36	1,046	0.85	224	0.18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

品名	年次	日本		朝鮮		支那		香港		英領
		金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額
蠟燭製造材料		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關
	昭和元年	35,759	3.05	—	—	1,126	0.10	—	—	26,0
	昭和二年	77,730	11.55	—	—	267	0.04	—	—	8,4
	昭和三年	91,552	9.65	—	—	1,669	0.18	—	—	94,2
	昭和四年	98,295	11.88	—	—	1,272	0.15	—	—	103,0
	昭和五年	37,415	6.37	50	0.01	194	0.03	31,083	5.30	49,9
石鹸										
	昭和元年	639,345	76.23	4,403	0.52	90,184	10.75	113	0.01	
	昭和二年	749,323	75.33	4,799	0.48	132,331	13.30	720	0.07	
	昭和三年	814,487	72.49	7,313	0.65	78,424	6.98	259	0.02	
	昭和四年	765,831	58.90	4,261	0.33	261,751	20.13	34	0.00	
	昭和五年	744,620	52.41	4,186	0.29	502,966	35.40	864	0.06	
燐寸										
	昭和元年	47,193	74.82	50	0.08	14,412	22.85	—	—	
	昭和二年	50,871	49.54	1,140	1.11	41,717	40.63	—	—	
	昭和三年	87,575	79.63	2,186	1.99	10,842	9.86	777	0.71	
	昭和四年	98,923	75.30	3,645	2.77	5,172	3.94	—	—	
	昭和五年	74,636	48.43	18,455	11.98	34,500	22.39	—	—	
燐寸製造材料										
	昭和元年	159,436	67.30	39,954	16.87	3,592	1.52	—	—	
	昭和二年	169,381	76.36	33,283	15.00	1,077	0.49	—	—	
	昭和三年	175,219	81.27	6,551	3.04	4,443	2.06	—	—	
	昭和四年	112,712	55.43	176	0.09	5,540	2.72	—	—	
	昭和五年	125,906	59.17	8,181	3.84	9,154	4.30	—	—	
石炭及コークス										
	昭和元年	17,928	0.99	22,569	1.25	222,393	12.32	—	—	
	昭和二年	13,090	0.62	14,797	0.70	277,552	13.11	—	—	
	昭和三年	3,092	0.11	11,014	0.39	319,442	11.32	—	—	
	昭和四年	19,302	1.16	6,021	0.36	427,212	25.78	—	—	
	昭和五年	5,231	0.11	5,527	0.12	511,475	10.97	—	—	
鐵及鋼										
	昭和元年	3,791,748	37.19	83,178	0.82	42,297	0.41	16,815	0.16	
	昭和二年	4,472,825	37.73	33,441	0.30	16,663	0.14	23,758	0.20	
	昭和三年	4,776,447	27.98	36,581	0.21	6,208	0.04	15,206	0.09	
	昭和四年	7,003,685	41.27	27,919	0.16	20,602	0.12	10,431	0.06	
	昭和五年	7,097,017	52.36	66,679	0.49	22,346	0.16	29,495	0.22	

日本		朝鮮		支那		香港		英領印度		英吉利		露西亞		佛蘭西		獨逸		白耳義		和蘭		蘭領印度		北米合衆國		支那仲継品		其他		合計		各年の總額に對する百分比
金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	
海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		
35,759	3.05	—	—	1,126	0.10	—	—	26,026	2.22	—	—	1,073	0.09	—	—	—	—	—	—	—	—	154,665	13.19	639,001	54.49	306,820	26.16	8,160	0.70	1,172,630	100.00	0.44
77,730	11.55	—	—	267	0.04	—	—	8,400	1.25	38,711	5.75	735	0.11	—	—	—	—	—	—	—	—	36,296	5.39	128,986	19.16	382,076	56.75	—	—	673,201	100.00	0.26
91,552	9.65	—	—	1,669	0.18	—	—	94,279	9.94	—	—	15,235	1.61	—	—	—	—	—	—	—	—	107,524	11.32	341,524	36.00	296,988	31.30	—	—	948,771	100.00	0.32
98,295	11.88	—	—	1,272	0.15	—	—	103,001	12.46	—	—	180	0.02	—	—	—	—	—	—	—	—	165,553	20.02	215,229	26.03	217,479	26.30	25,920	3.13	826,929	100.00	0.26
37,415	6.37	50	0.01	194	0.03	31,083	5.30	49,977	8.52	—	—	47	0.01	—	—	166	0.03	—	—	—	—	—	—	154,995	26.41	217,781	37.12	95,077	16.20	586,785	100.00	0.19
39,345	76.23	4,403	0.52	90,184	10.75	118	0.01	—	—	1,802	0.21	18,389	2.19	4,192	0.50	3,745	0.45	—	—	2,765	0.33	—	—	1,755	0.21	69,899	8.33	2,121	0.26	838,718	100.00	0.31
49,323	75.33	4,799	0.48	132,331	13.30	720	0.07	—	—	2,000	0.20	15,697	1.58	10,650	1.07	1,141	0.11	—	—	—	—	—	—	965	0.10	73,138	7.35	3,981	0.40	994,745	100.00	0.38
14,487	72.49	7,313	0.65	78,424	6.98	259	0.02	—	—	46,256	4.12	16,585	1.48	5,996	0.54	4,851	0.43	—	—	1,218	0.11	—	—	2,891	0.26	145,885	12.81	1,375	0.12	1,123,540	100.00	0.38
65,831	58.90	4,261	0.33	261,751	20.13	34	0.00	—	—	132,580	10.20	25,453	1.96	8,882	0.68	10,704	0.82	54	0.00	1,985	0.15	—	—	2,428	0.19	86,155	6.63	65	0.00	1,300,183	100.00	0.40
44,620	52.41	4,186	0.29	502,966	35.40	864	0.06	—	—	5,211	0.37	37,202	2.62	6,434	0.45	5,920	0.42	—	—	—	—	—	—	1,863	0.13	104,188	7.33	7,206	0.51	1,420,660	100.00	0.47
47,193	74.82	50	0.08	14,412	22.85	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,418	2.25	—	—	63,073	100.00	0.02
50,871	49.54	1,140	1.11	41,717	40.63	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,197	7.98	752	0.74	102,677	100.00	0.04
87,575	79.63	2,186	1.99	10,842	9.86	777	0.71	—	—	—	—	3,463	3.15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,928	3.57	1,200	1.09	109,971	100.00	0.04
98,923	75.30	3,645	2.77	5,172	3.94	—	—	—	—	—	—	18,258	13.90	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,081	0.82	4,296	3.27	131,375	100.00	0.04
74,636	48.43	18,455	11.98	34,500	22.39	—	—	—	—	—	—	16,486	10.70	—	—	—	—	—	—	12	0.00	—	—	—	—	9,520	6.18	470	0.31	154,090	100.00	0.05
59,436	67.30	39,954	16.87	3,592	1.52	—	—	—	—	41	0.02	—	—	—	—	30,558	12.90	—	—	—	—	—	—	—	—	3,312	1.40	—	—	236,893	100.00	0.09
69,381	76.36	33,283	15.00	1,077	0.49	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14,181	6.39	—	—	—	—	—	—	—	—	3,837	1.73	55	0.02	221,814	100.00	0.08
75,219	81.27	6,551	3.04	4,443	2.06	—	—	—	—	—	—	123	0.06	1,328	0.62	19,945	9.25	—	—	—	—	—	—	—	—	4,671	2.17	3,308	1.53	215,588	100.00	0.07
12,712	55.43	176	0.09	5,540	2.72	—	—	—	—	800	0.39	659	0.32	—	—	51,180	25.17	29,021	14.27	—	—	—	—	—	—	2,548	1.25	720	0.37	203,356	100.00	0.06
25,906	59.17	8,181	3.84	9,154	4.30	—	—	—	—	2,375	1.12	468	0.22	39	0.02	46,740	21.97	11,377	5.35	—	—	—	—	—	—	3,521	1.65	5,027	2.36	212,788	100.00	0.07
17,928	0.99	22,569	1.25	222,393	12.32	—	—	—	—	—	—	1,539,422	85.32	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,043	0.12	—	—	1,804,355	100.00	0.67
13,090	0.62	14,797	0.70	277,552	13.11	—	—	—	—	—	—	1,811,174	85.57	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,116,613	100.00	0.81
3,092	0.11	11,014	0.39	319,442	11.32	—	—	—	—	—	—	2,483,786	87.99	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,333	0.19	—	—	2,822,667	100.00	0.96
19,302	1.16	6,021	0.36	427,212	25.78	—	—	—	—	—	—	1,204,442	72.67	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	435	0.02	—	—	1,657,412	100.00	0.51
5,231	0.11	5,527	0.12	511,475	10.97	—	—	—	—	—	—	4,138,902	88.79	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	506	0.01	—	—	4,661,641	100.00	1.54
791,748	37.19	83,178	0.82	42,297	0.41	16,815	0.16	—	—	373,624	3.66	580,496	5.69	23,944	0.23	639,881	6.28	1,424,472	13.97	253,588	2.49	44	0.00	1,485,885	14.57	1,269,230	12.45	211,426	2.07	10,196,628	100.00	3.79
872,825	37.73	33,441	0.30	16,663	0.14	23,758	0.20	—	—	259,793	2.19	1,667,281	14.06	366,055	3.09	446,247	3.76	1,327,814	11.21	397,756	3.36	—	—	1,660,386	14.00	977,645	8.25	205,201	1.73	11,854,865	100.00	4.54
776,447	27.98	36,581	0.21	6,208	0.04	15,206	0.09	—	—	346,155	2.03	4,750,741	27.83	1,303,059	7.63	555,384	3.25	2,252,166	13.19	144,608	0.85	17	0.00	1,871,551	10.96	890,825	5.22	121,457	0.71	17,070,405	100.00	5.79
903,685	41.27	27,919	0.16	20,602	0.12	10,431	0.06	—	—	316,056	1.86	2,786,635	16.42	85,594	0.50	343,813	2.03	4,326,916	25.50	173,791	1.02	5,184	0.03	842,844	4.97	928,471	5.47	99,016	0.57	16,968,957	100.00	5.23
997,017	52.36	66,679	0.49	22,346	0.16	29,495	0.22	—	—	582,920	4.30	821,430	6.06	44,454	0.34	527,901	3.89	2,064,476	15.23	381,389	2.81	—	—	765,710	5.65	924,344	6.82	225,366	1.66	13,553,527	100.00	4.49

品名	年次	日本		朝鮮		支那		香港		英領印度		英吉利		露西亞		佛蘭西		獨逸		白耳義		和蘭		蘭領印度		北米合衆國		支那仲繼品		其
		金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額
蠟燭製造材料		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海
	昭和元年	35,759	3.05	—	—	1,126	0.10	—	—	26,026	2.22	—	—	1,073	0.09	—	—	—	—	—	—	—	—	154,665	13.19	639,001	54.49	306,820	26.16	
	昭和二年	77,730	11.55	—	—	267	0.04	—	—	8,400	1.25	38,711	5.75	735	0.11	—	—	—	—	—	—	—	—	36,296	5.39	128,986	19.16	382,076	56.75	
	昭和三年	91,552	9.65	—	—	1,669	0.18	—	—	94,279	9.94	—	—	15,235	1.61	—	—	—	—	—	—	—	—	107,524	11.32	341,524	36.00	296,988	31.30	
	昭和四年	98,295	11.88	—	—	1,272	0.15	—	—	103,001	12.46	—	—	180	0.02	—	—	—	—	—	—	—	—	165,553	20.02	215,229	26.03	217,479	26.30	2
	昭和五年	37,415	6.37	50	0.01	194	0.03	31,083	5.30	49,977	8.52	—	—	47	0.01	—	—	166	0.03	—	—	—	—	—	—	154,995	26.41	217,781	37.12	9
石鹼																														
	昭和元年	639,345	76.23	4,403	0.52	90,184	10.75	118	0.01	—	—	1,802	0.21	18,389	2.19	4,192	0.50	3,745	0.45	—	—	2,765	0.33	—	—	1,755	0.21	69,899	8.33	
	昭和二年	749,323	75.33	4,799	0.48	132,331	13.30	720	0.07	—	—	2,000	0.20	15,697	1.58	10,650	1.07	1,141	0.11	—	—	—	—	—	—	965	0.10	73,138	7.35	
	昭和三年	814,487	72.49	7,313	0.65	78,424	6.98	259	0.02	—	—	46,256	4.12	16,585	1.48	5,996	0.54	4,851	0.43	—	—	1,218	0.11	—	—	2,891	0.26	145,885	12.81	
	昭和四年	765,831	58.90	4,261	0.33	261,751	20.13	34	0.00	—	—	132,580	10.20	25,453	1.96	8,882	0.68	10,704	0.82	54	0.00	1,985	0.15	—	—	2,428	0.19	86,155	6.63	
	昭和五年	744,620	52.41	4,186	0.29	502,966	35.40	864	0.06	—	—	5,211	0.37	37,202	2.62	6,434	0.45	5,920	0.42	—	—	—	—	—	—	1,863	0.13	104,188	7.33	
燐寸																														
	昭和元年	47,193	74.82	50	0.08	14,412	22.85	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,418	2.25	
	昭和二年	50,871	49.54	1,140	1.11	41,717	40.63	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,197	7.98	
	昭和三年	87,575	79.63	2,186	1.99	10,842	9.86	777	0.71	—	—	—	—	3,463	3.15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,928	3.57	
	昭和四年	98,923	75.30	3,645	2.77	5,172	3.94	—	—	—	—	—	—	18,258	13.90	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,081	0.82	
	昭和五年	74,636	48.43	18,455	11.98	34,500	22.39	—	—	—	—	—	—	16,486	10.70	—	—	—	—	—	—	12	0.00	—	—	—	—	9,520	6.18	
燐寸製造材料																														
	昭和元年	159,436	67.30	39,954	16.87	3,592	1.52	—	—	—	—	41	0.02	—	—	—	—	30,558	12.90	—	—	—	—	—	—	—	—	3,312	1.40	
	昭和二年	169,381	76.36	33,283	15.00	1,077	0.49	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14,181	6.39	—	—	—	—	—	—	—	—	3,837	1.73	
	昭和三年	175,219	81.27	6,551	3.04	4,443	2.06	—	—	—	—	—	—	123	0.06	1,328	0.62	19,945	9.25	—	—	—	—	—	—	—	—	4,671	2.17	
	昭和四年	112,712	55.43	176	0.09	5,540	2.72	—	—	—	—	800	0.39	659	0.32	—	—	51,180	25.17	29,021	14.27	—	—	—	—	—	—	2,548	1.25	
	昭和五年	125,906	59.17	8,181	3.84	9,154	4.30	—	—	—	—	2,375	1.12	468	0.22	39	0.02	46,740	21.97	11,377	5.35	—	—	—	—	—	—	3,521	1.65	
石炭及コークス																														
	昭和元年	17,928	0.99	22,569	1.25	222,393	12.32	—	—	—	—	—	—	1,539,422	85.32	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,043	0.12	
	昭和二年	13,090	0.62	14,797	0.70	277,552	13.11	—	—	—	—	—	—	1,811,174	85.57	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	昭和三年	3,092	0.11	11,014	0.39	319,442	11.32	—	—	—	—	—	—	2,483,786	87.99	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,333	0.19	
	昭和四年	19,302	1.16	6,021	0.36	427,212	25.78	—	—	—	—	—	—	1,204,442	72.67	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	435	0.02	
	昭和五年	5,231	0.11	5,527	0.12	511,475	10.97	—	—	—	—	—	—	4,138,902	88.79	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	506	0.01	
鐵及鋼																														
	昭和元年	3,791,748	37.19	83,178	0.82	42,297	0.41	16,815	0.16	—	—	373,624	3.66	580,496	5.69	23,944	0.23	639,881	6.28	1,424,472	13.97	253,588	2.49	44	0.00	1,485,885	14.57	1,269,230	12.45	21
	昭和二年	4,472,825	37.73	33,441	0.30	16,663	0.14	23,758	0.20	—	—	259,793	2.19	1,667,281	14.06	366,055	3.09	446,247	3.76	1,327,814	11.21	397,756	3.36	—	—	1,660,386	14.00	977,645	8.25	20
	昭和三年	4,776,447	27.98	36,581	0.21	6,208	0.04	15,206	0.09	—	—	346,155	2.03	4,750,741	27.83	1,303,059	7.63	555,384	3.25	2,252,166	13.19	144,608	0.85	17	0.00	1,871,551	10.96	890,825	5.22	12
	昭和四年	7,003,685	41.27	27,919	0.16	20,602	0.12	10,431	0.06	—	—	316,056	1.86	2,786,635	16.42	85,594	0.50	343,813	2.03	4,326,916	25.50	173,791	1.02	5,184	0.03	842,844	4.97	928,471	5.47	9
	昭和五年	7,097,017	52.36	66,679	0.49	22,346	0.16	29,495	0.22	—	—	582,920	4.30	821,430	6.06	44,454	0.34	527,901	3.89	2,064,476	15.23	381,389	2.81	—	—	765,710	5.65	924,344	6.82	22

品名	年次	日本		朝鮮		支那		香港		英領印	
		金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百
		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩	
其他金屬	昭和元年	2,247,968	74.02	6,066	0.20	93,346	3.07	78,663	2.59	111,000	
	昭和二年	2,902,491	80.24	19,471	0.54	77,136	2.13	106,857	2.95	—	
	昭和三年	1,834,718	63.92	23,443	0.82	133,227	4.64	91,843	3.20	15,413	
	昭和四年	1,826,952	76.00	25,293	1.05	66,495	2.77	44,530	1.85	—	
	昭和五年	2,455,773	63.50	20,284	0.52	273,121	7.06	89,148	2.31	296,247	
金物											
	昭和元年	1,147,906	35.77	10,277	0.32	839,671	26.16	4,069	0.13	—	
	昭和二年	1,319,146	42.43	11,778	0.38	421,937	13.57	1,796	0.06	—	
	昭和三年	1,519,729	42.11	11,078	0.31	208,036	5.76	6,623	0.18	—	
	昭和四年	1,739,377	46.61	20,223	0.54	514,460	13.79	4,868	0.13	—	
	昭和五年	1,525,347	51.18	30,294	1.02	300,364	10.08	3,023	0.10	—	
機械機器											
	昭和元年	3,732,682	53.18	86,004	1.23	171,748	2.45	1 666	0.02	1,100	
	昭和二年	4,771,823	53.37	30,502	0.34	172,278	1.93	2,676	0.03	—	
	昭和三年	3,820,598	36.66	25,098	0.24	181,902	1.75	8,508	0.08	—	
	昭和四年	5,445,197	46.12	43,669	0.37	221,669	1.88	6,940	0.06	1,738	
	昭和五年	5,718,626	36.17	35,785	0.23	190,789	1.21	7,851	0.05	—	
車輛類											
	昭和元年	3,056,755	60.54	12,241	0.24	1,644	0.03	—	—	—	
	昭和二年	3,562,730	54.22	13,505	0.21	3,908	0.06	2,038	0.03	—	
	昭和三年	3,403,156	48.01	8,157	0.12	11,816	0.17	—	—	—	
	昭和四年	3,572,091	38.64	14,631	0.16	7,490	0.03	1,072	0.01	—	
	昭和五年	2,293,465	40.25	18,563	0.33	4,622	0.03	3,386	0.06	883	
セメント											
	昭和元年	538,149	73.12	110,000	15.97	7,100	1.03	—	—	—	
	昭和二年	359,978	71.09	66,956	13.22	44,132	8.72	—	—	—	
	昭和三年	203,447	49.09	63,791	15.39	8,898	2.15	—	—	—	
	昭和四年	283,531	49.83	220,732	38.79	25,453	4.47	—	—	—	
	昭和五年	174,222	50.42	96,304	27.87	58,421	16.91	—	—	—	
木材及竹等											
	昭和元年	843,063	34.66	687,185	28.25	304,168	12.51	36,614	1.51	—	
	昭和二年	1,071,131	38.19	661,053	23.57	450,059	16.05	32,602	1.16	—	
	昭和三年	1,394,761	30.90	1,717,914	38.08	454,334	10.03	23,278	0.52	—	
	昭和四年	1,710,572	38.00	1,420,933	31.57	542,067	12.04	32,450	0.72	—	
	昭和五年	1,159,314	30.86	826,263	22.00	523,680	13.94	33,532	0.89	—	

	日本		朝鮮		支那		香港		英領印度		英吉利		露西亞		佛蘭西		獨逸		白耳義		和蘭		蘭領印度		北米合衆國		支那仲繼品		其他		合計		各年の總額に對する百分比
	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	
	海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		
年	2,247,968	74.02	6,066	0.20	93,346	3.07	78,663	2.59	111,000	3.65	48,012	1.58	3,209	0.11	591	0.02	76,186	2.51	29,399	0.97	2,805	0.09	21	0.00	93,157	3.07	219,814	7.23	26,774	0.88	3,037,011	100.00	1.13
年	2,902,491	80.24	19,471	0.54	77,136	2.13	106,857	2.95	—	—	82,742	2.29	18,378	0.51	114	0.00	62,949	1.74	9,035	0.25	7,354	0.21	—	—	90,715	2.51	170,299	4.71	69,513	1.92	3,617,084	100.00	1.39
年	1,834,718	63.92	23,443	0.82	133,227	4.64	91,843	3.20	15,413	0.54	51,033	1.78	419,018	14.60	--	—	38,676	1.35	11,096	0.38	102	0.00	—	—	34,413	2.94	138,224	4.82	29,179	1.02	2,870,390	100.00	0.97
年	1,826,952	76.00	25,293	1.05	66,495	2.77	44,530	1.85	—	—	2,759	0.11	169,759	7.06	342	0.01	55,624	2.31	315	0.01	2,302	0.10	66	0.00	23,215	0.97	98,273	4.09	87,965	3.66	2,403,390	100.00	0.74
年	2,455,773	63.50	20,284	0.52	273,121	7.06	89,148	2.31	296,247	7.66	62,890	1.63	18,495	0.48	—	—	57,063	1.48	1,154	0.03	—	—	—	—	207,231	5.36	118,081	3.05	267,627	6.92	3,867,114	100.00	1.28
年	1,147,906	35.77	10,277	0.32	839,671	26.16	4,069	0.13	—	—	67,729	2.11	263,248	8.36	4,634	0.14	453,079	14.12	17,755	0.55	3,994	0.13	15	0.00	130,446	4.07	253,816	7.91	7,558	0.24	3,209,197	100.00	1.19
年	1,319,146	42.43	11,778	0.38	421,987	13.57	1,796	0.06	—	—	106,220	3.42	169,041	5.44	50,730	1.63	505,942	16.27	25,700	0.82	16,742	0.54	—	—	219,102	7.05	255,651	8.23	5,142	0.17	3,108,977	100.00	1.19
年	1,519,729	42.11	11,078	0.31	208,036	5.76	6,623	0.18	—	—	72,014	2.00	352,016	9.75	42,276	1.17	498,764	13.82	40,694	1.13	15,141	0.42	—	—	512,760	14.21	278,403	7.71	51,709	1.43	3,609,243	100.00	1.22
年	1,739,377	46.61	20,223	0.54	514,460	13.79	4,868	0.13	—	—	64,172	1.72	290,132	7.77	13,624	0.37	651,676	17.46	9,736	0.26	8,725	0.23	—	—	147,221	3.94	221,699	5.94	45,980	1.23	3,731,893	100.00	1.15
年	1,525,347	51.18	30,294	1.02	300,364	10.08	3,023	0.10	-	—	34,059	1.14	122,124	4.10	22,486	0.75	585,201	19.64	9,468	0.32	48,166	1.62	1,008	0.03	57,891	1.94	202,933	6.81	37,791	1.27	2,980,160	100.00	0.99
年	3,732,682	53.18	86,004	1.23	171,748	2.45	1 666	0.02	1,100	0.02	514,203	7.33	52,186	0.74	49,799	0.71	1,248,602	17.79	63,200	0.90	69,502	0.99	—	—	454,205	6.47	525,070	7.48	49,341	0.70	7,019,368	100.00	2.61
年	4,771,823	53.37	30,502	0.34	172,278	1.93	2,676	0.03	—	—	679,385	7.60	499,106	5.58	32,406	0.36	1,043,090	11.67	12,847	0.14	42,756	0.48	630	0.01	957,402	10.71	444,077	4.97	252,260	2.82	8,941,238	100.00	3.42
年	3,820,598	36.66	25,098	0.24	181,902	1.75	8,508	0.08	—	—	685,620	6.58	1,191,095	11.43	29,660	0.28	1,311,481	12.59	24,254	0.23	46,044	0.44	80	0.00	2,101,638	20.17	513,319	4.92	481,235	4.62	10,420,532	100.00	3.53
年	5,445,197	46.12	43,669	0.37	221,669	1.88	6,940	0.06	1,733	0.01	810 013	6.86	857,457	7.26	153,036	1.29	1,584,252	13.42	33,657	0.29	20,201	0.17	51	0.00	1,719,747	14.57	586,642	4.97	321,623	2.72	11,805,942	100.00	3.64
年	5,718,626	36.17	35,785	0.23	190,789	1.21	7,851	0.05	—	—	799,000	5.05	837,478	5.30	149,783	0.95	4,419,032	27.95	291,161	1.84	230,112	1.45	—	—	1,812,845	11.47	499,984	3.16	818,224	5.18	15,810,670	100.00	5.24
年	3,056,755	60.54	12,241	0.24	1,644	0.03	—	—	—	—	363,689	7.20	123,801	2.45	62,788	1.24	108,500	2.15	—	—	—	—	264	0.01	948,064	18.78	306,665	6.07	64,680	1.28	5,049,091	100.00	1.83
年	3,562,730	54.22	13,505	0.21	3,908	0.06	2,038	0.03	—	—	118,331	1.80	585,090	8 90	11,109	0.17	107,737	1.64	6,907	0.11	122,397	1.87	—	—	1,687,398	25.68	244,737	3.72	104,410	1.59	6,570,847	100.00	2.52
年	3,403,156	48.01	8,157	0.12	11,816	0.17	—	—	—	—	36,880	0.52	618,901	8.73	4,745	0.07	162,207	2.29	54,070	0.76	15,480	0.22	—	—	2,137,437	30.15	608,833	8.59	27,060	0.38	7,088,742	100.00	2.40
年	3,572,091	38.64	14,631	0.16	7,490	0.03	1,072	0.01	—	—	163,752	1.77	388,253	4.20	25,682	0.28	381,047	4.12	85,150	0.92	2,487	0.03	—	—	3,580,230	38.73	314,513	3.40	707,877	7.66	9,244,275	100.00	2.85
年	2,293,465	40.25	18,563	0.33	4,622	0.08	3,386	0.06	883	0.02	144,137	2.53	298,365	5.24	23,339	0.41	1,423,983	24.99	1,795	0.03	19,169	0.34	216	0.00	1,047,996	18.39	350,253	6.15	68,006	1.18	5,698,178	100.00	1.89
年	538,149	78.12	110,000	15.97	7,100	1.03	—	—	—	—	—	—	6,782	0.98	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	26,851	3.90	—	—	688,882	100.00	0.26
年	359,978	71.09	66,956	13.22	44,132	8.72	—	—	—	—	—	—	35,307	6.97	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	0.00	—	—	506,383	100.00	0.19
年	203,447	49.09	63,791	15.39	8,898	2.15	—	—	—	—	—	—	136,575	32.96	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,696	0.41	—	—	414,407	100.00	0.14
年	283,531	49.83	220,732	38.79	25,453	4.47	—	—	—	—	—	—	39,223	6.90	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	0.00	57	0.01	—	—	569,000	100.00	0.18
年	174,222	50.42	96,304	27.87	58,421	16.91	—	—	—	—	—	—	16,559	4.79	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	0.00	40	0.01	—	—	345,550	100.00	0.11
年	843,063	34.66	687,185	28.25	304,168	12.51	36,614	1.51	—	—	—	—	235,731	9.69	—	—	36	0.00	—	—	—	—	—	—	199,608	8.21	96,182	3.95	29,560	1.22	2,432,197	100.00	0.90
年	1,071,131	38.19	661,053	23.57	450,059	16.05	32,602	1.16	—	—	—	—	194,871	6.95	—	—	4,643	0.17	—	—	57	0.00	—	—	255,925	9.12	127,782	4.56	6,845	0.24	2,804,968	100.00	1.07
年	1,394,761	30.90	1,717,914	38.08	454,334	10.08	23,273	0.52	—	—	—	—	471,718	10.45	—	—	276	0.01	—	—	—	—	—	—	286,485	6.35	156,280	3.45	7,731	0.17	4,513,277	100.00	1.53
年	1,710,572	38.00	1,420,933	31.57	542,067	12.04	32,450	0.72	—	—	—	—	286,548	6.37	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	356,174	7.91	146,095	3.25	6,170	0.14	4,501,009	100.00	1.39
年	1,159,314	30.86	826,263	22.00	523,680	13.94	33,532	0.89	—	—	370	0.01	768,216	20.45	—	—	—	—	—	—	31	0.00	—	—	235,455	6.27	200,973	5.35	8,723	0.23	3,756,557	100.00	1.24

品名	年次	日本		朝鮮		支那		香港		英領印度		英吉利		露西亞		佛蘭西		獨逸		白耳義		和蘭		蘭領印度		北米合衆國		支那仲継品	
		金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分
其他金属		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩	
	昭和元年	2,247,968	74.02	6,066	0.20	93,346	3.07	78,663	2.59	111,000	3.65	48,012	1.58	3,209	0.11	591	0.02	76,186	2.51	29,399	0.97	2,805	0.09	21	0.00	93,157	3.07	219,814	
	昭和二年	2,902,491	80.24	19,471	0.54	77,136	2.13	106,857	2.95	—	—	82,742	2.29	18,378	0.51	114	0.00	62,949	1.74	9,035	0.25	7,354	0.21	—	—	90,715	2.51	170,299	
	昭和三年	1,834,718	63.92	23,443	0.82	133,227	4.64	91,843	3.20	15,413	0.54	51,033	1.78	419,018	14.60	—	—	38,676	1.35	11,096	0.38	102	0.00	—	—	84,413	2.94	138,224	
	昭和四年	1,826,952	76.00	25,293	1.05	66,495	2.77	44,530	1.85	—	—	2,759	0.11	169,759	7.06	342	0.01	55,624	2.31	315	0.01	2,302	0.10	66	0.00	23,215	0.97	98,273	
	昭和五年	2,455,773	63.50	20,284	0.52	273,121	7.06	89,143	2.31	296,247	7.66	62,890	1.63	13,495	0.48	—	—	57,063	1.48	1,154	0.03	—	—	—	—	207,231	5.36	118,081	
金物																													
	昭和元年	1,147,906	35.77	10,277	0.32	839,671	26.16	4,069	0.13	—	—	67,729	2.11	268,248	8.36	4,634	0.14	453,079	14.12	17,755	0.55	3,994	0.13	15	0.00	130,446	4.07	253,816	
	昭和二年	1,319,146	42.43	11,778	0.38	421,937	13.57	1,796	0.06	—	—	106,220	3.42	169,041	5.44	50,730	1.63	505,942	16.27	25,700	0.82	16,742	0.54	—	—	219,102	7.05	255,651	
	昭和三年	1,519,729	42.11	11,078	0.31	208,036	5.76	6,623	0.18	—	—	72,014	2.00	352,016	9.75	42,276	1.17	498,764	13.82	40,694	1.13	15,141	0.42	—	—	512,760	14.21	278,403	
	昭和四年	1,739,377	46.61	20,223	0.54	514,460	13.79	4,868	0.13	—	—	64,172	1.72	290,132	7.77	13,624	0.37	651,676	17.46	9,736	0.26	8,725	0.23	—	—	147,221	3.94	221,699	
	昭和五年	1,525,347	51.18	30,294	1.02	300,364	10.08	3,023	0.10	—	—	34,059	1.14	122,124	4.10	22,486	0.75	585,201	19.64	9,468	0.32	48,166	1.62	1,008	0.03	57,891	1.94	202,933	
機械機器																													
	昭和元年	3,732,682	53.18	86,004	1.23	171,748	2.45	1,666	0.02	1,100	0.02	514,203	7.33	52,186	0.74	49,799	0.71	1,248,602	17.79	63,200	0.90	69,502	0.99	—	—	454,205	6.47	525,070	
	昭和二年	4,771,823	53.37	30,502	0.34	172,278	1.93	2,676	0.03	—	—	679,385	7.60	499,106	5.53	32,406	0.36	1,043,090	11.67	12,847	0.14	42,756	0.48	630	0.01	957,402	10.71	444,077	
	昭和三年	3,820,598	36.66	25,098	0.24	181,902	1.75	8,503	0.08	—	—	685,620	6.58	1,191,095	11.43	29,660	0.28	1,311,481	12.59	24,254	0.23	46,044	0.44	80	0.00	2,101,638	20.17	513,319	
	昭和四年	5,445,197	46.12	43,669	0.37	221,669	1.88	6,940	0.06	1,733	0.01	310,013	6.86	857,457	7.26	153,036	1.29	1,584,252	13.42	33,657	0.29	20,201	0.17	51	0.00	1,719,747	14.57	586,642	
	昭和五年	5,718,626	36.17	35,785	0.23	190,739	1.21	7,851	0.05	—	—	799,000	5.05	837,478	5.30	149,783	0.95	4,419,032	27.95	291,161	1.84	230,112	1.45	—	—	1,812,845	11.47	499,984	
車輛類																													
	昭和元年	3,056,755	60.54	12,241	0.24	1,644	0.03	—	—	—	—	363,689	7.20	123,801	2.45	62,788	1.24	103,500	2.15	—	—	—	—	264	0.01	948,064	18.78	306,665	
	昭和二年	3,562,730	54.22	13,505	0.21	3,908	0.06	2,038	0.03	—	—	118,331	1.80	585,090	8 90	11,109	0.17	107,737	1.64	6,907	0.11	122,397	1.87	—	—	1,687,398	25.68	244,737	
	昭和三年	3,403,156	48.01	8,157	0.12	11,816	0.17	—	—	—	—	36,880	0.52	618,901	8.73	4,745	0.07	162,207	2.29	54,070	0.76	15,480	0.22	—	—	2,137,437	30.15	608,833	
	昭和四年	3,572,091	38·64	14,631	0.16	7,490	0.03	1,072	0.01	—	—	163,752	1.77	388,253	4.20	25,682	0.28	381,047	4.12	85,150	0.92	2,487	0.03	—	—	3,580,230	38.73	314,513	
	昭和五年	2,293,465	40.25	18,563	0.33	4,622	0.08	3,386	0.06	883	0.02	144,137	2.53	298,365	5.24	23,339	0.41	1,423,983	24.99	1,795	0.03	19,169	0.34	216	0.00	1,047,996	18.39	350,253	
セメント																													
	昭和元年	538,149	73.12	110,000	15.97	7,100	1.03	—	—	—	—	—	—	6,782	0.98	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	26,351	
	昭和二年	359,978	71.09	66,956	13.22	44,132	8.72	—	—	—	—	—	—	35,307	6.97	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	
	昭和三年	203,447	49.09	63,791	15.39	8,898	2.15	—	—	—	—	—	—	136,575	32.96	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,696	
	昭和四年	283,531	49.83	220,732	38.79	25,453	4.47	—	—	—	—	—	—	39,223	6.90	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	0.00	57	
	昭和五年	174,222	50.42	96,304	27.87	58,421	16.91	—	—	—	—	—	—	16,559	4.79	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	0.00	40	
木材及竹等																													
	昭和元年	843,063	34.66	687,185	28.25	304,168	12.51	36,614	1.51	—	—	—	—	235,731	9.69	—	—	36	0.00	—	—	—	—	—	—	199,608	8.21	96,182	
	昭和二年	1,071,131	38.19	661,053	23.57	450,059	16.05	32,602	1.16	—	—	—	—	194,871	6.95	—	—	4,643	0.17	—	—	57	0.00	—	—	255,925	9.12	127,782	
	昭和三年	1,394,761	30.90	1,717,914	38.08	454,834	10.08	23,278	0.52	—	—	—	—	471,718	10.45	—	—	276	0.01	—	—	—	—	—	—	286,485	6.35	156,280	
	昭和四年	1,710,572	38.00	1,420,933	31.57	542,067	12.04	32,450	0.72	—	—	—	—	286,548	6.37	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	356,174	7.91	146,095	
	昭和五年	1,159,314	30.86	826,263	22.00	523,680	13.94	33,532	0.89	—	—	370	0.01	768,216	20.45	—	—	—	—	—	—	31	0.00	—	—	235,455	6.27	200,973	

品名	年次	日本		朝鮮		支那		香港		英領印	
		金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百
建築材料		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩	
	昭和元年	457,893	62.50	20,486	2.80	11,828	1.61	4,370	0.60	—	
	昭和二年	491,722	63.53	9,823	1.27	24,390	3.15	186	0.02	—	
	昭和三年	527,111	43.11	12,247	1.00	36,106	2.95	3,802	0.31	—	
	昭和四年	917,664	34.37	10,610	0.40	52,559	1.97	11,599	0.43	—	
	昭和五年	931,016	39.88	37,805	1.62	33,862	1.45	999	0.04	—	
鐵道材料											
	昭和元年	268,339	7.83	—	—	—	—	600	0.02	—	
	昭和二年	473,339	26.69	—	—	—	—	—	—	—	
	昭和三年	208,441	15.59	1,197	0.09	—	—	—	—	—	
	昭和四年	502,099	28.89	—	—	—	—	—	—	—	
	昭和五年	1,500,847	58.20	1,990	0.08	—	—	2,212	0.09	—	
電氣材料											
	昭和元年	2,015,259	71.94	3,978	0.14	19,288	0.69	46	0.00	—	
	昭和二年	2,653,851	76.65	5,353	0.15	36,671	1.06	16,347	0.47	—	
	昭和三年	2,525,139	69.02	1,438	0.04	37,267	1.02	739	0.02	4,508	
	昭和四年	2,995,769	70.71	1,012	0.02	25,969	0.61	4	0.00	—	
	昭和五年	3,401,887	74.23	2,209	0.05	22,419	0.49	865	0.02	—	
美術及化粧用品											
	昭和元年	784,189	47.54	923	0.06	141,708	8.59	287,206	17.41	—	
	昭和二年	773,096	45.36	2,335	0.14	177,311	10.40	313,717	18.40	—	
	昭和三年	922,456	41.59	5,928	0.27	173,603	7.83	340,292	15.34	—	
	昭和四年	937,482	50.01	1,746	0.09	194,978	10.40	222,101	11.85	—	
	昭和五年	939,245	46.45	2,117	0.10	225,400	11.15	217,702	10.77	—	
皮革毛骨角牙類											
	昭和元年	1,088,040	11.67	684,543	7.34	3,520,127	37.75	527,295	5.65	1,808	
	昭和二年	1,036,624	12.20	873,106	10.27	3,320,763	39.07	457,462	5.38	—	
	昭和三年	1,118,378	15.79	823,020	11.62	2,787,779	39.37	502,564	7.10	—	
	昭和四年	1,051,574	15.55	195,782	2.90	3,104,700	45.92	352,254	5.21	177	
	昭和五年	595,876	16.45	262,964	7.26	1,634,118	45.12	282,931	7.81	87	
紙類											
	昭和元年	2,442,938	36.42	48,915	0.73	3,291,416	49.06	22,640	0.34	—	
	昭和二年	2,833,366	44.79	59,891	0.95	2,580,571	40.79	2,422	0.04	—	
	昭和三年	2,762,965	43.80	71,040	1.13	2,566,930	40.70	105	0.00	—	
	昭和四年	3,381,806	46.64	62,730	0.87	2,873,040	39.63	5,145	0.07	—	
	昭和五年	3,431,824	46.47	41,270	0.56	2,532,099	34.28	244	0.00	—	

朝鮮		支那		香港		英領印度		英吉利		露西亞		佛蘭西		獨逸		白耳義		和蘭		蘭領印度		北米合衆國		支那仲繼品		其他		合計		各年の總額に對する百分比
金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	
海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		
20,486	2.80	11,828	1.61	4,370	0.60	—	—	6,257	0.85	3,372	0.46	1,015	0.14	38,790	5.30	3,146	0.43	795	0.11	2	0.00	143,761	19.62	40,878	5.58	60	0.01	732,653	100.00	0.27
9,823	1.27	24,390	3.15	186	0.02	—	—	21,333	2.76	11,815	1.53	233	0.03	25,689	3.32	9,005	1.16	247	0.03	—	—	154,727	19.99	24,382	3.15	453	0.06	774,005	100.00	0.30
12,247	1.00	36,106	2.95	3,802	0.31	—	—	4,243	0.34	191,174	15.64	852	0.07	25,027	2.05	48,148	3.94	7,339	0.60	—	—	329,336	26.93	36,716	3.00	659	0.05	1,222,760	100.00	0.41
10,610	0.40	52,559	1.97	11,599	0.43	—	—	191,021	7.16	68,040	2.55	26,862	1.01	193,364	7.24	19,741	0.74	114,002	4.27	—	—	628,952	23.56	59,356	2.22	375,947	14.08	2,669,737	100.00	0.82
37,805	1.62	33,862	1.45	999	0.04	—	—	95,538	4.09	48,205	2.07	1,071	0.05	210,581	9.02	17,017	0.73	213,125	9.13	—	—	597,765	25.61	38,823	1.66	108,448	4.65	2,334,260	100.00	0.77
—	—	—	—	600	0.02	—	—	15,520	0.45	2,926,390	85.41	—	—	7,360	0.22	32,806	0.96	25,840	0.75	—	—	148,832	4.34	—	—	610	0.02	3,426,297	100.00	1.27
—	—	—	—	—	—	—	—	4,147	0.23	773,336	43.61	—	—	11,073	0.63	528	0.03	837	0.05	—	—	508,077	28.65	992	0.06	873	0.05	1,773,202	100.00	0.63
—	—	—	—	—	—	—	—	920	0.07	500,078	37.40	1,584	0.12	714	0.05	297,832	22.28	611	0.04	—	—	324,314	24.26	1,273	0.10	—	—	1,336,964	100.00	0.45
1,197	0.09	—	—	—	—	—	—	27,820	1.60	264,623	15.23	48	0.00	15,628	0.90	21,338	1.23	207,892	11.96	—	—	696,523	40.08	1,951	0.11	—	—	1,737,922	100.00	0.54
—	—	—	—	—	—	—	—	8,456	0.33	583,777	22.64	2,350	0.09	174,901	6.78	2,057	0.08	8,935	0.35	—	—	270,739	10.50	5,412	0.21	16,891	0.66	2,578,597	100.00	0.85
1,990	0.08	—	—	2,212	0.09	—	—	35,005	1.25	198,546	7.09	31,970	1.14	157,845	5.64	9,194	0.33	1,544	0.05	—	—	140,688	5.02	183,572	6.55	4,211	0.15	2,801,146	100.00	1.04
3,978	0.14	19,288	0.69	46	0.00	—	—	27,403	0.79	274,847	7.94	5,241	0.15	132,968	3.84	5,697	0.16	5,725	0.17	—	—	121,158	3.50	173,563	5.01	3,251	0.09	3,462,075	100.00	1.33
5,353	0.15	36,671	1.06	16,347	0.47	—	—	100,842	2.76	417,836	11.42	8,275	0.23	206,646	5.65	14,395	0.39	2,013	0.05	—	—	200,072	5.47	123,455	3.51	10,741	0.29	3,658,371	100.00	1.24
1,438	0.04	37,267	1.02	739	0.02	4,508	0.12	46,733	1.10	351,180	8.29	4,116	0.10	228,665	5.40	15,510	0.37	2,795	0.06	—	—	373,977	8.83	110,212	2.60	30,881	1.91	4,236,823	100.00	1.31
1,012	0.02	25,969	0.61	4	0.00	—	—	54,172	1.18	241,997	5.28	7,251	0.16	510,000	11.13	37,953	0.83	9,018	0.20	—	—	194,255	4.24	99,270	2.16	1,849	0.04	4,583,145	100.00	1.52
923	0.06	141,708	8.59	287,206	17.41	—	—	11,280	0.68	11,525	0.70	28,467	1.72	33,092	2.00	3,493	0.21	313	0.02	—	—	214,398	13.00	132,870	8.06	—	—	1,649,404	100.00	0.61
2,335	0.14	177,311	10.40	313,717	18.40	—	—	655	0.04	40,723	2.39	29,437	1.73	13,087	0.77	9,292	0.55	2,605	0.15	—	—	176,797	10.37	164,405	9.65	1,073	0.06	1,704,533	100.00	0.65
5,928	0.27	173,603	7.83	340,292	15.34	—	—	8,542	0.39	55,980	2.52	166,198	7.49	34,840	1.57	2,908	0.13	1,085	0.05	—	—	237,355	10.70	185,727	8.38	82,916	3.74	2,217,830	100.00	0.75
1,746	0.09	194,978	10.40	222,101	11.85	—	—	15,687	0.84	5,571	0.30	95,612	5.10	42,355	2.26	1,659	0.09	636	0.04	—	—	56,907	3.04	263,780	14.34	30,944	1.65	1,874,508	100.00	0.58
2,117	0.10	225,400	11.15	217,702	10.77	—	—	10,927	0.54	3,824	0.19	136,617	6.76	79,786	3.94	35,564	1.76	19,551	0.97	7	0.00	22,702	1.12	282,415	13.97	46,317	2.29	2,022,174	100.00	0.67
684,543	7.34	3,520,127	37.75	527,295	5.65	1,508	0.02	70,822	0.76	2,484,279	26.64	12,766	0.14	158,543	1.70	24,260	0.26	7,962	0.09	—	—	425,482	4.56	318,524	3.41	1,318	0.01	9,325,789	100.00	3.47
873,106	10.27	3,320,763	39.07	457,462	5.38	—	—	23,510	0.28	1,940,068	22.83	9,836	0.11	150,248	1.77	57,046	0.67	3,928	0.05	—	—	310,715	3.66	309,563	3.64	6,099	0.07	8,493,973	100.00	3.26
823,020	11.62	2,787,779	39.37	502,564	7.10	—	—	75,559	1.07	453,644	6.41	2,778	0.04	364,778	5.15	26,795	0.38	5,038	0.07	—	—	453,398	6.40	323,803	4.57	143,206	2.02	7,080,770	100.00	2.40
195,782	2.90	3,104,700	45.92	352,254	5.21	177	0.00	37,205	1.29	401,020	5.93	1,041	0.02	317,946	4.70	12,229	0.18	4,742	0.07	474	0.01	427,900	6.33	757,498	11.21	46,101	0.68	6,760,643	100.00	2.06
262,964	7.26	1,634,118	45.12	282,931	7.81	872	0.02	37,095	1.02	65,089	1.80	4,626	0.13	156,333	4.32	12,585	0.35	23,083	0.64	—	—	300,561	8.30	192,054	5.30	53,262	1.47	3,621,649	100.00	1.20
48,915	0.73	3,291,416	49.06	22,640	0.34	—	—	5,588	0.08	45,679	0.68	361	0.01	217,870	3.25	8,282	0.12	10,888	0.16	—	—	328,236	4.89	255,424	3.81	30,116	0.45	6,708,403	100.00	2.49
59,891	0.95	2,580,571	40.79	2,422	0.04	—	—	4,255	0.07	125,207	1.98	538	0.01	201,548	3.19	6,878	0.11	5,119	0.08	—	—	321,402	5.08	173,931	2.75	10,696	0.17	6,325,824	100.00	2.42
71,040	1.13	2,566,930	40.70	105	0.00	—	—	16,879	0.27	205,013	3.25	182	0.00	154,644	2.45	31,511	0.50	23,358	0.37	—	—	202,870	3.22	179,077	2.84	93,016	1.47	6,307,590	100.00	2.14
62,730	0.87	2,873,040	39.63	5,145	0.07	—	—	33,877	0.47	229,385	3.16	681	0.01	194,087	2.68	83,439	1.15	40,406	0.56	65	0.00	47,587	0.66	205,638	2.8	92,258	1.27	7,250,144	100.00	2.24
41,270	0.56	2,532,099	34.28	244	0.00	—	—	24,461	0.33	81,492	1.10	2,553	0.03	360,374	4.88	55,691	0.75	21,222	0.29	138	0.00	434,767	5.89	316,523	4.29	82,963	1.12	7,385,566	100.00	2.45

品名	年次	日本		朝鮮		支那		香港		英領印度		英吉利		露西亞		佛蘭西		獨逸		白耳義		和蘭		蘭領印度		北米合衆國		支那仲繼品	
		金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比
建築材料		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩	
	昭和元年	457,893	62.50	20,486	2.80	11,828	1.61	4,370	0.60	—	—	6,257	0.85	3,372	0.46	1,015	0.14	38,790	5.30	3,146	0.43	795	0.11	2	0.00	143,761	19.62	40,878	5.58
	昭和二年	491,722	63.53	9,823	1.27	24,390	3.15	186	0.02	—	—	21,333	2.76	11,815	1.53	233	0.03	25,689	3.32	9,005	1.16	247	0.03	—	—	154,727	19.99	24,382	3.15
	昭和三年	527,111	43.11	12,247	1.00	36,106	2.95	3,802	0.31	—	—	4,243	0.34	191,174	15.64	852	0.07	25,027	2.05	48,148	3.94	7,339	0.60	—	—	329,336	26.93	36,716	3.00
	昭和四年	917,664	34.37	10,610	0.40	52,559	1.97	11,599	0.43	—	—	191,021	7.16	68,040	2.55	26,362	1.01	193,334	7.24	19,741	0.74	114,002	4.27	—	—	628,952	23.56	59,356	2.22
	昭和五年	931,016	39.88	37,805	1.62	33,862	1.45	999	0.04	—	—	95,538	4.09	48,205	2.07	1,071	0.05	210,581	9.02	17,017	0.73	213,125	9.13	—	—	597,765	25.61	38,828	1.66
鐵道材料																													
	昭和元年	268,339	7.83	—	—	—	—	600	0.02	—	—	15,520	0.45	2,926,390	85.41	—	—	7,360	0.22	32,306	0.96	25,240	0.75	—	—	148,832	4.34	—	—
	昭和二年	473,339	26.69	—	—	—	—	—	—	—	—	4,147	0.23	773,336	43.61	—	—	11,073	0.63	528	0.03	837	0.05	—	—	508,077	28.65	992	0.06
	昭和三年	208,441	15.59	1,197	0.09	—	—	—	—	—	—	920	0.07	500,078	37.40	1,584	0.12	714	0.05	297,832	22.28	611	0.04	—	—	324,314	24.26	1,273	0.10
	昭和四年	502,099	28.89	—	—	—	—	—	—	—	—	27,820	1.60	264,623	15.23	48	0.00	15,628	0.90	21,338	1.23	207,892	11.96	—	—	696,523	40.08	1,951	0.11
	昭和五年	1,500,847	58.20	1,990	0.08	—	—	2,212	0.09	—	—	8,456	0.33	583,777	22.64	2,350	0.09	174,901	6.78	2,067	0.08	8,935	0.35	—	—	270,739	10.50	5,412	0.21
電氣材料																													
	昭和元年	2,015,259	71.94	3,978	0.14	19,288	0.69	46	0.00	—	—	35,005	1.25	198,546	7.09	31,970	1.14	157,845	5.64	9,194	0.33	1,544	0.05	—	—	140,688	5.02	183,572	6.55
	昭和二年	2,653,851	76.65	5,353	0.15	36,671	1.06	16,347	0.47	—	—	27,403	0.79	274,847	7.94	5,241	0.15	132,968	3.84	5,697	0.16	5,725	0.17	—	—	121,158	3.50	173,563	5.01
	昭和三年	2,525,139	69.02	1,438	0.04	37,267	1.02	739	0.02	4,508	0.12	100,842	2.76	417,636	11.42	8,275	0.23	206,646	5.65	14,395	0.39	2,013	0.05	—	—	200,072	5.47	128,455	3.51
	昭和四年	2,995,769	70.71	1,012	0.02	25,969	0.61	4	0.00	—	—	46,733	1.10	351,180	8.29	4,116	0.10	228,665	5.40	15,510	0.37	2,795	0.06	—	—	373,977	8.83	110,212	2.60
	昭和五年	3,401,887	74.23	2,209	0.05	22,419	0.49	865	0.02	—	—	54,172	1.18	241,997	5.28	7,251	0.16	510,000	11.13	37,953	0.83	9,018	0.20	—	—	194,255	4.24	99,270	2.16
美術及化粧用品																													
	昭和元年	784,189	47.54	923	0.06	141,708	8.59	287,206	17.41	—	—	11,280	0.68	11,525	0.70	28,407	1.72	33,092	2.00	3,493	0.21	313	0.02	—	—	214,393	13.00	132,870	8.06
	昭和二年	773,096	45.36	2,335	0.14	177,311	10.40	313,717	18.40	—	—	655	0.04	40,723	2.39	29,437	1.73	13,087	0.77	9,292	0.55	2,605	0.15	—	—	176,797	10.37	164,405	9.65
	昭和三年	922,456	41.59	5,928	0.27	173,603	7.83	340,292	15.34	—	—	8,542	0.39	55,980	2.52	166,198	7.49	34,840	1.57	2,908	0.13	1,065	0.05	—	—	237,355	10.70	185,727	8.38
	昭和四年	937,482	50.01	1,746	0.09	194,978	10.40	222,101	11.85	—	—	15,687	0.84	5,571	0.30	95,612	5.10	42,355	2.26	1,659	0.09	686	0.04	—	—	56,907	3.04	268,780	14.34
	昭和五年	939,245	46.45	2,117	0.10	225,400	11.15	217,702	10.77	—	—	10,927	0.54	3,824	0.19	136,617	6.76	79,786	3.94	35,564	1.76	19,551	0.97	7	0.00	22,702	1.12	282,415	13.97
皮革毛骨角牙類																													
	昭和元年	1,088,040	11.67	684,543	7.34	3,520,127	37.75	527,295	5.65	1,808	0.02	70,822	0.76	2,484,279	26.64	12,766	0.14	158,543	1.70	24,260	0.26	7,982	0.09	—	—	425,482	4.56	318,524	3.41
	昭和二年	1,036,624	12.20	873,106	10.27	3,320,763	39.07	457,462	5.38	—	—	23,510	0.28	1,940,068	22.83	9,836	0.11	150,248	1.77	57,046	0.67	3,928	0.05	—	—	310,715	3.66	309,568	3.64
	昭和三年	1,118,378	15.79	823,020	11.62	2,787,779	39.37	502,564	7.10	—	—	75,589	1.07	453,644	6.41	2,778	0.04	364,778	5.15	26,795	0.38	5,038	0.07	—	—	453,398	6.40	323,303	4.57
	昭和四年	1,051,574	15.55	195,782	2.90	3,104,700	45.92	352,254	5.21	177	0.00	87,205	1.29	401,020	5.93	1,041	0.02	317,946	4.70	12,229	0.18	4,742	0.07	474	0.01	427,900	6.33	757,498	11.21
	昭和五年	595,876	16.45	262,964	7.26	1,634,118	45.12	282,931	7.81	872	0.02	37,095	1.02	65,089	1.80	4,826	0.13	156,333	4.32	12,585	0.35	23,083	0.64	—	—	300,561	8.30	192,054	5.30
紙類																													
	昭和元年	2,442,938	36.42	48,915	0.73	3,291,416	49.06	22,640	0.34	—	—	5,588	0.08	45,679	0.68	361	0.01	217,870	3.25	8,282	0.12	10,888	0.16	—	—	328,236	4.89	255,424	3.81
	昭和二年	2,833,266	44.79	59,891	0.95	2,580,571	40.79	2,422	0.04	—	—	4,255	0.07	125,207	1.98	538	0.01	201,548	3.19	6,878	0.11	5,119	0.08	—	—	321,402	5.08	173,931	2.75
	昭和三年	2,762,965	43.80	71,040	1.13	2,566,930	40.70	105	0.00	—	—	16,879	0.27	205,013	3.25	182	0.00	154,644	2.45	31,511	0.50	23,358	0.37	—	—	202,870	3.22	179,077	2.84
	昭和四年	3,381,806	46.64	62,730	0.87	2,873,040	39.63	5,145	0.07	—	—	33,877	0.47	229,385	3.16	681	0.01	194,087	2.68	83,439	1.15	40,406	0.56	65	0.00	47,587	0.66	205,638	2.8
	昭和五年	3,431,824	46.47	41,270	0.56	2,532,099	34.28	244	0.00	—	—	24,401	0.33	81,492	1.10	2,553	0.03	360,374	4.88	55,691	0.75	21,222	0.29	138	0.00	434,767	5.89	316,523	4.29

品名	年次	日本 金額	日本 百分比	朝鮮 金額	朝鮮 百分比	支那 金額	支那 百分比	香港 金額	香港 百分比	英領 金額
		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩
硝子板及硝子	昭和元年	418,772	52.25	6,484	0.81	109,358	13.71	2,557	0.32	—
	昭和二年	414,160	65.51	1,552	0.25	40,566	6.42	—	—	—
	昭和三年	457,076	55.71	1,422	0.17	98,632	12.02	21	0.00	—
	昭和四年	430,873	52.24	7,253	0.79	52,672	5.72	—	—	—
	昭和五年	430,338	50.38	2,573	0.30	88,343	10.34	120	0.01	—
陶磁器及土器										
	昭和元年	720,380	41.29	19,522	1.12	977,970	56.05	—	—	—
	昭和二年	745,771	38.26	33,417	1.71	1,138,370	58.40	268	0.01	—
	昭和三年	837,981	37.03	26,238	1.16	1,312,184	57.99	66	0.00	—
	昭和四年	993,314	36.28	499,717	18.25	1,198,472	43.77	694	0.03	—
	昭和五年	663,039	43.81	23,666	1.56	763,515	50.45	174	0.01	—
麻袋										
	昭和元年	6,149,610	44.73	186,378	1.36	659,734	4.80	3,751,093	27.28	178,737
	昭和二年	4,046,296	29.62	315,062	2.31	661,700	4.84	5,400,763	39.54	719,259
	昭和三年	2,781,661	18.02	211,055	1.37	723,093	4.68	6,221,776	40.30	2,251,133
	昭和四年	2,178,372	15.23	197,818	1.38	489,509	3.42	8,472,537	59.22	1,408,549
	昭和五年	1,635,036	16.40	133,307	1.34	362,874	3.64	5,520,007	55.38	589,196
其他雜品										
	昭和元年	4,785,095	45.22	510,913	4.83	3,516,693	33.24	376,466	3.56	17,219
	昭和二年	5,500,719	43.17	908,863	7.13	3,374,754	26.49	373,913	2.93	—
	昭和三年	5,490,741	29.30	830,575	4.43	3,975,509	21.21	332,787	1.78	11,371
	昭和四年	7,800,486	52.40	870,736	5.85	3,301,574	22.18	301,491	2.03	9,815
	昭和五年	8,712,654	50.30	1,151,564	6.65	4,052,867	23.40	381,452	2.20	5,763
小包郵便物										
	昭和元年	362,615	10.82	51,533	1.54	—	—	1,237	0.04	—
	昭和二年	330,271	12.42	43,361	1.63	—	—	1,511	0.06	—
	昭和三年	241,240	20.94	19,091	1.66	—	—	246	0.02	—
	昭和四年	134,523	26.81	11,224	2.24	—	—	33	0.01	—
	昭和五年	92,400	19.17	6,097	1.27	—	—	70	0.01	—
合計										
	昭和元年	102,723,573	38.17	4,953,425	1.84	77,854,802	28.93	7,924,797	2.94	694,973
	昭和二年	96,899,194	37.88	6,191,236	2.37	69,612,500	26.66	10,361,062	3.97	856,903
	昭和三年	109,164,376	37.00	7,128,765	2.42	70,892,082	24.03	10,948,334	3.71	2,971,503
	昭和四年	126,444,670	38.99	7,679,039	2.37	81,344,795	25.09	13,733,764	4.24	1,884,014
	昭和五年	109,912,296	36.42	6,387,435	2.12	81,107,560	26.88	12,831,086	4.25	1,230,147

註　一、本表は北支那貿易年報による。　二、本表は南滿三港及び哈爾濱管區内輸移入額の合計でま

鮮	支那		香港		英領印度		英吉利		露西亞		佛蘭西		獨逸		白耳義		和蘭		蘭領印度		北米合衆國		支那仲繼品		其他		合計		各年の總額に對する百分比
百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	
	海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		
0.81	109,358	13.71	2,557	0.32	—	—	1,820	0.23	4,902	0.61	3,746	0.47	29,967	3.74	108,419	13.53	255	0.03	10	0.00	7,497	0.93	107,037	13.35	134	0.02	801,508	100.00	0.30
0.25	40,566	6.42	—	—	—	—	3,141	0.50	9,901	1.56	356	0.05	24,905	3.94	60,306	9.54	315	0.05	—	—	9,973	1.58	66,883	10.58	139	0.02	632,247	100.00	0.24
0.17	98,632	12.02	21	0.00	—	—	373	0.05	65,963	8.04	1,417	0.17	38,069	4.64	84,452	10.30	884	0.11	39	0.00	10,162	1.24	61,803	7.53	122	0.01	820,435	100.00	0.28
0.79	52,672	5.72	—	—	—	—	1,274	0.14	87,415	9.50	407	0.04	79,860	8.68	103,607	11.26	—	—	—	—	10,333	1.12	95,258	10.35	1,565	0.17	920,517	100.00	0.28
0.30	88,343	10.34	120	0.01	—	—	8,910	1.04	67,365	7.89	1,519	0.18	36,358	4.26	145,417	17.02	591	0.07	—	—	5,831	0.68	61,965	7.25	4,850	0.57	854,200	100.00	0.28
1.12	977,970	56.05	—	—	—	—	475	0.03	5,790	0.33	264	0.02	13,538	0.77	—	—	—	—	—	—	2,129	0.12	4,647	0.27	—	—	1,744,715	100.00	0.65
1.71	1,138,370	58.40	268	0.01	—	—	17	0.00	12,865	0.66	72	0.00	13,633	0.70	—	—	—	—	—	—	445	0.02	4,282	0.22	—	—	1,949,140	100.00	0.75
1.16	1,312,184	57.99	66	0.00	—	—	1,863	0.08	54,107	2.39	717	0.03	21,577	0.95	—	—	3	0.00	—	—	442	0.02	7,232	0.32	270	0.01	2,262,680	100.00	0.77
18.25	1,198,472	43.77	694	0.03	—	—	1,166	0.04	20,075	0.73	148	0.01	3,363	0.31	—	—	224	0.01	—	—	9,689	0.35	6,024	0.22	—	—	2,737,886	100.00	0.84
1.56	763,515	50.45	174	0.01	—	—	1,730	0.11	32,044	2.12	165	0.01	22,126	1.46	167	0.01	238	0.02	—	—	2,038	0.13	3,686	0.24	984	0.07	1,513,512	100.00	0.50
1.36	659,734	4.80	3,751,093	27.28	178,737	1.30	—	—	2,243,291	16.31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	573,177	4.17	7,385	0.05	13,749,405	100.00	5.11
2.31	661,700	4.84	5,400,763	39.54	719,259	5.27	—	—	2,208,608	16.17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	306,741	2.25	—	—	13,658,429	100.00	5.23
1.37	723,093	4.68	6,221,776	40.30	2,251,133	14.58	—	—	3,199,284	20.72	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	52,448	0.34	—	—	15,440,450	100.00	5.23
1.38	489,509	3.42	8,472,537	59.22	1,408,549	9.84	—	—	1,478,602	10.33	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	800	0.01	80,750	0.56	506	0.00	14,307,443	100.00	4.41
1.34	362,874	3.64	5,520,007	55.38	589,196	5.91	—	—	1,527,342	15.32	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	199,378	2.00	300	0.00	9,967,440	100.00	3.30
4.83	3,516,693	33.24	376,466	3.56	17,219	0.16	9,731	0.09	318,035	3.01	8,616	0.08	370,971	3.51	102,128	0.96	1,615	0.02	—	—	89,948	0.85	371,438	3.51	102,264	0.96	10,581,132	100.00	3.93
7.13	3,374,754	26.49	373,913	2.93	—	—	103,840	0.81	765,635	6.00	12,786	0.10	452,720	3.55	27,866	0.22	100,012	0.78	25	0.00	253,919	1.99	351,093	2.76	516,443	4.05	12,741,988	100.00	4.88
4.43	3,975,509	21.21	332,787	1.78	11,371	0.06	305,720	1.63	651,000	3.47	13,960	0.07	1,429,341	7.63	31,421	0.17	1,652	0.01	79	0.00	127,899	0.68	287,904	1.54	5,251,095	28.02	18,741,054	100.00	6.35
5.85	3,301,574	22.18	301,491	2.03	9,812	0.07	107,670	0.72	316,648	2.13	49,489	0.33	557,290	3.74	467,528	3.14	2,885	0.02	324	0.00	446,711	3.00	398,002	2.67	256,072	1.72	14,886,718	100.00	4.59
6.65	4,052,867	23.40	331,452	2.20	5,765	0.03	100,492	0.58	262,320	1.51	16,810	0.10	632,776	3.65	837,431	4.83	23,067	0.13	15,939	0.09	302,368	1.75	453,948	2.62	372,974	2.15	17,322,427	100.00	5.74
1.54	—	—	1,237	0.04	—	—	—	—	11,302	0.34	1,796	0.05	1,624	0.05	—	—	—	—	—	—	19,834	0.59	—	—	2,902,598	86.58	3,352,539	100.00	1.25
1.63	—	—	1,511	0.06	—	—	14,779	0.56	17,010	0.64	3,008	0.11	3,675	0.14	—	—	—	—	—	—	29,504	1.11	—	—	2,217,119	83.34	2,660,238	100.00	1.02
1.66	—	—	246	0.02	—	—	1,111	0.10	10	0.00	1,583	0.14	1,276	0.11	—	—	—	—	—	—	4,408	0.38	—	—	882,953	76.65	1,151,918	100.00	0.39
2.24	—	—	33	0.01	—	—	893	0.18	70	0.01	1,013	0.20	1,375	0.27	—	—	—	—	—	—	68,309	13.61	—	—	284,417	56.67	501,857	100.00	0.15
1.27	—	—	70	0.01	—	—	1,564	0.32	—	—	792	0.16	1,398	0.29	—	—	—	—	—	—	60,909	12.64	—	—	318,658	66.13	481,888	100.00	0.16
1.84	77,854,802	28.93	7,924,797	2.94	694,975	0.26	5,010,269	1.86	17,490,406	6.50	529,874	0.20	5,556,133	2.06	1,959,327	0.73	488,024	0.18	940,285	0.35	16,519,820	6.14	18,399,738	6.84	8,080,624	3.00	269,126,077	100.00	100.00
2.37	69,612,500	26.66	10,361,062	3.97	856,908	0.33	4,555,173	1.74	19,857,898	7.61	905,372	0.35	4,991,613	1.91	1,706,485	0.65	1,210,460	0.46	1,018,577	0.39	16,906,437	6.48	18,447,762	7.07	5,569,386	2.13	261,090,003	100.00	100.00
2.42	70,892,082	24.03	10,948,334	3.71	2,971,508	1.01	6,647,271	2.25	26,392,795	8.95	2,162,558	0.73	8,015,797	2.72	3,229,876	1.09	806,691	0.27	920,921	0.31	19,627,397	6.65	17,020,113	5.77	9,111,506	3.09	295,040,490	100.00	100.00
2.37	81,344,795	25.09	13,733,764	4.24	1,884,016	0.58	9,619,440	2.97	15,722,837	4.85	947,966	0.29	8,308,429	2.56	5,458,109	1.68	950,646	0.29	956,101	0.29	25,890,078	7.98	17,466,598	5.39	7,881,265	2.43	324,287,803	100.00	100.00
2.12	81,107,560	26.88	12,631,086	4.25	1,230,147	0.41	10,425,537	3.45	15,764,599	5.23	833,754	0.28	11,832,586	3.92	3,699,533	1.23	1,466,371	0.49	3,072,021	1.02	20,729,138	6.87	17,872,162	5.92	4,599,257	1.52	301,763,422	100.00	100.00

表は南滿三港及び哈爾濱管區内輸移入額の合計であつて、愛琿、琿春、龍井村海關の輸移入額は除外されて居る。　三、昭和六年度分の同上統計は前節に掲げたものを參照せられたい。

品名	年次	日本		朝鮮		支那		香港		英領印度		英吉利		露西亞		佛蘭西		獨逸		白耳義		和蘭		蘭領印度		北米合衆國		支那仲継品		其
		金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額
硝子板及硝子		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩
	昭和元年	418,772	52.25	6,484	0.81	109,358	13.71	2,557	0.32	—	—	1,820	0.23	4,902	0.61	3,746	0.47	29,967	3.74	108,419	13.53	255	0.03	10	0.00	7,497	0.93	107,037	13.35	134
	昭和二年	414,160	65.51	1,552	0.25	40,566	6.42	—	—	—	—	3,141	0.50	9,901	1.56	356	0.05	24,905	3.94	60,306	9.54	315	0.05	—	—	9,973	1.58	66,883	10.58	139
	昭和三年	457,076	55.71	1,422	0.17	98,632	12.02	21	0.00	—	—	373	0.05	65,963	8.04	1,417	0.17	38,069	4.64	84,452	10.30	884	0.11	39	0.00	10,162	1.24	61,803	7.53	122
	昭和四年	480,873	52.24	7,253	0.79	52,672	5.72	—	—	—	—	1,274	0.14	87,415	9.50	407	0.04	79,860	8.68	103,607	11.26	—	—	—	—	10,333	1.12	95,258	10.35	1,565
	昭和五年	430,338	50.38	2,573	0.30	88,343	10.34	120	0.01	—	—	8,910	1.04	67,365	7.89	1,519	0.18	36,358	4.26	145,417	17.02	591	0.07	—	—	5,531	0.68	61,965	7.25	4,850
陶磁器及土器																														
	昭和元年	720,380	41.29	19,522	1.12	977,970	56.05	—	—	—	—	475	0.03	5,790	0.33	264	0.02	13,538	0.77	—	—	—	—	—	—	2,129	0.12	4,647	0.27	—
	昭和二年	745,771	38.26	33,417	1.71	1,138,370	58.40	268	0.01	—	—	17	0.00	12,865	0.66	72	0.00	13,633	0.70	—	—	—	—	—	—	445	0.02	4,282	0.22	—
	昭和三年	837,981	37.03	26,238	1.16	1,312,184	57.99	66	0.00	—	—	1,863	0.08	54,107	2.39	717	0.03	21,577	0.95	—	—	3	0.00	—	—	442	0.02	7,232	0.32	270
	昭和四年	993,314	36.28	499,717	18.25	1,196,472	43.77	694	0.03	—	—	1,166	0.04	20,075	0.73	148	0.01	8,363	0.31	—	—	224	0.01	—	—	9,689	0.35	6,024	0.22	—
	昭和五年	663,039	43.81	23,666	1.56	763,515	50.45	174	0.01	—	—	1,730	0.11	32,044	2.12	165	0.01	22,126	1.46	107	0.01	238	0.02	—	—	2,038	0.13	3,686	0.24	984
麻袋																														
	昭和元年	6,149,610	44.73	186,378	1.36	659,734	4.80	3,751,093	27.28	178,737	1.30	—	—	2,243,291	16.31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	573,177	4.17	7,335
	昭和二年	4,046,296	29.62	315,062	2.31	661,700	4.84	5,400,763	39.54	719,259	5.27	—	—	2,208,608	16.17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	306,741	2.25	—
	昭和三年	2,781,661	18.02	211,055	1.37	723,093	4.68	6,221,776	40.30	2,251,133	14.58	—	—	3,199,264	20.72	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	52,448	0.34	—
	昭和四年	2,178,372	15.23	197,818	1.38	489,509	3.42	8,472,537	59.22	1,408,549	9.84	—	—	1,478,602	10.33	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	800	0.01	80,750	0.56	506
	昭和五年	1,635,036	16.40	133,307	1.34	362,874	3.64	5,520,007	55.38	589,196	5.91	—	—	1,527,342	15.32	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	199,378	2.00	300
其他雜品																														
	昭和元年	4,785,095	45.22	510,913	4.83	3,516,693	33.24	376,466	3.56	17,219	0.16	9,731	0.09	318,035	3.01	8,616	0.08	370,971	3.51	102,128	0.96	1,615	0.02	—	—	89,948	0.85	371,438	3.51	102,264
	昭和二年	5,500,719	43.17	908,863	7.13	3,374,754	26.49	373,913	2.93	—	—	103,840	0.81	765,035	6.00	12,786	0.10	452,720	3.55	27,866	0.22	100,012	0.78	25	0.00	253,919	1.99	351,093	2.76	516,443
	昭和三年	5,490,741	29.30	830,575	4.43	3,975,509	21.21	332,787	1.78	11,371	0.06	305,720	1.63	651,000	3.47	13,960	0.07	1,429,341	7.63	31,421	0.17	1,652	0.01	79	0.00	127,899	0.68	287,904	1.54	5,251,095
	昭和四年	7,800,486	52.40	870,736	5.85	3,301,574	22.18	301,491	2.03	9,812	0.07	167,670	0.72	316,648	2.13	49,489	0.33	557,290	3.74	467,528	3.14	2,885	0.02	324	0.00	446,711	3.00	398,002	2.67	256,072
	昭和五年	8,712,654	50.30	1,151,564	6.65	4,052,867	23.40	381,452	2.20	5,765	0.03	100,492	0.58	262,320	1.51	16,810	0.10	632,776	3.65	837,431	4.83	23,067	0.13	15,939	0.09	302,368	1.75	453,948	2.62	372,974
小包郵便物																														
	昭和元年	362,615	10.82	51,533	1.54	—	—	1,237	0.04	—	—	—	—	11,302	0.34	1,796	0.05	1,624	0.05	—	—	—	—	—	—	19,834	0.59	—	—	2,902,598
	昭和二年	330,271	12.42	43,361	1.63	—	—	1,511	0.06	—	—	14,779	0.56	17,010	0.64	3,008	0.11	3,675	0.14	—	—	—	—	—	—	29,504	1.11	—	—	2,217,119
	昭和三年	241,240	20.94	19,091	1.66	—	—	246	0.02	—	—	1,111	0.10	10	0.00	1,583	0.14	1,276	0.11	—	—	—	—	—	—	4,408	0.38	—	—	882,953
	昭和四年	134,523	26.81	11,224	2.24	—	—	33	0.01	—	—	893	0.18	70	0.01	1,013	0.20	1,375	0.27	—	—	—	—	—	—	68,309	13.61	—	—	284,417
	昭和五年	92,400	19.17	6,097	1.27	—	—	70	0.01	—	—	1,564	0.32	—	—	792	0.16	1,398	0.29	—	—	—	—	—	—	60,909	12.64	—	—	318,658
合計																														
	昭和元年	102,723,578	38.17	4,953,425	1.84	77,854,802	28.93	7,924,797	2.94	694,975	0.26	5,010,269	1.86	17,490,406	6.50	529,574	0.20	5,556,133	2.06	1,959,327	0.73	488,024	0.18	940,285	0.35	16,519,820	6.14	18,399,738	6.84	8,060,624
	昭和二年	98,899,194	37.88	6,191,236	2.37	69,612,500	26.66	10,361,062	3.97	856,908	0.33	4,555,173	1.74	19,857,898	7.61	905,372	0.35	4,991,613	1.91	1,706,485	0.65	1,210,460	0.46	1,018,577	0.39	16,906,437	6.48	18,447,762	7.07	5,569,386
	昭和三年	109,164,876	37.00	7,128,765	2.42	70,892,082	24.03	10,948,334	3.71	2,971,508	1.01	6,647,271	2.25	26,392,795	8.95	2,162,558	0.73	8,015,797	2.72	3,229,876	1.09	806,691	0.27	920,921	0.31	19,627,397	6.65	17,020,113	5.77	9,111,506
	昭和四年	126,444,670	38.99	7,679,069	2.37	81,344,795	25.09	13,733,764	4.24	1,884,016	0.58	9,619,440	2.97	15,722,837	4.85	947,966	0.29	8,308,429	2.56	5,458,109	1.68	950,646	0.29	956,101	0.29	25,890,078	7.98	17,466,598	5.39	7,881,265
	昭和五年	109,912,296	36.42	6,387,435	2.12	81,107,560	26.88	12,831,086	4.25	1,230,147	0.41	10,425,537	3.45	15,764,599	5.23	833,754	0.28	11,832,586	3.92	3,699,533	1.23	1,466,371	0.49	3,072,021	1.02	20,729,138	6.87	17,872,162	5.92	4,599,257

註　一、本表は北支那貿易年報による。　二、本表は南滿三港及び哈爾濱管區内輸移入額の合計であつて、愛琿、琿春、龍井村海關の輸移入額は除外されて居る。　三、昭和六年度分の同上統計は前節に掲げたものを參照せられたい。

右統計によると、日本品の他國品に比し優勢なものは、昭和五年度に於ては五十三種目中二十九種、卽ち、酒類及其他飲料の八〇・四三%（同品目總輸移入額に對する日本品の占むる割合）を筆頭とし、七〇%臺のセメント、電氣材料、六〇%臺の家具、其他金屬、燐寸製造材料、燐寸、五〇%臺の其他雜織物、砂糖、水產物、鐵道材料、衣服及附屬品、其他雜品、綿織物、棉花、木材及竹、鐵及鋼、石鹼、金物、繭糸絹及絹製品、硝子板及硝子器、四〇%臺の果實、紙類、美術及化粧用品、藥品及藥材、建築材料、車輛類、三〇%臺の機械機器、二〇%臺の小包郵便物等である。

又、支那品の他國品に比し優勢なものは、九〇%臺の絹及絹綿交織物、其他穀物及種子、茶、蠟燭、七〇%臺の綿絲、五〇%臺の卷煙草製造材料、蔬菜、其他食料品、陶磁器及土器、四〇%臺の其他絲綴及材料、麥粉、紙卷及葉卷煙草、皮革毛骨角牙類等である。

次ぎに合衆國品の他國品に比し優勢なものは、五〇%臺の機械油、四〇%臺の其他油脂、石油等であり、仲繼品では五〇%臺の染料及塗料、綿縫絲、三〇%臺の毛及毛綿交織物、其他煙草、蠟燭製造材料等である。この外、香港よりの米、麻袋、露西亞よりの石炭及コークス等は何れも比較的多量に輸入されてゐる。

右の如く日本品は五十三種目中過半の種目に於て優勢を持してゐるが、總額に於ては、總輸移入額の四〇%前後を占むるに過ぎない。尙、日本品中には棉花、麻袋の如き仲繼品があり、この外、飮食物、果實、機械類中にも若干の仲繼品が含まれてゐる。又石油、石炭、鐵及鋼、米の如く日本內地に於ける生產に對して餘り多くを望み得ぬものがあり、燐寸、硝子、陶磁器及土器、石鹼、衣服及附屬品、セメント、雜品等の如く滿洲內產業の發達に伴ひ漸次その輸入が困難となりつゝあるものもあるので、前記四〇%といふ比率が幾分割引されるは勿論、將來の日本品輸入增加に就いて、

若干の悲觀材料がないでもない。然し他面支那品中には少からず在支邦人工場產品が含まれて居り、又嗜好品及び前記日本に生產されること少きもの等では本邦品の進出はかなり困難であらうが、其の他に於ては、從來の不自然極まる輸入稅率が滿洲國によつて改正され、更に滿洲國の治安維持、在滿邦人の增加、經濟建設の進展等が實現されるに從つて、漸次增加するであらうものが多分にあるから、我國の對滿輸出は結局現狀よりも好轉することは間違ひなく、現輸入額より四、五割增加せしむる程度のことは比較的容易なりと謂はれてゐる。以下滿洲に於ける輸移入品五十三種目中主要なるものに就き略述する。

綿　織　物

滿洲の人口は約三千萬と推定されてゐるが、住民の生活程度は極めて低く、その九割以上は悉く綿布を纏つて居る狀態であるが、滿洲では手織業を除いた所謂近代工業としての紡織工業は大正十年頃漸く勃興したに過ぎないので、その需要綿布の大部分は域外よりの輸移入に俟つてゐる。從つて綿織物は滿洲輸移入貿易の大宗をなし、每年その輸移入額は總輸移入額の二〇%餘を占めてゐる。

然しながら最近の綿織物輸移入狀態を見るに、その輸移入額の總輸移入額に對する割合は減少しつゝある。之は他種品目の增加による相對的減少とも考へられるが、一面滿洲內に於ける紡績工業、卽ち、滿洲福紡、內外綿、滿洲紡績、奉天紡紗廠等の生產が增加したこと並びに手織業の根强き存在等に原因するのである。

次ぎに綿織物の最近五ヶ年の國別輸移入趨勢を見るに、我國（朝鮮を含む）及び支那よりの輸移入額が、總額の九〇%以上に當り、且、我國よりの輸入額が近年稍々減少しつゝあるに反し、支那よりの移入額が漸次增加したことを知る。

而して支那移入品並に滿洲內產品の本邦品に對する壓迫は、生地綿布、殊に太物に於て甚しく、晒及染色、捺染類では依然日本品が優勢である。然しながら此處に注意すべきは支那品と稱するものも、その大部分が上海青島等に於ける邦人工場產品である點で、從つて滿洲需要綿布類は事實上殆んど全部日本人の手により供給されてゐるものと見て差支へない。

次ぎに昭和五年度に於ける綿布類の國別輸移入額を見るに左の如くである。

昭和五年度綿布類輸移入額

	生綿布	晒及染色綿布	捺染綿布	其の他	合計
日本	一〇、六三二、四〇八（海關兩）	一四、一二五、四一〇（海關兩）	三、四〇一、二四七（海關兩）	一、七八〇、三一三（海關兩）	二九、九二八、三七七（海關兩）
支那	六、六七、〇五五	七三八、五七一	三九、五八五	二、四九八、五一一	二九、九六三、七三一
支那よりの仲繼品	一〇一、九六〇	一、四八〇、二八	七一、一六一	一〇一、八〇八	一、七五五、一八七
露國	六七、五六四	二三、九五六	一、四七四、八一三	二六、三一七	一、六八三、六五五
合衆國	—	七、九三五	一、二一〇	三一六	九、四六一
英吉利	—	二五、四六九	八、〇五四	三〇、〇二六	一五三、五四五
獨逸	—	一八、一八九	二、三三八	五、四〇〇	二五、九二七
佛蘭西	—	一、八三三	四二	—	一、八七五
波蘭	—	九七五	—	一、四五七	二、四三三
白耳義	—	二三八	一、三五一	六三三	二、二一一
伊太利	—	—	二八	—	二八
合計	一七、四八七、九九七	一六、五九二、八五二	四、九九九、九〇一	一四、四四四、七六五	五三、五二九、五一五

註　一、昭和五年度滿洲貿易詳細統計による。

第五節　日本品の輸入趨勢

二、南滿三港及哈爾濱管區內輸移入額の合計を示す。
三、日本には朝鮮を含む。

昭和五年滿洲綿布類輸移入（南滿三港及哈爾濱管區）に於て日本品が優勢であつたものは、生綿布では、生金巾、生粗布の四百萬海關兩、生擬土布の四百萬海關兩、生雲齊布及生細綾綿布の二百萬海關兩等であり、晒及染色綿布では晒金巾及晒粗布（無地）の二百二十萬海關兩、染色雲齊布及染色細綾綿布の百五十萬海關兩、絣金巾、染色天竺布、壓型附カントン及アルバシヤノの六十萬海關兩、ダイアゴナル・トウイル及びサージの四百萬海關兩、サチンドリルの二百二十萬海關兩、綿フランネルの八十萬海關兩、日本着物地の七十萬海關兩、綿天鷲絨の四十萬海關兩等である。又捺染綿布では、捺染サチンドリルの百三十萬海關兩、捺染雲齊布、細綾綿布及シレシアの百萬海關兩、捺染細地金巾、寒冷紗、モスリン、金巾、粗布、天竺布の五十萬海關兩等である。

毛及毛綿交織物

滿洲は毛織物の原料としての羊毛に惠まれず、且、現在奉天の滿蒙毛織會社を除くと毛織工業として見るべきものがないに拘らず、毛織物に對する在滿日露兩國人の需要は從前より相當額に達し、尙、最近には一般支那人間にも需要が漸次喚起せらるゝに至つたので、その輸移入額は逐年增加しつゝある。卽ち、大正末年には其の額二三百萬海關兩であつたものが、昭和元年から昭和五年に至る五箇年間に在つては六百萬乃至八百萬海關兩に激增し、滿洲輸移入總額に對する比率も二乃至三%で、相當重要な輸移入品となつた。尙、滿洲に於ける毛織工業は、上述の原料關係及び我國の毛織工業の壓迫により俄かに發達するものと思はれないのに、一方氣候風土の關係並に文化の開發に伴ひ土民の之に對する需要は益々增加するであらうから、毛織物輸入の將來は頗る有望である。

次ぎに、毛織物輸移入を仕出國別に見るに、昭和五年度は支那仲繼品、日本及朝鮮、獨逸、英吉利、佛蘭西、白耳義等の順序となつてゐる。原料及び羊毛に乏しい日本及朝鮮よりの輸入が約二百萬海關兩、卽ち、毛及毛織物輸移入總額の三〇%以上に及び、しかもその增加趨勢が漸次顯著となりつゝあるは、我國毛織工業が政府の保護により著しく發達した爲めであり、支那よりの移入が殆んどないのは、支那毛織工業が未だ充分確立されないことに因る。尙、昭和五年度に於て毛及毛綿交織物中毛及毛製品で十萬海關兩以上輸移入されたものは次の通りである。

昭和五年度毛及毛製品輸移入額

	ガバルヂン	サージ	外套地	ヴエネシアン	梳毛絲製スーチング	紡毛絲、毛絲及線
日本	一八、二四七（海關兩）	一、〇三三、七三三（海關兩）	五九、九〇二（海關兩）	三、二八一	一三九、六七六（海關兩）	二七一、七〇三（海關兩）
朝鮮	—	五二	—	—	二、五五）	三三、五六
英吉利	二九、〇八三	七六、二五四	二七、八四七	七一、四二〇	二五八、〇三七	一八五、〇八一
獨逸	二、七〇七	三九、〇三六	六四、三〇一	一三、五六九	三三、九五四	三九、三五六
支那仲繼品	三〇、四一七	二五五、一七八	五六、一二八	九六、四七三	七七、六〇三	二三四、五〇六
其の他	三、九二三	一〇七、一八九	九、二六六	二、二二一	六七、六五八	二三、九四四
合計	二七四、三五	一、五〇二、〇〇一	二七、四四四	一、〇七〇、九五三	八四九、四七七	一、九六、一六五

註　一、昭和五年度滿洲貿易詳細統計による。
一、南滿三港及び哈爾濱管區內輸移入額の合計を示す。

次ぎに、毛綿交織布中昭和五年度に十萬海關兩以上輸移入されたものは左の如くである。

第五節　日本品の輸入趨勢

昭和五年度毛綿交織布輸移入額

	アルパカ、ラスター、オルレアン、シシリアン及フロレンチン	再製毛と綿との交織布	コーチング	サージ	スーチング
	一八、九六〇	三、八五〇	一〇、四三二	八二、七九八	一六二、四三二
日本	—	—	—	—	八五七
朝鮮	二、八六六	—	一〇、三七三	四、二一〇	九四、六五一
英吉利	三、六〇〇	一五三、二八四	五二、一五四	二一、〇五四	一九三、二四六
獨逸	七五、四二	五二、二四四	七九、七五四	四、四六八	一八、四八一
支那伸繊品	—	二、〇五一	四、〇六四	一、四四一	五九、〇三五
其の他	二四七、三九	一五六、七七	一五六、七七	一〇三、九七一	五二七、七二一
合計	一〇九、八三七				

註　一、昭和五年度滿洲貿易詳細統計による。
　　一、南滿三港及び哈爾濱管區内輸移入額の合計を示す。

絹及絹綿交織物、人絹類

滿洲柞蠶業の勃興に光明を認むるに至つたのは、僅か五十年前のことであるが、歐洲戰爭中歐米絹織物の生産額減少し、絹紬の需要頓に增加せるため、之に刺戟されて滿洲柞蠶界は頗る活況を呈し、柞蠶絲の輸出も激增するに至つた。今や、その産繭量も平均八十數億粒の多きに上り、柞蠶類は豆類及びその製品並に石炭に次ぐ重要な輸出品となり、その價額は一千數百萬海關兩に及んでゐる。主たる輸出先は謂ふ迄もなく我國で、本邦に於ける絹紬機業地はその原料の大部分をこの滿洲柞蠶の供給に仰いでゐる。唯、滿洲柞蠶類輸出に於て注意すべきことは、その製品輸出が漸次增加し、原料としての輸出が減少しつゝあることである。

南滿三港柞蠶類輸移出額累年比較

年次	繭 數量	繭 價額	柞蠶絲 數量	柞蠶絲 價額	屑絹絲 數量	屑絹絲 價額	絹製品 數量	絹製品 價額	合計 價額
	噸	海關兩	噸	海關兩	噸	海關兩	噸	海關兩	海關兩
大正十年	一〇〇、八五一	二、二五〇、七二三	二七、九四四	一三、〇七七、三二五	九、六四九	八二、三五四	—	—	一六二、四三二
大正十一年	二三三、八九五	三、七八七、一三一	一八、二八六	一一、二四二、三三一	一〇、九一一	八四八、三三八	—	—	一二、〇九一、三七一
大正十二年	七〇、三八九	二、三四八、七八二	二六、九六九	一五、五三九、二七一	二、七〇九	一、七〇一、二九七	—	—	一七、四〇七、四五五
大正十三年	五三、六〇四	一、六〇〇、七四六	一七、四〇七	八、三三二、四五五	一、一五五	六七三、一三一	—	—	一〇、七三二、九二六
大正十四年	七八、六八八	一、一九八、九七七	二〇、三三五	一一、三八〇、二三七	一、九〇八	一、〇二九、〇三〇	—	—	三五七、九六六
昭和元年	四〇、六三四	八九三、〇三〇	二四、八一六	一〇、四九三、九一五	一、〇三七	一、〇二七、六七七	—	—	五三三、一三四
昭和二年	二六、九〇八	七〇七、九五三	三三、三九〇	一〇、二五六、二五〇	一、九二、五九九	一、一九二、五九九	—	—	四三二、七六〇
昭和三年	三七、三五九	六二五、六五九	二四、七九九	八、五八五、七一四	一、三七一、五九七	一、三七一、五九七	—	—	七〇二、六一〇
昭和四年	二四、二三三	三六八、一三一	二六、七三三	九、〇九六、六〇〇	一、〇八五、三一九	一、〇八五、三一九	—	—	一、〇二六、一八〇
昭和五年	二八、二八七	五三七、六八七	二五、六一九	九、四一五、七九九	九二五、七四三	九二五、七四三	—	—	六七二、五五三

註　各年北支那貿易年報による。

右の如く滿洲内で柞蠶類が生産されるのみならず、支那本土に於ても絹布類及其の原料が多量に生産されつゝあるのだから、滿洲絹布類輸移入貿易に在ても、支那本土よりの移入額が總輸移入額の九四、五%を占むる狀態で、外國品の輸入は殆んど皆無である。然しながら、絹布類は一面我國の特産物とも謂ひ得べく、且、それは滿洲人の愛好する所であるから、將來何等かの對策が講ぜられるならば、我國よりの輸入も相當額に達するものと思はれる。

次ぎに人絹類であるが、之は種類別に謂へば、人造絹絲、人造絹及絹交織布、人造絹及毛交織物、人造絹及綿交織物、其の他纖維との交織等となる。但し、昭和五年迄の滿洲貿易詳細統計では絹との交織は絹織物の部に、

其の他纖維との交織は雜織物中に含まれてゐるから、此處では人造絹絲、人造絹織物、人造絹及毛交織物、人造絹及び綿交織物のみに就いて見ることにする。左の如し。

人造絹絲輸移入額（人造眞綿を含む）

	昭和三年		昭和四年		昭和五年	
	數量（擔）	價額（海關兩）	數量（擔）	價額（海關兩）	數量（擔）	價額（海關兩）
日本	一三二	一九、二三四	四一	四、二〇三	二五	三、一〇三
英吉利	三九	七、四七八	一五	二、一六八	—	—
獨逸	五	六七五	二	二〇一	四	七九〇
伊太利	四三	四、三四三	六二	五、八八三	三〇	三、六〇七
白耳義	五	六二三	—	—	二三	二、三三三
支那仲繼品	八一	一〇、四三六	二三三	二三、三二四	二六三	二八、八六七
其の他	七	一、〇九六	—	—	—	—
合計	三一〇	四三、七七四	三五二	三四、七六八	三四五	三八、六八八

人造絹織物輸移入額

	昭和三年		昭和四年		昭和五年	
	數量（擔）	價額（海關兩）	數量（擔）	價額（海關兩）	數量（擔）	價額（海關兩）
日本	四六九、〇六八	二三三、三二四	一、四二三、〇四四	四九九、六二〇	四六八、〇七九	二二一、一一四
英吉利	二一、六三一	三三、七二八	一〇、六七二	一〇、〇二三	七、八五九	八、九八八
獨逸	一七、八八三	一四、四七三	四、三四九	九、五一〇	五、九四九	七、〇四八
佛蘭西	一四、一〇五	一六、七九六	五、八〇〇	七、五六三	四、〇六三	四、五三二
伊太利	四、八一四	五、六〇八	四〇五	七六八	—	—
支那仲繼品	二四、〇六四	一五、二三五	四、三八二	三、九〇四	五、三五四	六、七三〇
支那品	—	—	—	二〇、八〇三	—	五七四、一六四
其の他	八八三	一、五六九	三、九〇一	二、九四一	四九〇	七六一
合計	五五二、四四八	二九九、七三三	一、四四 、五五三	五五五、一一三	四九一、七九四	八二三、三二六

人造絹及綿交織物輸移入額

	昭和三年		昭和四年		昭和五年	
	數量（ヤード）	價額（海關兩）	數量（ヤード）	價額（海關兩）	數量（ヤード）	價額（海關兩）
日本	二、五八四、九八七	九五九、八六〇	四、四五〇、四五八	一、四五二、九五七	八四六、二一九	三〇五、九一三
英吉利	三〇、三五七	二三、一八四	四六、二九四	二三、四一〇	一〇、〇一三	六、四〇三
北米合衆國	二〇、九五〇	八、二八七	—	—	二、九五四	一、七三四
獨逸	一七、八四二	一〇、八五七	六、九二九	八、九三〇	一、一六九	一、一一三
佛蘭西	一三、七五五	八、三四九	二、五六一	二、〇四八	一、二二四	一、〇六六
伊太利	三、五六三	一、八二六	一、七八五	二、一二八	—	—
ロシア（太平洋）	四、二七二	二、六〇六	四五五	三九九	二五五	一四三
支那仲繼品	九八、二二六	六一、二三七	一〇六、五三一	四五、三二八	八九、八二八	一五、二八六
支那品	—	五〇、六五二	—	七二、九八七	—	一七九、三〇二
其の他	—	—	七、五七四	四、一八八	—	—
合計	二、七七三、九四二	一、一二六、八五八	四、六二三、五八七	一、六二一、二七五	九五一、六六二	五二〇、九六八

人造絹及毛交織物輸移入額

	昭和三年			昭和四年			昭和五年		
	數量	價額		數量	價額		數量	價額	
日本	二、八〇七ヤード	三七、七七一海關兩		二六、八七七ヤード	三七、七七一海關兩		五、九六五ヤード	七、三四〇海關兩	
獨逸	四、九二八	八、三三三		二、五六〇	一七、四二六		一、〇九五	二、一〇八	
英吉利	四、九八六	八、四五四		二〇、九九五	三五、一〇一		七八六	一、六三三	
佛蘭西	六、七四二	五、八〇九		七八六	一、六三三		一、三四五	一、三四五	
支那仲繼品	一四、九五六	二七、五〇三		三一、九六五	四五、三二六		一一、八六	二六、五一三	
其の他	—	—		四、二四七	九、七三五		三、三二一	六、四〇三	
合計	三四、四二九	五三、九四九		八七、四一〇	一四六、八八二		三四、四九四	七〇、〇八六	

註　一、滿洲貿易詳細統計による。
　　一、南滿三港及び哈爾濱管區内輸移入額の合計を示す。
　　一、日本には朝鮮を含む。

人絹類が滿洲に輸移入されるやうになつたのは比較的最近のことであるが、その需要は年々激増し、輸移入額は昭和三年百六十六萬海關兩、昭和四年二百八十二萬海關兩、昭和五年二百萬海關兩、昭和六年百二十萬海關兩（何れも支那産人造絹及絹交織布の價格を含む）等となつてゐる。而して人絹及綿交織物に於ては我國産品が優勢であり、人絹及毛交織物では外國品殊に獨逸品、英吉利品が、人絹及絹交織物では支那品が多量に輸移入されてゐる。

因みに、滿洲貿易詳細統計によると、支那よりの人造絹及絹交織布の移入額は左の如くである。

人造絹及絹交織布移入額　（支那品）

	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年
數量	一四四、二九四海關兩	四七三、〇九六	六〇七、三六二	四三五、二〇八
價額	三四、四二九	一一三、九四九	一四六、八八二	一〇四、四九四

註　一、各年滿洲貿易詳細統計による。
　　一、南滿三港及び哈爾濱管區内移入額の合計である。

然るに昭和六年に至つて、滿洲内購買力の減少、昭和六年一月一日實施の保護關稅に鞏されて、外國品殊に本邦品の輸入は激減してゐるが、このことは世界有數の人絹生産國である我國にとつて頗る注目に値する。

昭和六年度人絹類輸移入額

	人造絹絲		人造絹織物		人造絹及綿交織物		人造絹及綿交織物	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
日本	二八二噸	三四、四三三海關兩	二七五、〇三四噸	一一四、三〇七海關兩	二一〇、二〇〇ヤード	六八、八二三海關兩	六、〇〇七ヤード	八、七九三海關兩
英吉利	—	—	三、六五一	五、〇四三	五、八七〇	五、九二七	五、四四六	一一、九三九
獨逸	三四	三、六五三	四、一一一	二、八三三	二、九〇三	二、三七一	八、三四六	二、三〇三
佛蘭西	—	—	八、九四一	一四、三八七	二、三八四	一、四〇六	三、二五五	四、六九）
伊太利	四七	五、〇四〇	—	—	—	—	—	—
支那仲繼品	一八	二、四九七	五、〇五一	九、五九四	一、八七七	一、〇五九	一七、四八七	五〇、二九
支那品	—	—	九、九四二	三、五七八	三五五、四九四	一、〇五九、七一八	—	—
其の他	—	—	一、七三〇	一、四六八	一、四五）	二、七〇八	—	—
合計	四二九	五〇、七九一	三〇八、四五一	一五一、一六九	四三七、三四七	一、二八七、〇五一	九八、二四三	一、二八七、〇五一

第五節　日本品の輸入趨勢

註　一、昭和六年度滿洲貿易詳細統計による。
　　一、南滿三港及び哈爾濱管區内輸移入額の合計を示す。
　　一、日本には朝鮮を含む。

綿　織　絲

綿織絲は最近に至るも年々一千萬海關兩以上輸移入されつゝあつて、現在とても滿洲に於ける重要輸移入品たるに相違ないが、前記滿洲商品別輸移入統計に於て明かな如く、その絶對額並にその總輸移入額に對する比率は、共に急激な減少傾向を示し、一方採算關係に因るとは謂へ、近年滿洲産綿絲の輸出さへ見るに至つた。而して之が原因は勿論大正十二年以後勃興した滿洲紡績業の發達に求めなければならぬ。

次ぎに、綿織絲の輸移入仕出國を見るに、支那、日本、露西亞等が主なものであるが、その中支那よりの移入額は總額の八〇%弱、日本よりは約二〇%で、露西亞よりの輸入額が往年總輸移入額の約半額を占めてゐたに拘らず、かくの如く減少し、支那よりの移入が增加したのは、勿論我國紡績業が漸次下級品で支那紡績業に壓迫されたことに因るが、唯、支那産綿織絲と謂ふも、綿織物に於けると同樣その大部分は上海、青島等に在る日本人工場産のものである點は看過し得ない。

小　麥　粉

滿洲に於ける小麥生産を東三省農産物收穫豫想によつて見るに、大正十三年八〇四、七七〇瓲、同十四年九六一、一五〇瓲、昭和元年九六七、九〇〇瓲、同二年一、四四五、二八〇瓲、同三年一、四六九、八二〇瓲、同四年一、三〇二、二三〇瓲、同五年一、三五八〇、三一〇瓲であるが、唯小麥の生産は氣候風土の關係上主として北滿地方に限られ、例へば昭和六年度の小麥生産額は、北滿一、三九五、九三〇瓲、南滿一八四、三八〇瓲となつてゐる。而して是等滿洲産小麥の大部分は小麥粉となるが、未だ滿洲需要の全部を充すことが出來ず、僅かに北滿地方の需要に當てられ、南滿地方では巨額の外國粉が輸入されてゐる。卽ち、その輸移入額は年によつて多少の相違はあるが、一千萬海關兩乃至二千萬海關兩に及び、總輸移入額に對する比率も近頃では五、六%である。

抑々、過去滿洲に於ける製粉業の盛衰如何は、原料小麥の生産に左右されたことが多かつたが、滿洲は遺憾ながらこの點は現在も同樣である。然しながら元來北滿地方の氣候風土は小麥作に適し、その小麥の品質も極めて良好であるから、輸入麥粉の防壓策として、從來とても識者の間に小麥增産に就いてその必要が叫ばれてゐた。而して滿洲國獨立を契機として、最近漸くその增産計畫が具體化されつゝあると聞くから、將來小麥の生産は漸次旺んになるであらう。されど、元來小麥收穫は年によつて豐凶の差が激しいものであり、又小麥は麥粉と共に世界的商品であるから、今次の增産計畫が順調に進むには、幾多の困難が伴ふことは免れ得ない。次ぎに、製粉業自體に就いて見るも、この種事業は概して莫大な資本を固定するものであり、更に滿洲及び北支が現在我國麥粉輸出の主要仕向地となつてゐるので、この點よりするも、滿洲麥粉界が自給自足の域に達することは容易なことでない。從つて、その輸入量が俄かに減小するものとも思はれず、寧ろ麥粉が必需品であり、その需要も年々增加しつゝある點より推して、麥粉輸入の將來は有望であると見るのが妥當である。

次ぎに、是等輸移入粉の主要仕出國を見るに日本、支那、米國、加奈陀等であり、その輸移入數量及び比率は前揭商

品別輸移入統計に示した通りである。因みに昭和五年度、我國よりの輸入が激減してゐるが、その後は又舊に復し、現在南滿市場は殆んど我國製粉の獨占場となつてゐる。

果實

近年果實の輸移入總額は約三百萬海關兩で、その中八三、四%は日支兩國から輸移入され、其の他の仕出國としては米露二國がある。今、日本及支那よりの輸移入額の總額に對する比率を見るに左の如くである。

	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
日本	四八・三%	四三・二%	四三・七%	四三・三五%	四〇・六%
朝鮮	一〇・八三	一〇・二〇	一一・〇六	一四・〇〇	七・五六
支那	二七・〇五	二九・七七	二六・六五	二六・七〇	三六・三

註　前揭商品別輸移入統計による。

次ぎに、日支兩國の果實種類別輸移入を昭和五年度滿洲貿易詳細統計に就いて見るに、各々その分野を保持してゐるやうである。卽ち、日本品の優勢なものは蜜柑七七九、五七五海關兩、バナナ一三四、〇九七海關兩、林檎三三、六九四海關兩等の數種で、支那品では、落花生二九一、九九〇海關兩、棗二五九、五一七海關兩、栗七五、九〇三海關兩、梨一一〇、五一〇海關兩、蜜柑七六、二六一海關兩、胡桃二九、四七六海關兩、柿三七、七八八海關兩その他數十種の支那特產品である。かくの如く果實類に在つては日本及支那は共に各々その特產物を輸移出し、一方是等のものが嗜好品である點より推して、一見その間競爭がないかの如く思はれるが、事實は然らず、我國よりの重要輸出品たる蜜柑林檎等は廉價且美味である爲、支那一般民衆に愛好され漸次その需要も增加しつゝあつたに拘らず、主として支那の不當なる輸入稅率改正に禍され、その輸入が著しく困難となつた。卽ち、支那改正輸入稅率によると蜜柑の輸入稅は一擔に付き金單位二・六〇で、之れを蜜柑の價格に就いて見ると、六割乃至七割に相當する高率となり、林檎に於ても同樣一擔に付き金單位二・六〇であるから、是亦五割餘の高率である。殊に林檎は近年滿鐵沿線で盛んに栽培されるに至つたから、この方面よりの打擊も少くないのである。此處に於て滿洲國政府はこの不當なる輸入稅率を改正する必要に迫まられ昭和七年十一月八日蜜柑、林檎の輸入稅率に就いて便法を設けた。

砂糖

北滿では比較的早くから露支人に依り甜菜を原料とする製糖業が起こされた。是れ阿什河製糖廠、呼蘭製糖廠の兩廠である。前者はロシヤ人により明治四十二年資本金百萬留で創立され、後者も創立は明治四十二年支那人經營のものであるが、是等製糖廠は共に經營困難で、長らく休業を續けてゐた。南滿に於ても、甜菜栽培に關し、大正三年以降三ケ年間滿鐵農事試驗場で試作し、大正五年奉天に南滿製糖株式會社が設立された。同社は農民と契約して甜菜の栽培をなさしめ、同年末より操業を開始し一時頗る活況を呈したが、後農民より原料を入手するに付き困難を感じたことにも一部縮されて、昭和二年には事業不振の爲め工場を閉鎖した。要するに滿洲に於ける製糖業は、氣候風土が甜菜栽培に適してゐるから多少の望みがありながら、右の如く成績が擧がらないのは、輸入糖との競爭に耐へ得なかつた爲めであり、從つて現在滿洲では輸入糖がその全消費量と見做される狀態である。

今、滿洲砂糖類輸移入の過去を顧みるに、古くは支那土產糖のみが移入されてゐたが、その後香港糖の獨占となり、更に日露戰爭後は日本糖の勢力が加はり、滿洲市場に日本糖と香港糖との角逐戰が演ぜられ、歐洲大戰爭中一時日本糖が香

港糖を驅逐したが、戰後香港糖は徐々に挽回し、現在に及んでゐる。而して最近の輸移入額は九百萬海關兩以上に及びその輸移入總額に對する比率も三%餘りである。

次ぎに、之が國別輸移入額を見るに、日本より輸入されるものが過半額を占め、殘餘が露西亞、香港、蘭領印度、支那仲繼品等のもので滿たされてゐること前掲商品別輸移入統計の示す通りである。

更に昭和五年度統計により品種別各國商勢を窺ふに次の如くである。

昭和五年度砂糖類輸移入表

	赤砂糖	白砂糖	角砂糖及棒砂糖	氷砂糖	糖蜜	精糖	合計
日本	海關兩 一四、一〇一	海關兩 一、八六七、六四五	海關兩 一四八、八六一	海關兩 一七八、七九八	海關兩 四七九	海關兩 三、八二六、七二三	海關兩 六、〇三六、六〇七
香港	一、一六一、五五六	六四〇、八〇一	一五、八六二	二三六、〇〇四	—	一、二七二、一五一	三、三二六、三七四
露國	四七、五四六	三〇〇、四九九	一、五八四	三六、一六一	—	二五九、九一三	六四五、七〇二
蘭領印度	一五、二六四	二六、五四三	九三、〇〇〇	—	一六、五一三	一六、四三〇	一六七、七五〇
支那仲繼品	一八、〇五七	一三、〇二七	一〇、四四七	三二、九〇八	二一	一五、四七七	八九、九三七
其の他	四、五一九	四	一一、〇一一	一、一〇〇	—	—	一六、六三四
合計	一、二六一、〇四三	二、八四八、五一九	二八〇、七六五	四八四、九七一	一七、〇一三	五、三九〇、六九三	一〇、二八三、〇〇四

註　一、昭和五年度滿洲貿易詳細統計による。
　　一、南滿三港及び哈爾濱管區內輸移入額の合計である。
　　一、日本には朝鮮を含む。

水產物

滿洲に於ける最近五ヶ年の水產物輸移入總額は、三、四百萬海關兩であるが、この中約二百萬海關兩、即ち、總額の五、六〇%のものは日本及朝鮮より輸入されてゐる。而して日本及朝鮮の對滿輸出總額中水產物輸出額は二%弱を占むるに過ぎないが、朝鮮のみに就いて謂へば、水產物輸出は頗る重要なもので、朝鮮の對滿輸出總額の約一〇%に當つてゐる。尙、朝鮮の對滿輸出額中には日本よりの巨額の仲繼品が含まれてゐること、水產物は朝鮮自身の生產にかゝるものであること等を考慮に入れるならば、前記比率以上に水產物の對滿輸出は朝鮮にとつて重要であることを知る。

抑々、滿洲は鹽、淡水魚を除いては、水產物に惠まれないに拘らず、內地、朝鮮沿岸地方では、是が豐富であるから、水產物の輸入は我國にとつて將來有望なものゝ一つとして擧げ得る。但し、現在支那、露西亞よりの輸移入も相當あつて、殊に、支那よりの移入は昭和元年三十二萬海關兩であつたものが、逐年增加し、昭和五年には八十二萬海關兩、即ち、總輸移入額の二一・九一%に達し、他方露西亞よりの輸入額は停頓狀態にあるとは謂へ、是亦年々五、六十萬海關兩のものを輸入しつゝあるから、この點に就いては充分考慮しなければならぬ。

試みに、昭和五年の水產物輸移入額を滿洲貿易詳細統計によつて各細目に就いて見るに、日本品（朝鮮を含む）がその殆んど全額を占めてゐるものは、鰯二四、七六二海關兩、乾貽貝、蠣及蛤一〇、九一一海關兩、乾蟹肉二九、六五三海關兩、昆布四〇八、八四〇海關兩、乾鱈一、四三九海關兩、乾魚及燻魚一七八、〇三九海關兩、魚油六八、六二九海關兩、鰹節九一、七一一海關兩、寒天六六、〇一三海關兩等である。次ぎに、日本品の比較的優勢なものとしては、海參二二八、〇一二海關兩、貝柱一一五、八七九海關兩、鹹鰊六三、八八六海關兩、其の他鹹魚五〇〇、九〇一海關兩、石花菜二、八七六海關兩、鮮魚二五四、一九七海關兩等を數へ得る。而して支那より移入された支那品中主なものは乾魚及鹹

魚三一四、三二八海關兩、水母五四、〇九五海關兩、鮮魚八五、〇七一海關兩、鹹鮪三八、三八三海關兩等であり、露西亞よりは海參一一九、四〇二海關兩、鹹鰊二四、五六〇海關兩、其の他鹹魚二一二、四三四海關兩、鮮魚三六、七六八海關兩、鹹鮪三一、七六四海關兩等が主として輸入されてゐる。要之、日本は水產物輸移入に於て大體優勢を示してゐるが、唯、鹹魚、乾鰕及小鰕、鹽鰭では露西亞及米國の勢力を輕視するを得ない。

酒類及其の他飲料

酒類及其の他飲料の輸移入に於ては、我國（朝鮮を含む）よりの輸入額が總額の七、八〇%を占めてゐること、前揭統計の示す通りである。今、昭和五年度の南滿三港、哈爾濱管區內の酒類及其の他飲料の輸移入詳細を見るに、日本品が頗る優勢で、殊に、清酒、清涼飲料水、麥酒に在つては日本品輸入額が殆んど總額の九〇%以上である。

昭和五年度酒類及其の他飲料輸移入額

品目	總輸移入額	日本よりの輸入額
	海關兩	海關兩
葡萄酒	一六九、二九六	六〇、一三四
清酒	一、五一九、〇三一	一、五一八、四二二
麥酒	一、〇八四、二五四	八六七、八六七
	四二四、九三〇	一四三、二九四
スピリツトリキユール	八七、三〇五	五三、五九一
其の他葡萄酒及酒精飲料	一〇九、三六九	八八、五〇三
清涼飲料、起泡性又は硬水	三、三九四、一〇五	二、七三一、一〇九
合計		

註　一、滿洲貿易詳細統計による。
　　二、南滿三港及び哈爾濱管區內輸移入額の合計である。
　　一、日本には朝鮮を含む。

葡萄酒（シヤンパン、其の他の起泡性葡萄酒、ポートワイン、葡萄の天然醱酵せるものを除きたる非沸騰性の赤又は白葡萄酒、ボルト、マルサラ以外の甘味葡萄酒、ヴエルモツト、バイル及キンキナ）に於て、日本品輸入額は六萬海關兩餘で、內約四萬六千海關兩は葡萄の天然醱酵せるものを除いた非沸騰性の赤又は白葡萄酒である。日本品以外では佛蘭西よりの四萬二千海關兩、伊太利よりの一萬一千海關兩、露國よりの二萬三千海關兩が大きい。

清酒は統計上若干の外國品もあるが、勿論之は全部日本產品である。而して清酒の需要は大部分在滿邦人中にあるが數回に亘る支那政府の增稅、殊に、昭和六年度に於ける十割近くの稅率引上げに禍されて、本品は酒造稅の拂戻を受けるに拘らず、現在既に輸入困難となりつゝある。このことは滿洲內に於て、その需要するだけの清酒が供給し得ざる限り、在滿邦人の嗜好品に對し過重の生活費負擔となり、延いて、彼等が日本酒以外の劣等酒を使用するが如き事態に陷るものとすれば、邦人の保健に惡影響を及ぼすは勿論、我國民の滿蒙發展の上にも影響する處なしとしない。

麥酒に於ても日本よりの輸入が總額の八四、五%に當つてゐるが、唯、支那品として十八萬海關兩程のものが移入されてゐることは注目に値する。

次ぎに、エール、リンゴ酒、梨酒其の他果實及果漿より製造したる類似の酒、ポーター及スタウト、ブランデー及コニヤツク、ウヰスキー、ジン、ラム、其の他蒸餾酒リキユール、支那酒、藥酒の輸移入に於ても日本よりの輸入が四十

二萬海關兩中十四萬海關兩に及んでゐるが、英吉利よりのウキスキー、佛蘭西よりのブランデー、コニヤック等の輸入も決して少くない。然し是等のものは、何れもその需要が一部階級間に限られたものであるから、その消費量も知れたものである。又食卓用清涼飲料でも日本品の八萬八千海關兩が最も優勢であり、之に次ぐものとしては露西亞品の一萬五千海關兩がある。

茶

茶の輸移入額は三百萬海關兩以上であるが、輸移入茶の大部分は支那茶であつて、印度及びセイロン品、瓜哇品等は僅少であり、日本茶も日本人間に消費されるのみであるから、その金額は限定されてゐる。

謂ふ迄もなく、茶は支那人にとつて必需品であり、且、滿洲に於ける氣候風土が茶の生産に適しない爲、茶の輸入人口の增加と共に漸次盛んとなるであらうが、唯、一般支那人は支那茶の風味を愛好し、日本茶の使用を喜ばないから現行稅率では日本茶輸入の將來に對して大きな期待を持つことは出來ない。

昭和五年度の品種別茶類輸移入統計を左に揭げて置く。

昭和五年度茶類品種別輸移入表

	噸	海關兩
印度及セイロン品	五九五	七三、二三七
日本品	三、五六五	一六四、三五七
瓜哇品	七〇	四、五六一
支那品	五四四、八七四	二、三九九、〇七五
其の他	一七	七三一
合計	五九、二三一	二、六四一、九五一

註　一、滿洲貿易詳細統計による。
　　一、南滿三港及哈爾濱管區の合計である。

煙草

滿洲に於ける需要煙草は從來殆んど刻煙草であつたが、日露戰爭後、日本及外國煙草の輸入に因り漸次紙卷煙草は支那人間に普及し、從つて、邦人及び外國人で紙卷煙草の製造販賣に從事するもの相次いで現れ、最近の製造高は左の如く莫大な金額に達してゐる。

滿洲に於ける煙草製造高

	昭和四年		昭和五年	
東亞煙草株式會社(日)	三、八一九、三九八個	一五、六六〇、〇〇〇元	三、四六七、六七〇個	一三、〇五〇、〇〇〇元
英米煙公司(英)	一〇、一〇七、二六七個	—	一、九五一、〇八八個 三八〇、〇〇〇元	
其の他(日、英、露、支)	一三、九二六、六五四個	一五、六六〇、〇〇〇元	四、六六三、七五八個	一三、四三〇、〇〇〇元
合計				

註　滿洲產業統計による。

滿洲では是等煙草製造に使用する原料葉が不足であり、且、紙卷煙草自體も前記の生產のみでは全需要を充たすことが出來ないので、左表の如く年々巨額の紙卷煙草、葉卷煙草及び葉煙草、莖煙草、加工煙草、其の他煙草等を輸移入してゐる。

第五節　日本品の輸入趨勢

紙卷、葉卷煙草及び其の他煙草の輸移入額

	金額	總輸移入額に對する百分比
昭和元年	海關兩 九、五三〇、六七五	% 三・五四
昭和二年	一一、七三一、六四七	四・五〇
昭和三年	一三、三九五、三九三	四・五四
昭和四年	一六、九六六、一二七	五・二四
昭和五年	一七、七五七、九五九	五・八九

註　一、北支那貿易年報による。
　　一、南滿三港及び哈爾濱管區內の合計

紙卷煙草、葉卷煙草の輸移入額は前記商品別輸移入統計で明かな通り、其の他煙草のそれよりも多額であることは勿論、その增加率も遙かに勝つてゐる。而してその主なる仕出國は支那、英吉利、日本、露西亞等で、殊に、支那よりの移入額（支那品）は頗る大きい。然し是れは支那工場製品の滿洲進出を意味するものでなく、英米煙公司の在支工場製品が滿洲に向けられる爲である。從つて、滿洲で消費される紙卷煙草の大部分は本國、支那、滿洲各地の英米煙公司工場品で充されてゐる譯である。

次ぎに、其の他煙草中葉煙草の南滿三港及び哈爾濱管區內輸移入を見るに、その總額は昭和五年度に於て四、一二二、四六六海關兩であり、主たる仕出地は支那（仲繼品）一、六〇八、七三四海關兩、支那一、〇七七、九九四海關兩米國八九五、二四七海關兩、日本三九四、七三六海關兩等である。

機械機器

滿洲貿易詳細統計によると、此處に機械機器と稱するものは、ミシン機、飛行機及附屬品、時計類、樂器、機械器具（天測用、化學用、齒科用、醫療用、瓦斯器具、製圖用、航海及測量用、教育用、眼科用、科學用）機械用器具、農業用機械、電力停留機、印刷用及製本用機、推進用機、ポンプ用機、織物用機、製糖機、鑛山用機、コック及バルブ、機械及附屬品、綿繰機械、寫眞用材料、活動寫眞用材料、衝器、船及端艇及材料品、汽罐用充塡物、電話機材料、タイプライター、旋盤等甚だその種類が多い。而してその輸移入額は前揭商品別統計で明かな如く、昭和元年度に僅か七百萬海關兩であつたものが、同五年度には千五百萬海關兩の巨額に達してゐる。卽ち、その增加率は昭和元年度を一〇〇とすれば同二年度一二七、同三年度一四八、同四年度一六八、同五年度二二五となり、この數字は滿洲經濟の發展を如實に示すも決して少くない。

尙、最近五ケ年では、是等機械類は日本より最も多く輸入されてゐるが、獨逸、米國、露西亞、英國等よりの輸入も決して少くない。

是等機械機器類中主なるものゝ我國よりの輸入狀態を見るに左の如くである。

昭和五年度學術用機械器具輸移入額

	總輸移入額	日本よりの輸入額
天測用	海關兩 三九、一九六	海關兩 三一、三六八
化學用	六九、一七九	五三、三三
齒科用	一四、七七九	九、七二九
製圖、航海及測量用	三一、〇二八	一六、一二五
教育用	五、四六七	一、五二四

醫療及外科用	一八八、二九三	二三、六八四	
光學用	四九、一〇九	一六、九二七	
其の他	一四一、一七一	六九、七一六	
合計	五三八、二三三	三一三、三三六	

註　一、滿洲貿易詳細統計による。
一、南滿三港及び哈爾濱管區内輸移入額の合計である。
一、日本には朝鮮を含む。
一、支那品醫科學機械類、物理機械器具の移入額はその他の項に入れた。
一、獨逸品の輸入額は一四一、七九五海關兩で各品種に亘つて居る。

昭和五年度機械及び部分品輸移入額

品目	總輸移入額	海關兩	日本よりの輸入額	海關兩
農業用	九二、一三一		八五、四〇四	
發電所用	五五一、一四五		一三三、七八一	
印刷、製本及截紙用	一四一、四〇一		二八、七〇七	
推進用	四四〇、六二一		九二、一三四	
唧筒及揚水用	二六八、〇九		二九、四九五	
紡織用	三三三、六四〇		二九、四〇七	
醸造、蒸餾、製糖用	三、六四九		一、九七一	
鑛業用	五八七、三九八		二六、四六三	
煙草製造用	一四八、七八〇		—	
コツク及バルブ	一七九、八七五		一七九、八七五	

ホース　　八七、四〇一　　七四、四三五
調帶　　五二、一九八　　四〇、三七三
其の他　　七、五三七、一六三　　二、六〇五、〇一九
合計　　二、二五二、五八一　　三、七九七、〇六三

註　一、滿洲貿易詳細統計による。
一、南滿三港及哈爾濱管區内輸移入額の合計である。
一、日本には朝鮮を含む。

右統計によると、日本品は印刷、製本及截紙用、推進用、唧筒及揚水用、紡織用、コツク及バルブ、ホース、調帶等に於て優勢であるが、その他の品目に在つては獨逸、英國、米國、露西亞三五〇、〇〇五海關兩、獨逸二二四、五五八海關兩、發電所用機械米國一九〇、四一〇海關兩、獨逸一二九、五七一海關兩、推進用機械、獨逸一二六、三〇八海關兩、紡績用機械、米國六四、〇九六海關兩、鑛業用機械、米國二七〇、八六一海關兩、獨逸二五九、八九六海關兩、煙草製造用機械、米國三五、三八四海關兩、英國八三、八六三海關兩、其の他獨逸二、七二七、五〇八海關兩、米國、五七四、五九八海關兩、英國四〇四、七九五海關兩等である。

昭和五年度其の他機械類の輸移入額

品目	總輸移入額	海關兩	日本よりの輸入額	海關兩
縫衣機及メリヤス機械	一三四、六八八		三一、二六六	
掛置時計及懐中時計	四二、七二二		二二、一〇九	
蓄音機及附屬品	八六七、五七五		三六二、二四五	
オルガン、ピアノ	九〇、三五七		二三、八六三	

第五節　日本品の輸入趨勢

其の他	一〇四、三一三	三六、三一七
寫眞材料（活動寫眞材料を含む）	二四四、八三五	三〇、七八七
カメラ、レンズ及附屬品	六、三八九	五、八六五
活動寫眞フイルム	二〇七、六〇四	一九三、八三八
活動寫眞機械及附屬品	三一九、三五二	七二、四一七
乾板、印畫紙及フイルム	二〇三、〇三一	六三、四四〇
其他寫眞材料	九五一、二二一	三六六、三四七
合計		

註　一、滿洲貿易詳細統計による。
　　二、滿洲三港及哈爾濱管區內輸移入額の合計である。
　　三、日本には朝鮮を含む

本統計によると、日本品は是等品目に於ても相當の地歩を占めてゐるが、諸外國、殊に獨逸品の進出は頗る目覺しいものがあり、尙同國品は本邦品と類似のものが多いので、その將來の競爭力に對しては充分警戒しなければならない。各品目別に見た各國商勢は次の通りである。

縫衣機及メリヤス機械、米國七五、〇〇五海關兩、獨逸二四、八五四海關兩、掛置時計及懷中時計、露西亞八〇、一九一海關兩、獨逸四七、二四九海關兩、蓄音機及附屬品、獨逸一六三、四一三海關兩、米國一五四、〇五四海關兩、オルガン、ピアノ、獨逸四〇、六六五海關兩、其の他の樂器類、支那品二五、三九五海關兩、カメラ、レンズ及附屬品、獨逸一五九、二八一海關兩、乾板、印畫紙及フイルム、米國六六、七六二海關兩、支那品七二、八二七海關兩、米國一七、六一四海關兩等である。

車輛類

車輛類は之を大別すれば鐵道用車輛、自動車及部分品、自動自轉車、自轉車及部分品、人力車、馬車及ゴム・タイヤ等となるが、是等の輸移入額は滿洲に於ける鐵道の普及、地方交通の發達に伴つて、漸次增加すべき趨勢にある。殊に自動車に對する需要は最近頗る旺盛で、その將來は、鐵道用車輛と共に、一般に期待されてゐる。

而して是等車輛類の南滿三港及び哈爾濱管區內國別輸移入額は前揭商品別統計に示した通り日本（朝鮮を含む）より の輸入が概して優勢であるが、その中には自動車及各種ゴムタイヤーの如く純日本產と稱し難いものが多分にあるから日本の商勢は統計に現はれた數字以下と見なければならぬ。しかし、從來主として支那國有鐵道用車輛類が故意に日本以外の外國から輸入されてゐたことも事實であるから、結局日本よりの輸入は將來大いに促進される機運にあるものと見て差支へなからう。

尙、是等車輛類の昭和五年度の類別輸移入總額及日本よりの分は、左表の如くであるが、日本以外の主なる外國よりの輸入額は機關車炭水車、獨逸一、二六六、二九九海關兩、鐵道電車客貨車、露西亞一六九、六五八海關兩、牽引及道路機關車、米國七四、七五三海關兩、英國五八、九九一海關兩、自轉車及その部分品、米國八一〇、一八五海關兩、自動車及その部分品、獨逸七九、九八六海關兩、各種ゴムタイヤー類、支那、主として上海よりの仲繼外國品一四二、五七二、八二七海關兩、米國一七、六一四海關兩等である。

昭和五年度車輛類輸移入額

	總輸移入額 海關兩	日本よりの輸入額 海關兩
機關車及炭水車	二、三〇六、七五二	八二、八五八
鐵道電車客貨車	二三八、二四七	一八、四二五
牽引及道路機關車	一三八、七三七	一、四二二
小計	二、六八三、七三六	九〇、六九四
客用自動車及車臺	六四七、一五六	三一五、三〇三
同部分品	四五五、三四一	三三九、二七三
貨物自動車及車臺	七三三、四三五	一三四、〇一六
同部分品	一一三、二〇九	五三、九六八
小計	一、九二九、二四一	七三二、五九九
自動自轉車	一二四、三四〇	四四、一三三
同部分品	二一、八三〇	一四、〇八〇
ヴエロシピード（自轉車等）	六九、六四四	三三、七八九
同部分品	三一〇、二六五	二五六、五一一
小計	五二六、〇七九	三四八、五一三
人力車及部分品	二五、三一〇	二三、六六四
ゴムタイヤー類	三七二、一五七	一八〇、三一七
其の他	一五一、六四五	一三五、三七一
合計	五、六九八、一七八	二、三一二、〇二八

註　一、滿洲貿易詳細統計による。

一、南滿洲三港及哈爾濱管區內輸移入額の合計である。

電氣材料

電氣材料の輸移入額も滿洲電氣事業の發展に伴ひ漸次增加しつゝあり、昭和五年度には四、五八三、一四五海關兩に達し、其の總輸移入額に對する比率も一・五二%となつてゐる。而して、その主なる輸入國は勿論日本であつて、最近五ケ年に於ては電氣材料輸移入額の七〇%以上を占め、しかも、その額は遞增しつゝある。日本以外の輸入國としては獨逸、露西亞、米國等があり、年によつて多少相違はあるが、何れもその輸入額三十萬乃至五十萬海關兩である。今、昭和五年度の電氣材料及附屬品の品種別輸移入額並に日本よりの輸入額を見るに、次の如くである。

昭和五年度電氣材料輸移入額

品目	總輸移入額 海關兩	日本よりの輸入額 海關兩
ケーブル	四〇一、二九七	三六九、四二〇
扇風機及附屬品	四三、三二	三四、七七五
絕緣電線	九三五、九五三	七九八、八〇四
電球	五〇八、五七六	三四八、五三八
電燈器	一〇二、一三六	六七、八七七
電氣計器及部分品	一一二、七三五	六五、八二一
電動機及部分品	二九七、一八六	一九七、九三二
スキツチ	一九九、六六六	一七四、九五〇

第五節　日本品の輸入趨勢

一、日本には朝鮮を含む。

變壓機	一八五、五〇一	一一七、〇八三
電池及乾電池	二六一、五八二	一九四、〇六七
碍子及陶製クリート	一四八、三三一	一四五、〇八五
其の他	三五三、七七一	八八九、七五三
合計	四、五四〇、〇五五	三、四〇四、〇九六

註　一、滿洲貿易詳細統計による。
一、南滿三港及哈爾賓管區內輸移入總額を示す。
一、日本には朝鮮を含む。
一、本統計の數字は前揭商品別輸移入統計の數字よりも支那品に於て九〇海關兩、露西亞では四三、〇〇〇海關兩だけ少くなつて居る。

卽ち、日本品は全品目に於て絕對優勢を持してゐるが、獨逸はケーブル二一、六一八海關兩、扇風機及部分品二、五二〇海關兩、絕緣電線三一、八一八海關兩、電球一一六、六九三海關兩、電燈器二四、二一五海關兩、電氣計量器二一、八六五海關兩、電動器及部分品、三二、三〇三海關兩、スキッチ九、九一四海關兩、變壓機、四二、七〇九海關兩、電池、乾電池三、三七一海關兩、碍子クリート二、六三三海關兩等と各品目を僅少ながら輸入して居り、米國も扇風機及部分品、四、四八〇海關兩、絕緣電線四二、八三七海關兩、電動器及部分品二七、五〇一海關兩、電池、乾電池一九、一三八海關兩等に於て多少の輸入がある。而して、露西亞よりの輸入が相當あるのは北滿に於ける同國の勢力を物語るものである。

紙類

木材資源の豐かな滿洲の製紙業は相當發展性があるかに思はれるが、事實は然らず、極めて不振狀態にある。その主なる原因は隣接地に先進製紙工業國日本の存在せること、企業條件が不良であること例へばパルプ原料木材を經濟的に入手することの困難、其他藥品、諸材料が國內に生產されず、外國よりの供給に俟たざるを得ぬこと、資本、金融、用水、動力、燃料、運賃等に關しても悉く惡條件であること等である。今、關東廳統計書により滿洲紙類生產額を見るに、昭和三年一、九一六、八五六圓、昭和四年一、七九六、〇八三圓、昭和五年一、八六三、二七三圓、昭和六年一、三三〇、八六五圓である。但しこの數字は大連、營口、安東等に於ける近代式製紙產額に過ぎず、奉天、鐵嶺、新京、吉林等各地の所謂紙房に於ける生產額約七拾萬圓は含まれてゐない。故に上述の數字を綜合すると現在滿洲紙類生產額は約二百五拾萬圓となるが、その製品は毛頭紙或は支那紙代用品であり、需要先きも全部支那人である。

然るに滿洲に於ける印刷用紙其の他西洋紙の需要は文化の向上と共に漸次旺盛となりつゝあるから、紙類の輸移入額も年と共に增加し、昭和五年度には七百四拾萬海關兩、卽ち、總輸移入額の二・四五%に及んでゐる。次ぎに前揭商品別輸移入統計に據り南滿三港及び哈爾濱管區內の各國商勢を窺ふに、我國及び支那（支那品）よりの輸移入額は總額の八十乃至九十%を占め、而も支那よりの移入品が主として支那紙であるに反し、我國よりは印刷紙其の他洋紙類が輸入されてゐる關係上、兩者の輸移入趨勢は年々逆の方向に進みつゝある。

昭和五年度紙類（支那品を除く）輸入額

	總輸移入額	日本よりの輸入額
板紙	三、〇一四（海關兩）	一、二九（海關兩）
片面又は兩面螺引印刷紙	一六、二三九	三、三二四

第五節　日本品の輸入趨勢

普通印刷用紙「メカニカル・ウッド・パルプ」より成るもの	一、三四〇、四一一	一、一四七、五四九
蠟光紙及薄面花紋紙	七四、六六六	二四、〇三五
油光紙白色又は有色のもの但し主に「メカニカル・ウッド・パルプ」より成るもの	二三、七九二	一〇五、一四六
包裝用紙褐色又は有色のもの	一七四、二五〇	一〇五、四四六
クラフト紙	三六、六三五	一九、七二四
模造紙	五〇五、八九二	三七八、六九五
印刷用紙「メカニカル・ウッド・パルプ」を用ひざるもの	七二九、六二三	五六八、二八五
藁板紙	二五六、二九三	一五〇、七六四
艶附せざる連史紙及雪光紙「メカニカル・ウッド・パルプ」を用ひざるもの	七、七七五	三、三二四
圖畫用紙、アート印刷料紙、紙幣用紙、羊皮紙等	五〇六、五四七	八三、一九七
筆記用紙	二二、四八三	八四、九二四
製函用板紙	二四七、八九二	一三二、七八一
日本紙	二二三、三三五	二二三、三三五
化粧紙	二六一、〇一九	二五九、二四七
壁紙	一三、四〇四	五、三二〇
その他	二八二、二二〇	一七二、九〇九
合計	四、八五三、四六七	三、四七三、〇九四

註　一、昭和五年度滿洲貿易詳細統計による。

一、南滿三港及び哈爾濱管區內輸入額の合計である。
一、日本には朝鮮を含む。
一、筆記用紙中には露國よりの圖畫用紙、アート印刷料紙等を含む。

右によると各品種共に日本品が概して優勢であるが、唯蠟引印圖紙では獨逸、圖畫用紙、アート印刷料紙、紙幣用紙羊皮紙等では米國にそれ〳〵第一位を占められてゐる。

尙、外國品はその總額に於て頗る少額であるが、參考迄でに主なるものに就いて見るに、印刷用紙、獨逸八四、三〇三海關兩、蠟光紙及薄面花紋紙、獨逸一九、〇二一海關兩、包裝用紙、獨逸三四、三二三海關兩、模造紙、支那仲繼外國品一〇七、四〇九海關兩、印刷用紙（メカニカル・ウッド・パルプを用ひざるもの）獨逸九四、五一三海關兩、圖畫用紙、アート印刷料紙、紙幣用紙、羊皮紙、米國三七〇、八〇三海關兩、筆記用紙、露國一六、四三八海關兩、製函用紙、支那仲繼外國品五五、一七七海關兩、米國五二、一三九海關兩等である。

最後に支那よりの移入額を見るに（支那品）次の通りである。

昭和五年度支那よりの紙類移入額（支那品）

	海關兩		海關兩
一等品	三五六、三三三	板紙	七、四〇七
二等品	六六二、九二一	藁板紙	三五、一〇三
三等品	一、〇四三、〇〇四	壁紙	一〇九
燒機械製紙	二六七、五五八	その他	三五、一五一
	二六、九三一	合計	二、三五四、六二七

第五節　日本品の輸入趨勢

註　一、滿洲貿易詳細統計による。
一、南滿三港及び哈爾濱管區内の合計である。
一、前掲商品別輸移入統計の數字と附合せざるは本統計に於て仕出不明三等品移入額二、五二八海關兩を加算せるためである。

第三章　我國に於ける日滿關稅政策論

第一節　日滿關稅同盟論

第一項　關稅同盟

本項では一般關稅同盟の意義並にその組織に伴ふ利害得失等に就いて、學者の既に說いてゐる處を簡單に紹介する。

一、關稅同盟の意義

關稅同盟とは二箇以上の國家が盟約により共通の關稅區域を設くるをいふ。詳言すれば、二箇以上の國家が相互間の關稅を廢し、獨り外國に對してのみ同一の關稅を設けて統一的關稅制度を組織するをいふ。然しながら、關稅同盟は必ずしも獨立國家間に締結せらるゝものと限らず、關稅主權を有するもの〻間又は關稅主權を有するものと本國又は外國との間にも締結され、又關稅同盟を締結した場合に於ても、經濟上若くは財政上の必要で、同盟國間に低率な中間關稅、卽ち、內部關稅を設くることが出來る。

今、關稅同盟をその統一の程度如何によつて、完全なる關稅同盟及び不完全なる關稅同盟に大別して、その各々に就いて說明する。

第一節　日滿關稅同盟論

先づ完全なる關稅同盟とは二箇以上の獨立國家が條約により、相互間の一切の關稅を廢すると同時に外國に對し同一の關稅を設け、全然統一せる關稅區域を組織するを云ふ。從つて、關稅行政、關稅率、關稅立法等凡ての關稅制度は統一されなければならぬことゝなる。尙、完全なる關稅同盟ではあるが、强國と弱國とが關稅同盟を結ぶ時、往々弱國が一切强國の關稅制度に盲從してその內に加入し、關稅收入の分配に與る如き場合がある。かくの如きものは同等國力を有する獨立國家間の同盟と區別して、特に關稅加入と稱す。

次ぎに、不完全なる關稅同盟とは全然統一された關稅區域を組織するに至らざるものである。卽ち、同盟國間の關稅の全部を廢棄せず、一部を廢棄し、若しくは全然廢棄せず單に輕減するが如きものである。而してこの不完全なる關稅同盟は更に關稅妥協、關稅聯合の二に細別することが出來る。關稅妥協とは同盟國間の關稅に限り之を輕減し、若くはその一部に限り之を廢棄し、又は輕減することを約するものである。之は通常政治上、經濟上の關係を更に一層密接ならしむる必要あるも、經濟上俄に貿易の絕對的自由を許し難き場合に屢々見る。關稅聯合とは同盟國間に於ける關稅を撤廢せず、唯之に比して高率な同盟國外に對する關稅を協約して、共同の利益を保護增進せしむるものである。卽ち內部關稅は大體從前通りとし、その代り同盟國共通の國境に於て同盟國外の貨物に課する關稅、卽ち外部關稅を互に同一程度に引上げて、同盟國間の經濟的利害關係の結合を圖るものである。

是等不完全な關稅同盟は關稅區域を統一するものでないから、嚴密な意味に於ては關稅同盟と稱し難く、關稅妥協の如きは寧ろ互惠關稅に近いもので、程度の差があるに過ぎない。但し、餘り嚴格に云ふと完全同盟の場合に於ても二、三の中間關稅を設置する時は、是亦關稅同盟と云ひ得ないことゝなり、その妥當ならざるは明かである。

二、關稅同盟の組織

關稅同盟は旣に政治、經濟上密接な關係ある國の間に結ばれるのが通常であり、しかも一旦それが成立すると同盟國間の政治、經濟上の關係は愈々緊密となり、終には政治的併合、合同に迄で進むことが少くないのであるから、關稅同盟を組織するに當つては政治、外交上種々困難な問題が生ずるが、此處では主として關稅同盟を組織する場合に生ずる經濟上の困難に就いて說明する。

外部に對する經濟上の利害衝突

抑々、關稅同盟は產業、商業政策上外部に對し統一せる一國を成すものであるから、先づ產業、商業政策の方針を確定し、之に基き一定せる關稅制度並に關稅率を設けなければならない。然るにこの事は經濟發達の程度略ぼ相等しき同盟國間ならば容易に行はれるが、關稅加入の如きを問題外として、然らざる場合は頗る困難なことである。唯、現在は保護貿易主義の思想が旺んであり、實際上に於ても亦之が行はれてゐるから、この問題に就いての利害衝突は通常次ぎに述ぶる內部に於ける經濟上の利害衝突程重大なものでない。

內部に於ける經濟上の利害衝突

關稅同盟は內部に於て交通、貿易の自由に行はるゝ範圍を擴張するものであるから、必然的に同業者間の自由競爭を惹起することゝなる。その結果、例へば工業國と農業國とが同盟を結ぶ場合には、農業國に於ては工業發達の望みがなくなり、工業國に於ては農業の維持、復活を見ることが困難となるであらう。然しながら同盟國間の資本、技術の移動と謂ふことも考へられるから、政治上の關係並に勞働力、資源等の關係如何では、地域的には所謂適地產業の勃興とな

る可能性がないでもないが、この問題は同盟國間の政治的關係、經濟力、經濟事情、資源、人口の多少、民度の高低及び地理的關係の如何に依つて一概に論ずることは出來ない。

內部に於ける財政上の利害衝突

同盟國相互の財政制度の相違により、關稅同盟の組織に行惱みを生ずることがある。卽ち、財政制度少くとも租稅制度が統一されてゐない以上、負擔の輕い國の產物が相手國の產物の販路を奪ひ、不當の利益を占むることがある。然るにこの租稅制度を異にする理由は財政、經濟、社會上各々その事情を異にする爲めであるから、俄かに不用なる租稅を徵收し、又は必要な租稅を撤廢するが如きことは困難である。

關稅收入減少に關する困難

關稅同盟を締結するが如き國家間の經濟關係は通當極めて密接であり、從つてその貿易關係も深いから、同盟國間の關稅障壁が一時に除かれることは關稅收入を相當重要な財源としてゐる國にとつては頗る大きい打擊である。尤も關稅同盟を組織した爲め、將來反つて產業、外國貿易等が旺んとなり、先きに失つた處を補ふこともあり得るであらうが、當座の財政上の窮乏にすら耐へ得ない國にとつて、完全な同盟を卽時組織することは依然として困難な問題である。尙、この外關稅收入の分配、關稅立法、行政を統一する際にも種々困難な問題が生ずるが、それ等に就いては省略する。

三、關稅同盟の利害

完全な關稅同盟は同盟國間の經濟上の關係を密接ならしめ、同盟國以外の諸國に對抗して同盟諸國の經濟を發展せしむると共に、經濟上の密接若くは接近が次第に政治上、軍事上其の他の關係を密接ならしめることがある。但し、先進國と後進國との關稅同盟の場合に於ては、概して先進國が利益を受け、後進國が不利益を受けることゝなる。又關稅同盟は時として同盟國間の政治上の併合を招き、從來の各國對等の關係を變じて從屬的關係を生ぜしむることがある。

四、關稅同盟と最惠國條款

完全な關稅同盟の場合は最惠國條款を有する國と雖も、之れに均霑することを得ないとするのが定說であり、又實際に於ても均霑問題は生じてゐない。卽ち、完全な關稅同盟を組織せる時は最早や二國は關稅上二國に非ずして一國となるから、一國が他國に特殊の恩惠を與へたと云ふ事は出來ない。換言すると、同盟國間には關稅上國と云ふ區別が消滅し、通商條約その他對外商業政策上全然一國となるのであるから、その一國內の交通貿易の自由に、他國が最惠國條款を楯に均霑を要求し得る權利はない。要するに、完全な關稅同盟に於ては政治上に於てこそ統一されてゐないが、關稅上に於ては全然統一して一體となつたものであり、從つてその範圍では單一な條約權の主體と見ることが出來るから、關稅同盟に依る特典は一國が他國に對して與へた特典又は殊遇でもない。

然しながら、同盟國間に中間關稅、卽ち內部關稅を設けた所謂不完全な關稅同盟の場合に於ては議論がある、此場合には、最惠國は恩典に均霑し得ると論ずる者と、此場合でも恩典に均霑し得ずと論ずる者とがある。之に均霑し得ずと論ずる者の論據は關稅同盟は、普通の通商條約と其の性質が全く異なると云ふのである。

第二項　臺灣の領有と我國關稅政策

日清戰爭以前の臺灣海關は勿論支那海關の一部を構成してゐたが、日清媾和條約の結果、臺灣及澎湖列島が日本に割讓されるに至つて、臺灣海關も清國海關長より正式に引繼ぎを受けた。

抑々、日本の臺灣領有は何等の豫備手段なくして行はれ、且、我國は植民地經營に就いて從來何等の經驗がなかつたので、臺灣に於ける土匪、財政、產業等の重要政策も領臺當時には確立されてゐなかつた。從つて、關稅制度の如きも一時清國時代の舊制度による外なく、關稅率も一、二稅目を除くの外大體舊稅率を一時襲用し、之を基として課稅することに決定した。

然るに、明治二十八年の末には土匪も漸く鎭定され、施政方針も亦確立され、關稅に於ては統一的政策を布くこととなり、翌二十九年一月二十九日締盟各國との條約規定を、臺灣に施行すべきことを、外務大臣より左の如く宣言した。

宣　言

臺灣地方既に平定に歸したるを以て日本帝國政府は同地に居住し又は同地に往來する各締盟國の臣民、人民及船舶に向ひ左記の特典便益を許與す。

第一　日本帝國と通商及航海の條約を締有する各國の臣民及人民は淡水、基隆、安平、臺南府及打狗に於て居住し且商業を營むことを得又右等諸國の船舶は淡水、基隆、安平及打狗の諸港へ寄港し且積荷を輸出することを得

第二　臺灣は其の情形上特殊なる所ありと雖も日本帝國と各締盟國との間に現存せる通商及航海條約、稅則及其の他の取極は出來得べき限り臺灣に居住し又は同地に往來する各締盟國の臣民、人民及船舶にも之を適用すべし、但し前記の特典便益を享受する者に於ては常に臺灣に於て施行せらるゝ所の法令を遵守すべきものとす

斯くの如く、帝國現行條約の實施に依り明治二十九年二月二十三日清國海關稅率の撤廢せらるゝと同時に帝國現行の運上目錄所載の稅率は適用され、且稅關法及び稅關規則も亦施行され、爾來關稅に關する諸法規は、內地と臺灣と概して同一のものが施行された。但し、當時の稅率は慶應二年に締結されたもので、從價五分を徵收するに過ぎなかつたので、對內地貿易はさして促進するに至らず（後揭統計參照）依然として清國との取引が旺んであつた。

次で、翌年我國に於ては條約改正の結果として、三月法律第十四號を以て關稅定率法が發布され、同時に臺灣にも同法が施行されることゝなつた（明治三十二年一月一日より實施）。本稅則は產業保護、財政收入の增加を目的として定められたもので、舊稅率に比し平均約三倍の增課となつたから、外國品の本邦輸入は以後相當困難となる可き筈であつたが、我國は英、獨、佛、墺の四國と布帛其の他多數工業品の輸入に對し稅率を協定し、一般最惠國は之が特典に均霑せる爲め、歐米よりの輸入は比較的減少せず、唯片務條約國たる淸國よりの輸入は激減するに至つた。

輸出稅に就いては、我國は新關稅實施と共に我國特產物たる生絲、海產物、金屬、樟腦、茶、木材等には保護貿易の立場より之を全廢したが、臺灣に於ては內地と異り輸出稅は尙重要な財源であり、且、その存置は臺灣產業狀態より推して、さして惡影響を與ふるものとも思はれないので、輸出稅及び出港稅に關しては明治三十二年七月十四日律令第十九號を以て左の如き特例が設けられた。（同年七月十七日より實施）

同法に依れば臺灣より輸出する物品で左表に揭ぐるものは、同表の稅率により輸出稅を課し、同表中第五、六、八、九、十三、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十六號及第三十三號乙の本島產物品を內地に輸送するときは第十九號を一圓、第二十號を六十錢とする外左記輸出稅と同額の出港稅を課すことゝしてゐる。

輸出稅率表

番號	品名	課稅單位	稅率
	第一類　染料		
一	黃姜	每百斤	○・一五 Ⅲ
	第二類　穀物及飮食物		
二	乾筍	從價	五%
三	大麥	每百斤	○・一五
四	類豆	同	○・○九
五	乾魚	同	○・七七
六	鹹魚	同	○・二八
七	落花生豆	同	○・一五
八	乾龍眼肉	同	○・三九
九	龍眼菓子	同	○・五四
十	米	從價	五%
十一	胡麻子	每百斤	○・一五
十二	鰆	同	○・二一
十三	鱲	同	○・七七
	甲、黑	同	○・七七
	乙、白	同	二・三一
	丙、精製	從價	五%
十四	赤砂糖	每百斤	○・一五

十五	白砂糖	同	○・二一
十六	小麥	同	○・一五
	第三類　皮骨類		
十七	獸骨	從價	五%
十八	生皮	每百斤	○・七七
	第四類　茶		
十九	烏龍茶	同	一・六〇
二十	包種茶	同	一・二〇
二十一	番茶	同	○・五五
二十二	粉茶	同	○・五五
二十三	莖茶	同	○・五五
	第五類　布帛材料		
二十四	苧麻	同	○・五四
二十五	麻皮	從價	五%
二十六	麻絲	同	○・五〇
	第六類　雜品		
二十七	石炭及屑石炭	每一噸	○・一五
二十八	鳳梨纖維	從價	五%
二十九	田菁子	同	五%
三十	藍	同	五%
三十一	油精	每百斤	○・○五
三十二	蓪草及蓪草紙	從價	五%
三十三	籐		

甲、丸　　毎百斤　〇・二三
乙、割　　同　〇・三九

本規則制定後砂糖に就いては明治三十四年赤砂糖を毎百斤四十五錢、白糖砂を毎百斤五十六錢とし、酒精に就いては內地に於て施行せる酒精及酒精含有飲料稅法規定の稅率と同一の課稅をなす必要上、明治三十八年之に出港稅を課すこととし、尙、同四十年、四十一年には內地との關係で、若干の改正をしてゐる。又粉茶の出港稅は、粉茶が內地に於て露領西比利亞地方に輸出する磚茶の原料に供せらるゝ關係上、明治三十九年七月一日以降廢止された。

而して右輸出稅及出港稅規則は旣に述べた如く主として總督府歲入增收の目的を以て制定されたものであるが、年々總督府の財政狀態は堅實となり、一方臺灣に於ける主要産業たる製糖、製茶業の發展と共に、是等の輸出奬勵が痛感さるるに至つたのである。此處に於て産業、貿易の發展を多少共に阻害すべき本規則の存續は最早不利とされ、終に明治四十三年十一月律令第九號を以て廢止された。

尙、我國は明治三十四年十月に煙草、酒類、三十五年十月に石油、生卵、酒精の輸入稅率を引上げ、三十七年には非常特別稅法の發布により飮食物、衣服及同附屬品、酒類、糖類、織物等に對し戰時輸入稅を附加し、更に三十八年一月同法を改正し、輸入品全部に對し平均一割八分內外の引上げを實施した。又三十九年三月には關稅定率法を改正し、非常特別稅を廢止したが、改正稅率は戰時稅を加算したものより尙一層高率となれるもの少なからず、平均二割一分乃至二割五分の課稅となつてゐる。是等は勿論臺灣にも施行されたが、唯臺灣は內地と風俗習慣其の他の事情を異にし、隨て其の輸入品も內地と趣を異にし、同一品名にして內地に輸入するものと品質、價格を異にし、或は彼我産業、經濟の事情を異にする等のため、定率法殊に三十九年改正の定率法を其の儘臺灣の輸入品に適用する事は困難であつた。そこで政府は支那産品である種魚、人參、書畫用に非ざる唐紙、綿等十四品に對し稍々低率なる特別輸入稅を制定した。

臺灣に於ける特別の輸入稅に關する件（明治四十年三月　法律第三十號）

外國より臺灣に輸入する物品にして別表に揭ぐるものには別表の稅率に依り輸入稅を課す

附　則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む（明治四十年三月勅令第八十五號を以て同年十月一日より施行）

（別　表）

品　目	課稅單位	稅率
輸入稅表	從價	一〇％
種　魚	同	三〇％
蔬菜（砂糖、糖蜜、糖水、又は蜂蜜を以て貯藏したるものを除く）の內罐詰、罐詰又は壺詰に非ざるもの	毎百斤	二・二五
麥製及米製の支那麵類		
人　參		
甲、一斤三十根を超えざるもの	同	六・〇〇
乙、其の他	同	一・〇〇
生棉及繰棉	同	一・三〇
屑棉及故棉	同	〇・五五
故ガンニー囊	毎百個	一・二〇
書畫用に非ざる唐紙	毎百斤	一・〇〇
瓦（泑藥を施したるものを除く）	同	〇・一〇
陶磁破片及碎瓦		無　稅

然るに、我國は明治四十四年七月通商條約の期限滿了と共に從來の片務的協定稅率を廢して、双務的のものとせんと欲し、關稅定率法に一大改正を加へ、明治四十三年法律第五十四號を以て之を公布したが、該定率法の輸入稅表は僅少の支那品にして臺灣人の慣習上必需のものを課稅目的とする前記臺灣に於ける特別輸入稅率を充分斟酌して制定されたのである。從つて同法の施行と共に特別輸入稅率は、明治四十四年三月法律第七號を以て同年七月以降廢止される事となり、爾來、臺灣に於ては母國と統一的關稅制度が行はれることゝなつた。

以上の如く、臺灣に於ては統一關稅政策が實行されると共に、明治三十二年以降數回に亘り關稅が增徵され、又一方產業政策等も適當に考慮された結果、その貿易は漸次發達し、殊に內地との關係は密接となつてゐる。試みに今、領臺當時の貿易を見るにその總貿易額は三千萬圓に過ぎず、重要輸移出品は茶、樟腦、砂糖、米、苧麻等農林產物であり、重要輸移入品は布帛絲縷及同材料、藥材（主として阿片）飲食物、油類、煙草、機械器具、紙類、木材、金屬及金屬製品等であつた。而してその取引國別貿易は左の如くである。

臺灣國別輸移入貿易（單位千圓）

	日本	支那	英吉利	英領印度（海峽植民地を含む）	北米合衆國	獨逸	暹羅	其の他	合計
明治二十九年	—	四、〇九四	一、一四六	六〇五	五九四	二二三	六八	一、九〇一	八、六三一
同　三十年	三、七二四	七、三六四	一、三七六	四三九	八一二	三五四	五二	二、二六二	一六、三八三
同　三十一年	四、二六七	一〇、一〇〇	一、六一七	四八八	八七〇	二九八	六七	三、四三五	二一、一四二
同　三十二年	八、〇一二	六、三〇〇	一、〇八三	三八	九九三	九一	三	五、七五五	二三、二八五
同　三十三年	八、四三九	五、九九五	一、三九八	四六四	一、五一八	九四	四	四、〇九八	二二、〇一〇

臺灣國別輸移出貿易（單位千圓）

	日本	支那	香港	北米合衆國	其の他	合計
明治二十九年	—	八、六七六	二、四五四	二六五	一	一一、三九六
同　三十年	二、一〇五	九、八七九	一、六五六	一、一八八	二九	一四、八五七
同　三十一年	四、一四三	一〇、八七三	一、三八五	五六一	一	一六、九六三
同　三十二年	三、六五〇	八、六九二	二、〇九〇	三一〇	一	一四、七四三
同　三十三年	四、四〇二	七、七九二	一、七六一	九七〇	九	一四、九三四

右の如く當時は支那との貿易が最も旺んで、主なる貿易品は輸出に於ては、砂糖、米、樟腦、苧麻、石炭、龍眼、輸入に於ては、布帛絲縷及同材料、煙草、飲食物、紙類等であつた。而して之に次ぐものは對內地貿易であつて、主なる移出品は樟腦、砂糖、茶、米であり、移入品は飲食物、布帛絲縷及同材料、木材、機械器具、紙類、煙草等であり、その他歐米には茶、樟腦を輸出し、藥材は印度又は土耳古、油類は米國又は蘭領印度、布帛絲縷及同材料は英國、機械器具、金屬及金屬製品は歐米各國より輸入してゐた。

然るに、領臺以來、上述の如く我國が關稅政策、產業政策に於て母國統一主義を採つた結果、臺灣貿易の方向は一轉し、母國との取引が隆盛となつたこと左の如くである。

臺灣の貿易

	輸出額	移出額	輸入額	移入額
明治二十九年	一一、三九六千圓	—千圓	八、六三一千圓	—千圓

同三十年	一二、七五二	二、一〇五	一四%	一二、六五九	三、七二四	二三%
同三十一年	一二、八二〇	四、一四三	二四	一六、八七五	四、二六七	二〇
同三十二年	一一、〇九三	三、六五〇	二五	一四、二七三	八、〇一二	三六
同三十三年	一〇、五三二	四、四〇二	二九	一三、五七一	八、四三九	三八
同三十八年	一〇、六三〇	一三、六六二	五六	一〇、九六四	一三、四八四	五五
同四十三年	一一、九八六	四七、九三七	八〇	一九、八五三	二九、〇七〇	三九
大正四年	一五、四三〇	六〇、一九三	八〇	一二、七八二	四〇、五八七	七六
大正九年	三五、一七三	一八〇、八一六	八四	六〇、三六七	一一二、〇四一	六五
大正十四年	四七、九六六	二一五、二四九	八二	五六、四八九	一二九、九〇六	七〇
昭和五年	二二、八〇九	二一八、六三三	九一	四五、一三一	一二三、一二七	七三
昭和七年	一八、〇四五	二二二、六八三	九三	三一、〇四一	一三三、四五七	八一

（臺灣貿易年報による）

右の變革は從來支那に輸出されつゝあつた砂糖、米等が爾後日本に向けられたこと、領臺前支那、香港その他の外國より供給されてゐた製造加工品等の大部分が內地より移入さるゝに至つたこと等に因るのである。

最後に臺灣に於ける關稅收入の地位に就いて一言する。關稅收入は通常後進國では地租と共に重要な財源をなすものであるが、臺灣では領臺當時こそ地租に次ぐものであつたが、逐次砂糖、樟腦、阿片、煙草、鐵道、郵便等より生ずる收入が著しく增加し、關稅收入の重要性は低下した。勿論之は我國が臺灣に統一的關稅を布き、外國貿易を內國貿易に轉換せしめた爲めでもあらうが、一方臺灣の一般經濟界の發展、特に砂糖、樟腦等の生產增加に依る所が大である。而して是等のものは內地に生產されることの少い臺灣特有の產物であつて、その生產奬勵は何等母國の利益と衝突せず、且それ等は世界的商品でもあるので、右に述ぶるが如く異常の生產增加をなし、從つて臺灣財政に寄與する所も大きかつたのである。尙この外、酒稅、所得稅の如き新稅が賦課せらるゝに至つて、愈々關稅收入の重要性は減少した。

さて、今、關稅收入の臺灣財政中に於ける地位を知る方便として、統計數字に就いて見るに左の如くである。

臺灣に於ける關稅及びその他重要收入（單位圓）

	輸入稅	輸出稅	出港稅	地租	砂糖消費稅	樟腦收入	阿片收入	煙草收入	鐵道收入	郵便電信收入
明治二十九年	三八五、四六三	二七九、八七二	—	七五二、六九九	▲二〇一、二九八	三九九、一三八	—	—	八九、一六三	二二五、四九三
同三十年	四六九、八七六	二六二、四〇一	—	八三五、六五一	▲二四二、〇〇五	三五三、六四六	一、六四〇、二一〇	—	二三一、〇四六	三三四、〇五〇
同三十一年	六三五、三二六	二七二、五三九	—	七八二、〇五九	▲二六〇、七一五	四一九、八〇一	三、四六七、三三八	—	二八八、五一九	三六九、〇二〇
同三十二年	一、一七四、三七三	三〇七、〇三五	七、〇七五	八四一、九五五	▲二二四、八一四	一、二九七、〇六六	四、二四九、五七八	—	三四五、八五一	四四一、三九〇
同三十三年	一、一七七、一三三	三九〇、六六八	一五、五七二	九一二、九二三	×三、七二〇 ▲一七八、一四四	三、七五二、二六八	四、二三四、九八〇	—	四一二、三〇一	五一一、一七五
同三十四年	一、一八二、〇四五	三五二、四八九	二四、一六四	八六九、〇〇三	×二四三 ▲一〇七、七六八 三七二、一九〇	三、二五三、三九二	二、八〇四、八九四	—	五二六、〇八六	五三六、八四二
同三十五年	一、〇四六、二一三	四四〇、九九三	八、一二一	八九七、二二〇	×六三 七七七、九四四	二、五二八、八〇三	三、〇〇八、四八八	—	七二九、二八三	五六三、〇四九
同三十六年	一、〇五〇、七三四	三六八、四九一	一〇、〇一四	九二二、二三二	×二三 七六一、九〇	二、二五八、二一八	三、六二〇、三三六	—	九七一、六九三	六四五、三三六
同三十七年	一、一一九、四二六	三一五、五六一	六、〇六七	一、九五五、七七〇	一、四五四、〇五一	三、六〇五、八八五	三、七一四、〇一三	—	一、一三一、六七〇	八二七、一八七
同三十八年	一、三七七、六四一	三四〇、四〇七	五、〇〇九	二、九七五、七三六	一、八六六、五四六	四、一三五、八六一	四、二〇五、八三一	一、四九六、〇二三	一、七〇六、四二六	一、一二九、三六九
同三十九年	一、二九七、五三五	三二二、五二一	四、一八八	二、九八三、五五二	二、三九九、九八七	四、八六五、二二七	四、四三三、八六三	三、〇四四、五九三	二、〇五四、〇四一	一、四三七、五〇五

第一節　日滿關稅同盟論

同　四十年	一、八三七、七六三	三〇四、三二四	八、四四二	三、〇〇六、一九六	二、〇〇〇、八七七	七、二二一、八五三	四、四六八、五一五	三、五〇〇、八六三	二、三六四、二四一	一、〇二二、三一一
同　四十一年	二、一七〇、八六二	三〇八、三九一	五八、五四三	三、〇四一、七四七	三、五〇二、〇〇四	二、四〇〇、〇二二	四、六二一、九一四	三、三八〇、二七〇	二、七七二、八四五	九五二、〇五五
同　四十二年	一七	三〇三、四九三	七四、六四三	三、〇七八、九一二	五、四六七、八六三	四、四二七、八二二	四、六六七、三九九	三、七一二、七〇三	三、三六五、四三二	一、一〇五、〇九一
同　四十三年	—	二五四、一〇四	五九、七七九	三、一〇八、七一二	一二、一一七、七二四	五、五二九、五五九	四、六七四、三四四	四、〇〇九、三四七	四、一八七、三一三	一、一八六、八一〇
同　四十四年	—	—	—	三、一二三、七七二	一〇、七一五、五八一	四、八五六、三五一	五、五〇一、五四九	四、四一六、八四七	四、八四五、九九一	一、三六三、〇二七

註　×　蔗車稅　▲　製糖稅

第三項　韓國の併合と我國關稅政策

韓國に於ける稅關は明治九年日本に對する徵稅の必要上初めて釜山に設けられたが、同十三年には元山に、同十六年には仁川に增設され、更に鎭南浦及び木浦には同三十年、群山、馬山及城津には同三十二年、新義州には同三十九年、清津には同四十一年より各々稅關が設けらるゝことゝなつた。而して各稅關を管理する爲京城に稅務司廳を置き、明治十六年獨逸人を聘して總稅務司とし、海關稅に關する一切の事務を委囑し、其の後總稅務司の更迭すること三回にして、英國人ブラウン在任中の明治三十九年十一月二十九日財政顧問目賀田種太郎氏が其の事務を引繼ぎ、爾來その管理するところとなつた。次いで明治四十年新協約締結後に於ける官制の實施に伴ひ翌年より總稅務司廳を廢し、更に關稅局を京城に置き、度支部大臣の指揮監督の下に關稅總長をして關稅事務を處理せしめ、仁川、釜山、元山、鎭南浦の四港に稅關を設け、其の他沿海各要港に同支署、出張所及監視署等を置き、海關稅の徵收及監視事務を分掌せしめてゐた。

然して舊韓國の關稅は主として協定稅率に依つて之を定め、輸入稅は品目により五分、七分五厘、八分、一割及二割の從價稅を、輸出稅に於ては、朝鮮產品は金銀塊、金銀又は其の他の金屬貨幣、砂金、一定量の植物及び見本を除くの外凡て五分の從價稅を賦課してゐた。

右は併合に至るまでの韓國關稅沿革の大要であるが、然らば當時に於ける韓國の貿易狀態は如何と謂ふに、韓國はもと〳〵農業國であり、併合當時に於ても未だ一般產業の見る可きものがなかつたので、その外國貿易も農、牧、鑛、水の生產物を輸出し、精製品若くは半製品を輸入してゐたことは謂ふ迄もない。而して輸出品の大宗を爲すものは米及大豆で、他は家蓄、牛皮、雜穀及特有產物たる人參であり、輸入品の主なるものは綿布、綿絲を初めとし、鐵道及び諸工事の材料、絹布、絹綿製品、石油、砂糖、煙草、木材及諸雜貨等であつた。

今、併合當時の韓國輸出入貿易を見るに左の如くである。

	輸出	輸入	輸入超過
明治三十一年	五、八一三 千圓	一一、九二二 千圓	六、一〇八 千圓
同　三十六年	九、六六九	一八、四一一	八、七四二
同　四十年	一六、九七四	四一、三八八	二四、四一四
同　四十一年	一四、一一三	四一、〇二六	二六、九一三
同　四十二年	一六、二四九	三六、六四九	二〇、四〇〇

（朝鮮貿易年報による）

右統計に據ると、輸出は明治四十年に於て急に增加した外殆んど停滯の域に在るに拘らず、輸入は日露戰爭後より急激な發達を示してゐるが、この輸入增加の現象は第一に戰爭の影響、第二に鐵道、通信其の他公私企業の勃興に伴ふ所

謂材料品の需要增加、軍隊、官衙の增派增設並に在留邦人の增加による各種商品の需要增加等の原因に依る。然しながらこの間韓國民の需要する貨物の輸入も亦增加の傾向を示したことは爭ふ可からざる事實であつた。尙、その輸入超過の甚しい點は韓國貿易の特色であつて、之が決濟は一部金銀の輸出超過を以て補はれて居た外、大部分在韓日本軍隊及官衙の經費並に官私企業の投下資本に依つて國際貸借の均衡を得てゐたのである。

次ぎに、韓國の貿易をその相手國別に見るに、對日貿易が第一位を占めてゐることは勿論、それが總貿易額に對する割合は頗る大きく、明治三十一年より同四十二年に至る間、常に六〇乃至七〇%に達してゐた。卽ち明治四十一年には、韓國總輸出額中對日輸出額はその七七・七%を、輸入額中日本よりの輸入額は五八・六%を、各々占めてゐたのであつて、當時旣に日韓貿易狀態は極めて密接であり、この點現在の日滿貿易關係と若干相違してゐる。日本以外の重要貿易相手國としては淸國、英國、米國の三ケ國を擧げ得るが、唯、此處に注意するを要するは英米よりの輸入額が比較的大であつたことである。次表の如し。

日韓貿易

	日本へ輸出	輸出總額に對する割合	日本より輸入	輸入總額に對する割合	對日輸出入總額	輸出入總額に對する割合
明治三十一年	四、五三三千圓	七九%	六、七七七千圓	五七%	一一、三〇千圓	六四%
同　三十六年	七、五九七	八〇	一一、五五五	六三	一九、一五三	六九
同　四十年	三、五四六	七七	一七、三六四	六六	三九、九一〇	七一
同　四十一年	一〇、九六三	七七	二四、〇四一	五八	三五、〇〇四	六四
同　四十二年	一三、〇八二	七四	二一、八五二	六〇	三三、九三四	六四

韓國に於ける國別貿易百分比

明治四十一年	輸出	輸入	計	輸出	間接輸出	輸入	計
日本	七七・七%	五八・六%	六三・五%	七四・四%	五九・七%	六四・二%	
淸國	一五・九	二・九	三・九	一九・七	一三・二	一四・五	
英國	—	一六・五	一三・三	〇・三	一七・七	一三・三	
合衆國	〇・三	一〇・二	七・七	〇・四	六・五	四・七	
露領亞納亞	五・五	〇・一	一・五	四・八	〇・一	一・六	
獨逸	〇・一	一・〇	〇・七	〇・三	一・四	一・〇	
其の他	〇・五	一・七	一・四	〇・二	二・四	一・七	
合計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	

註、本表は再輸出を含まず

次ぎに、併合當時に於ける關稅收入は朝鮮歲入中地租を除き、最も確實且多額な財源であつて、其の實收入は每年豫算に超過する狀態であつた。今、當時の關稅收入豫算及び收入實額を示せば左の如くである。

	豫算額	實收額
明治三十九年	千圓 八五〇	千圓 二、一一三
同　四十年	二、三三一	二、〇七八
同　四十一年	二、四五五	二、一七八
同　四十二年	三、一三	三、〇一三
同　四十三年	三、二六	三、五九六

斯くの如く關稅收入の逐年增加せるは、外國貿易の增進顯著なると、保護政治確立後關稅行政の整理が着々と行はれた事とに由る。

さて、明治四十三年日韓併合條約が成立し、その結果我國とその締盟各國との條約が朝鮮に施行せられ、韓國とその締盟各國との條約は當然無效に歸したが、我國は特に外國貿易に關しては諸外國政府に對し左の如き聲明を發した。

一、日本帝國政府は從來の條約に關係なく、今後十年間朝鮮より外國に輸出し又は外國より朝鮮に輸入する貨物及朝鮮開港に入る外國船舶に對し、現在と同率の輸入稅及噸稅を課す。朝鮮より日本に移出し又は日本より朝鮮に移入する貨物及朝鮮開港に入る日本船舶も亦今後十年間前項の貨物及船舶に對すると同率の課稅を受くるものとす。

二、日本帝國政府は今後十年間日本國との條約國の船舶に對し朝鮮開港間及朝鮮開港と日本開港間の沿岸貿易に從事することを許すべし。

併合に伴ひ條約に規定せる協定稅率は自然消滅し、當然帝國の稅率が適用さるべきに拘らず、從來の稅率を變更せず內外共にその儘採用したのは外國經濟上の所謂既得權を尊重したこと、朝鮮の總關稅收入中の大部分を占むる對內地關稅收入が歲入中重要な位地にあり、從つて之を直ちに放棄するを得なかつたこと（後揭統計參照）、日鮮相互の經濟界に急激な變動を來たすことを恐れたこと等の理由によるものである。

然しながら我國は十ケ年の据置期間に於ても右聲明に牴觸しない範圍內で、朝鮮關稅制度の整一、課稅の公平、貨物取扱の簡捷、稅率適用の利便等を圖り、一方鮮內產業の保護をも行つた。卽ち、輸移出稅に關しては小麥、大豆、小豆、荏胡麻子、生牛、牛皮、石炭及鐵鑛の八種目を財政上の必要で存置した外、他は悉く廢止し、水產物に就いては特殊の取扱を規定した。又輸移入稅に關しては鑛業者又は製鍊業者が自己の使用に供する金、銀、銅、鐵の採掘、採取又は製鍊の事業に必要なる器具、機械、爆發藥並に鑛解劑として使用する鹽基性鑛物又は化學藥料、漁業者が自己の使用に供する爲め輸移入する漁船及漁具、輸移出貨物の容器に供する輸移入物品、加工又は製造の爲輸移入し、輸移入の日より一年內に加工品又は製造品として輸移出する物品等に對しては輸移入稅を免除した。又一方鮮內產品に對しての內地移入稅も減免され、殊に大正二年七月には多年問題となつてゐた鮮米に對する移入稅が撤廢さるゝに至り、更に大正八年には前記大豆外八種の移出稅も朝鮮財政に幾分餘裕が出來たので免除さるゝことゝなつた。

かくて、大正九年八月二十八日關稅据置期間の滿了と共に政府は關稅統一主義を原則として採り、勅令第三〇六號を以て關稅法、關稅定率法、明治三十三年法律第八十六號、保稅倉庫法、假置場法等を朝鮮に施行する件を公布した。但し、朝鮮には左の特例が認められてゐる。

一、關稅法、關稅定率法、保稅倉庫法及假置場法等の朝鮮に於ける特例に關する法律（大正九年八月七日法律第五十三號）

第一條　朝鮮に輸入する物品にして別表に揭ぐるものには別表に依り輸入稅を課す

第二條　朝鮮に輸入する左の物品には輸入稅を免除す

一、國、道、府、面其の他の公共團體又は朝鮮總督の指定する產業に關する法人の輸入する播種用の種子

二、朝鮮に於ける金、銀、銅の採掘、採取又は製鍊の事業に必要なる器具、機械、爆發藥、鑛解劑として使用する鹽基性鑛物又は化學藥料にして自己の使用に供する爲、鑛業者又は製鍊業者の輸入するもの、但し稅關が相當と認めたるものに限る

三、朝鮮に於ける鐵、石炭の採掘の事業に必要なる器具、機械、爆發藥又は化學藥料にして自己の使用に供する爲、鑛業者の輸入するもの、但し稅關が相當と認めたるものに限る

四、旅客又は貨物を運搬する爲、國境を出入する車輛其の他の運搬具及其の備品、附屬品

五、前號の車輛內に於て消費する食料品、燃料其の他の消耗品、但し稅關が相當と認めたるものに限る

六、朝鮮に於て從來關稅免除の特許を受けたる者の輸入する免稅品

第三條　朝鮮に於ける製鐵業者一の場所に於て一年三萬五千佛噸以上の製銑能力若は製鋼能力を有する設備を爲す爲又は一の場所に於て一年三萬五千佛噸以上の製銑能力若は製鋼能力を增加する設備を爲す爲必要なる器具、機械其の他の材料を朝鮮に輸入するとき亦前項に同じ

前項の設備を爲す者朝鮮總督の指定したる副生物製造の設備を爲す爲必要なる器具、機械其の他の材料を朝鮮に輸入するときは朝鮮總督の定むる所に依り輸入稅を免除す

第四條　朝鮮總督は凶作其の他已むことを得ざる事由あるときは期間を指定し、朝鮮に輸入する米、籾、大麥、小麥、小麥粉、粟、高粱、大豆、小豆、玉蜀黍及稗の輸入稅を低減又は免除することを得

第五條　平安北道新義州停車場より咸鏡北道豆滿江口に至る陸接國境に於ては朝鮮總督の指定する地點に由るの外、貨物の輸出又は輸入を爲すことを得ず

前項の陸接國境に於ける貨物の輸出入、積戻又は運送に關する手續は朝鮮總督の指定する場合を除くの外、最初の到着地に於て之を爲すべし

第六條　左に揭ぐる物品は平安北道新義州郡水口鎭より咸鏡北道豆滿江口に至る陸接國境に於ては前條の規定に拘らず之が輸出又は輸入を爲すことを得、但し朝鮮總督に於て別段の定を爲したる場合は此の限に在らず

一、鐵道旅客以外の旅客の用品及職業上必要なる器具

二、朝鮮總督の定むる陸接國境隣接地域內の住民が其の地域內に於て收穫又は生產したる物品にして自ら輸出又は輸入するもの

三、前號の住民が前號の地域內に於て爲す作業に必要なる物品にして自ら輸出又は輸入するもの

第七條　前條の規定に依り輸出又は輸入する物品に付ては關稅法を適用せず

第八、九條　略す

第十條　本法は大正九年八月二十九日より之を施行す

以下略す。

（別表）

輸入稅表

品名	課稅單位	稅率
馬（生活力を有するもの）		無稅[四]
綿羊（生活力を有するもの）		無稅
鹽		
甲、天日鹽（碎かざるもの）	每百斤	〇・一〇
乙、其の他	從價	三〇%
礦油（關稅定率法別表輸入稅表第一一二號二の乙に該當するもの）	每十ガロン	〇・一九
コークス		無稅
木材（關稅定率法別表輸入稅表第六一二號一の巳及癸に該當するもの）		無稅

右輸入稅に關する特例は主として朝鮮に於ける特種產業たる農業、鑛業等を保護し、並に鮮人の日常生活を考慮して設けられたものである。而して本法は大正十年、大正十五年、昭和四年に改正されてゐるが、その要點は鹽、木材に對する便法を講じた外第一條を削除したこと、第三條を若干改正したこと等である。

二、朝鮮に移入する物品の移入稅等に關する件（大正九年八月二十六日制令第十九號）

第一條　內地、臺灣又は樺太より朝鮮に移入する物品には從前の朝鮮關稅定率令に依り移入稅を課す、但し其の稅額が同一物品に對し課すべき輸入稅額より多きときは其の輸入稅額に相當する移入稅を課し、輸入無稅品なるときは無稅とす

前項の物品にして內地より外國に輸出する場合に於て關稅定率法第九條の規定に依り原料品に對する輸入稅の拂戾を受くべきものなるときは前項の規定に依り計算したる移入稅額より其の拂戾金に相當する金額を控除したる金額の移入稅を課し、其の拂戾金に相當する金額が前項の規定に依り計算したる移入稅額と同額以上なるときは無稅とす

第二條　移入稅の免除に付ては從前の朝鮮關稅定率令の例に依る

前項の規定に依り移入稅を免除するもの、外、移入物品が輸入稅を免除すべきものなるときは移入稅を免除す

第三、四條　略す。

附　則

本令は大正九年八月二十九日より之を施行す

本令は大正十年三月三十一日限り其の效力を失ふ、但し本令に依りて爲したる處分、手續其の他の行爲に付ては此の限りに在らず

內鮮間に關稅障壁を設ける事は統治上の根本義に悖るもので政治上の立場よりすると絕對に排除すべきであつたが、朝鮮側の移入稅は財政上の都合で容易に撤廢することが出來なかつたのである。尤も一時は、將來消費稅を起し得るもの乃至將來消費稅額を增加し得るもの、卽ち酒、織物、綿織絲、砂糖、菓子、酒精の六品を殘し、約二百萬圓の關稅收入を留保して、他を廢止するといふことに決したが、之も總督府歲出に增加を來した結果實行するを得ず、結局上記の如き特例が期限付で設けられたのである。

然しながら右期限が到來しても、財政上俄かに移入稅は廢止し得ない事情にあつたのでその儘となり、大正十二年三月初めて酒類及酒精を含有する飮料並に織物を除く一切の物品に對する移入稅は撤廢され、更に昭和二年三月には民衆の負擔を輕減する意味で、織物中綿織物の移入稅は從價五分に引下げられた。

三、朝鮮出港稅令（大正九年八月二十六日制令第二十一號）

第一條　朝鮮より內地、臺灣又は樺太に移出する物品にして左の各號の一に該當するものには出港稅を課す

一、內地、臺灣又は樺太に於て內國稅を課する物品、但し骨牌、賣藥及賣藥類似品並內地、臺灣又は樺太に輸入する場合に內國稅を課せざる物品にして朝鮮に輸入したるものを除く

二、大正九年法律五十三號第一條の規定に依り關稅定率法の輸入稅率より低き稅率により輸入稅を課し又は無稅と爲したる物品及同法第四條の規定に依り朝鮮に於てのみ輸入稅を低減又は免除したるもの並朝鮮に於て製造したる織物製品にして朝鮮總督の指定したるもの

三、帝國內に於て製造したる菓子及糖果

第二條　略す。

第三條　關稅定率法第七條第一號、第二號、第六號、第七號、第十號、第十一號、第十三號、第十四號及第十六號の物品並內地臺灣又は樺太に運航する船舶の船用品にして稅關に於て適當と認めたるものには出港稅を免除す

第四條　左に揭ぐる物品にして移出の日より一年內に移入するものには出港稅を免除す

一、加工の爲移出する物品にして朝鮮總督の指定したるもの

二、學術研究の爲移出する物品

三、試驗品として移出するもの

四、注文取集の爲移出する見本品

五、博覽會、展覽會、共進會又は品評會等に出品する爲移出する物品

第五條以下略す。

附　則

本令は大正九年八月二十九日より之を施行す

右法令は、移出先に於て內國稅を課す物品、朝鮮に於て輸入稅の特例を設けた物品等に就いて、移出先との間の內國稅及關稅の相違を調節する爲制定されたものであり、從つて稅制の變革と共に本法も亦若干改正されてゐる。

四、內地、臺灣又は樺太より朝鮮に移出する物品の內國稅免除に關する法律（大正九年八月七日法律第五十一號）

左に揭ぐる物品にして內地、臺灣又は樺太より朝鮮に移出するものに關しては命令の定むる所に依り內國稅を免除若は拂戻し又は交付金を交付することを得

酒類、麥酒、酒精含有飮料、醬油、砂糖、糖蜜、糖水、織物、織物製品、石油、寶藥、寶藥類似品、骨牌

附則

本法は大正九年八月二十九日より之を施行す

右特例も亦帝國內の負擔の公平を期して設けられたもので、現在では右品目は次の如くなつてゐる。

酒類、麥酒、酒精、酒精含有飮料、砂糖、糖蜜、糖水、織物、織物製品、骨牌

かくの如く關稅据置期間の滿了と共に大正九年大體朝鮮は內地と同一關稅區域中に包含さるゝことゝなつたが、今、その影響する處を見るに、先づ外國品に對する關稅負擔が重くなつた爲め、鮮內需要はいよ〳〵內地品に集中さるゝことゝなつた。次ぎに移入稅は原則として撤廢されたのだから、その限度に於て內鮮間の經濟交通は自由となつた。尤も朝鮮には別に出港稅を徵收される貨物は、その取締の必要上從來の稅關を經由せねばならない爲、是等の物品を積載する船舶は多少の制限を受けるが、朝鮮貿易の常態から見れば、かくの如き場合は寧ろ例外でその影響も少ないのである。

今、參考のため朝鮮の貿易、稅關收入等を左に揭げて置く。

朝鮮の貿易（單位千圓）

	輸出額	移出額	輸移出額に對する移出額の割合	輸入額	移入額	輸移入額に對する移入額の割合
			%			%
明治四十三年	四、五二五	一五、三七九	七七	一四、四三五	二五、三四八	六四
同　四十四年	五、五一六	一三、三四一	七一	二〇、〇二九	三四、〇五八	六三
大正　元年	五、六一七	一五、三六九	七三	二六、三五九	四〇、七五六	六一
同　二年	五、九三	二五、三四四	八一	三二、六一八	四〇、四二九	五六
同　三年	六、四四八	二四、六四八	八二	二四、六四八	三九、〇四七	六一
同　四年	九、三三〇	四〇、九〇二	八一	一八、三九	四一、五三五	六九
同　九年	二七、六二九	一六九、三八一	八六	一〇六、一三五	一四三、一二二	五七
同　十四年	二四、二四三	三一七、二八九	九三	一〇五、三八八	二三四、六二四	六九
昭和五年	二五、八五三	二四〇、六九五	九〇	八八、八五五	二七八、一九四	七六
同　七年	二九、二一〇	二八二、一四四	九一	六二、六八六	二五八、六七〇	八一

（朝鮮貿易月報による）

關稅收入（單位千圓）

	輸出稅	輸入稅	移出稅	移入稅	噸稅	出港稅	酒稅	砂糖消費稅	雜收入	計
明治四十四年	二四七	九四	五三七	一、七〇五	九四	—	—	—	八六	四、三二八
大正　元年	五八	一、八四三	三六七	二、六〇七	九四	—	—	—	九五	五、〇六三
同　二年	一三	二、〇六六	三九五	二、八一〇	九七	—	—	—	一二六	五、二八六
同　三年	二五	一、七九	三四三	二、四六三	八八	—	—	—	一四二	四、六三九
同　四年	一七	一、一六八	五一六	二、五八六	七七	—	—	—	一三五	四、四八九
同　五年	一七	一、三九	五七八	三、一八六	七四	—	—	—	一八	五、四四二
同　六年	四〇	一、七五三	七一六	四、五四一	七三	—	—	—	一四八	七、五一四

昭和七年	一、四五九、二三	一、三五八、四三五	一、一九二、六五	一、一七九、四八	三〇、七四六	輸出	昭和五年	一、四五九、二三	一、三五八、四三五
昭和六年	一、三五八、四三五	一、一四〇、八五	一、〇二九、三三	一、〇一一、四七	一八、二九六	輸入		一、三五八、四三五	一、一四〇、八五
昭和五年	一、一四〇、八五	九三三、六四〇	八四〇、五五	八二九、八五	一〇、八五〇	輸出	昭和四年	一、一四〇、八五	九三三、六四〇
昭和四年	九三三、六四〇	八二、三三	七四、一四	七三、一四	一、〇〇〇	輸入		九三三、六四〇	八二、三三
昭和三年	八二、三三	六九、三四	六二、四五	六一、四五	一、〇〇〇	輸出	昭和二年	八二、三三	六九、三四
昭和二年	六九、三四	五六、四五	五〇、四五	四九、四五	一、〇〇〇	輸入		六九、三四	五六、四五
昭和元年	五六、四五	四三、二五	三八、二五	三七、二五	一、〇〇〇	輸出	大正十五年	五六、四五	四三、二五
大正十五年	四三、二五	三四、二五	三〇、二五	二九、二五	一、〇〇〇	輸入		四三、二五	三四、二五
大正十四年	三四、二五	二六、二五	二二、二五	二一、二五	一、〇〇〇	輸出	大正十四年	三四、二五	二六、二五
大正十三年	二六、二五	二〇、二五	一七、二五	一六、二五	一、〇〇〇	輸入		二六、二五	二〇、二五

註　日本外國貿易年表による。

今、輸出入貿易の内容を見るに、輸出品の主なるものは製造食料品、原料用製品、全製品であり、しかもその中の大部分は輕工業製品特に紡織製品である。之に反し、輸入品の殆んど全部は粗生食料品、原料品であり、全製品としては重工業又は化學工業の製品が重要な位置を占めてある。

昭和七年	一、四五九、二三	一、三五八、四三五	一、一九二、六五	一、一七九、四八	三〇、七四六	輸出	昭和五年	一、四五九、二三	一、三五八、四三五
	一、三五八、四三五	一、一四〇、八五	一、〇二九、三三	一、〇一一、四七	一八、二九六	輸入		一、三五八、四三五	一、一四〇、八五
昭和六年	一、一四〇、八五	九三三、六四〇	八四〇、五五	八二九、八五	一〇、八五〇	輸出	昭和四年	一、一四〇、八五	九三三、六四〇
	九三三、六四〇	八二、三三	七四、一四	七三、一四	一、〇〇〇	輸入		九三三、六四〇	八二、三三
	八二、三三	六九、三四	六二、四五	六一、四五	一、〇〇〇	輸出	昭和二年	八二、三三	六九、三四
	六九、三四	五六、四五	五〇、四五	四九、四五	一、〇〇〇	輸入		六九、三四	五六、四五
	五六、四五	四三、二五	三八、二五	三七、二五	一、〇〇〇	輸出	大正十五年	五六、四五	四三、二五
	四三、二五	三四、二五	三〇、二五	二九、二五	一、〇〇〇	輸入		四三、二五	三四、二五
	三四、二五	二六、二五	二二、二五	二一、二五	一、〇〇〇	輸出	大正十四年	三四、二五	二六、二五
	二六、二五	二〇、二五	一七、二五	一六、二五	一、〇〇〇	輸入		二六、二五	二〇、二五

第四項　日滿關稅同盟論

我國（臺灣、朝鮮を除く）の外國貿易額は大正十三年以來引續き四十億圓と漸減し、昨年度は圓の下落が甚しかつたに拘らず、尙二十八億圓に過ぎなかつた。而してその貿易尻は大戰中の四ケ年を除くと久しく入超である。

和五年度三十億圓、昭和六年度二十三億圓と漸減し、昨年度は圓の下落が甚しかつたに拘らず、尙二十八億圓に過ぎなかつた。而してその貿易尻は大戰中の四ケ年を除くと久しく入超である。

内地外國貿易額累年表

	輸出額	輸入額	合計	入超額
大正十年	一、四九七、四八千圓	二、三五〇、五九五	三、八四八、〇八三	八五二、一二五
大正十一年	一、四九八、四三千圓	二、一九八、三三五	三、六九六、七七八	六九九、八九五
大正十二年	一、四九八、四三千圓	二、一九八、三三五	三、六九六、七七八	六九九、八九五
大正十三年	一、四九八、四三千圓	二、一九八、三三五	三、六九六、七七八	六九九、八九五
大正十四年	一、四九八、四三千圓	二、一九八、三三五	三、六九六、七七八	六九九、八九五
大正十五年	一、四九八、四三千圓	二、一九八、三三五	三、六九六、七七八	六九九、八九五
昭和元年	一、四九八、四三千圓	二、一九八、三三五	三、六九六、七七八	六九九、八九五
昭和二年	一、四九八、四三千圓	二、一九八、三三五	三、六九六、七七八	六九九、八九五
昭和三年	一、四九八、四三千圓	二、一九八、三三五	三、六九六、七七八	六九九、八九五
昭和四年	一、四九八、四三千圓	二、一九八、三三五	三、六九六、七七八	六九九、八九五
昭和五年	一、四九八、四三千圓	二、一九八、三三五	三、六九六、七七八	六九九、八九五
昭和六年	一、四九八、四三千圓	二、一九八、三三五	三、六九六、七七八	六九九、八九五
昭和七年	一、四九八、四三千圓	二、一九八、三三五	三、六九六、七七八	六九九、八九五

（朝鮮貿易年報による）

輸出品價類別表

	昭和五年 實額	昭和五年 百分比	昭和六年 實額	昭和六年 百分比	昭和七年 實額	昭和七年 百分比
一、植物及動物	圓 五、四七四、七七七	〇・四	圓 二、五三三、七二八	〇・二	圓 二、五九八、一七五	〇・二
二、穀物穀粉澱粉及種子	二九、三五九、六〇一	二・〇	三一、二三九、〇〇七	二・八	三三、二四三、七〇三	二・四
米及籾	六、五七〇、七一八	—	一五、八七九、二八九	—	四、七八六、二七七	—
豌豆及隱元豆	六、六三九、〇七九	—	四、七三七、三八一	—	五、五七五、〇四〇	—
小麥粉	一四、四七九、六一八	—	九、五一七、二四三	—	二〇、五三九、〇五〇	—
其の他	一、六七〇、一八六	—	一、一〇五、〇九四	—	一、三四三、三三六	—
三、飲食物及煙草	九九、七七八、三三五	七・〇	七一、五五六、〇一三	六・四	七三、四三〇、一一三	五・三
茶	八、三八七、四三七	—	八、二三二、七二〇	—	八、一七三、〇四九	—
水産物	一八、〇八〇、一八六	—	一〇、一七六、六三九	—	七、七五六、八七五	—
砂糖、糖菓類	二八、二六三、八七〇	—	一五、八七八、一七〇	—	九、六二九、九九一	—
酒類	五、八六三、二三五	—	四、九四六、八九三	—	八、一八七、五四五	—
其の他	三七、二四五、八一四	—	三一、一〇三、五四七	—	三七、五七六、二三六	—
煙草	一、九三七、七九三	—	一、二二八、〇四四	—	一、一〇六、四一六	—
四、皮毛骨角齒牙甲殼類及同製品	五、三三四、七六三	〇・四	四、〇一一、五〇五	〇・四	五、七二一、二九四	〇・四
五、油脂蠟及同製品	三〇、一一〇、〇〇五	二・一	一三、六〇九、八八七	一・二	一九、七五八、九四三	一・四
植物油	九、四五九、九五五	—	四、〇七一、四九六	—	四、一二〇、一三五	—
魚油	七、六〇〇、四六五	—	一、七九七、一四一	—	二、七六八、一七二	—
鑛油	九〇八、二二六	—	七四八、一六八	—	二、九〇八、〇五四	—
硬化油	三、九八七、一二五	—	二、九九七、三四三	—	四、三三一、四〇七	—
其の他	八、一五四、二四四	—	三、九九五、七三九	—	五、七四一、一七五	—
六、藥材化學藥製藥其調合品及爆發藥	二九、三〇一、二五九	二・〇	三一、一七一、〇三九	二・〇	二九、七九〇、八三一	二・二
除蟲菊	二、六三八、四三六	—	一、六八一、二四九	—	四、七五三、二九八	—
樟腦	三、一〇九、三五六	—	二、九四四、六〇九	—	三、五四一、〇四二	—
薄荷腦	三、四七五、二六一	—	二、九八四、二八三	—	三、六八九、六二一	—
殺蟲粉	七三九、六五五	—	六四五、八二一	—	五三〇、二八八	—
蚊取線香	七五八、二四六	—	七一六、五〇〇	—	五六二、三七七	—
調製薰香料	一、一四三、八〇五	—	六七三、二三一	—	八二三、九三一	—
賣藥	一、五八八、一三三	—	九五八、一五一	—	七四六、三五五	—
燐寸	二、九六五、一四三	—	一、四〇八、八八一	—	九三八、四三四	—
其の他	一三、八八三、二三五	—	一〇、一五八、三一四	—	一四、二二六、四八五	—
七、染料顏料塗料及塡充料	五、三四二、三八六	〇・四	四、一三八、三六七	〇・四	六、〇一七、五九九	〇・四
八、絲撚繩索及同材料	四五一、八三六、八九一	三一・五	三七五、六二二、二九九	三三・五	四三三、四一六、二五九	三〇・九
生絲	四一六、六四六、八一四	—	三五五、三九三、七六四	—	三八二、三六六、四四二	—
綿絲	一五、〇三二、八一九	—	八、五一〇、六〇七	—	二一、五四六、六八一	—
其の他	二〇、一五七、二五八	—	一一、七一七、九二八	—	一八、五〇三、一三六	—
九、布帛及布帛製品	四一〇、三四一、四七五	二八・六	三〇八、三五〇、三九八	二・七五	四三五、一八一、二九六	三一・九
綿織物	二七二、一一六、七八一	—	一九八、七三一、五七二	—	二八八、七一三、八三三	—
絹織物（人絹を含む）	一〇〇、七一〇、二三五	—	八二、七六六、三三六	—	一一〇、八二七、五三九	—
毛織物	二、七六八、四二五	—	一、三九五、六九五	—	四、四八〇、八六六	—
其の他の布帛	九、二九六、二七〇	—	八、二一七、四〇四	—	九、九二八、六四二	—

註　一、日本外國貿易年表による
　　二、再輸出入額を含む

地毯	二、九三一、三五五	—	二、八二〇、六九六	—	三、二〇二、四九二	—
絹手巾	二、三五六、六一〇	—	一、六三〇、八六二	—	一、四〇二、五三九	—
綿タチル	二、九六六、五六八	—	二、〇一四、〇一〇	—	三、八二三、六〇八	—
敷布	一、六一三、七四八	—	一、四二三、四六五	—	一、五三〇、九三八	—
魚網	六、二三三、〇二四	—	三、三三三、四四一	—	二、一四八、五四七	—
其の他布帛製品	九、三五九、四五九	—	六、〇一七、九〇七	—	九、一一三、二九二	—
一〇、衣類及同附屬品	八四、〇九〇、〇五八	五・九	七三、八三一、六七九	六・六	九〇、〇三六、八六五	六・六
メリヤス製品	三〇、四六一、九六九	—	二一、一七五、九二七	—	二六、九三五、三七九	—
帽子	九、三六四、二六七	—	一〇、五三〇、九一一	—	七、七一三、〇九〇	—
鈕釦	五、六一九、三四六	—	四、六七四、九一八	—	五、八六二、八二四	—
身邊粧飾用品	五、六八六、五五七	—	四、三六〇、七二五	—	五、四三四、五一〇	—
其の他	三三、九五七、九一九	—	三三、〇九〇、一九八	—	四四、〇九一、〇六二	—
一一、紙及紙製品	三三、一五〇、一三六	二・三	二五、四九六、〇七三	二・三	一九、二三六、〇一一	一・四
製紙用パルプ	—	—	一四、四一六	—	八三	—
紙類	二七、五五九、九七三	—	二〇、九九五、一五七	—	一四、〇三一、七六五	—
其の他	五、五九〇、一五三	—	四、四八六、五〇〇	—	五、二〇四、一六三	—
一二、礦物及同製品	三四、一六三、九七六	二・四	二六、五四〇、八五六	二・四	二四、〇四八、〇八三	一・八
石炭	二一、七八三、四三二	—	一五、〇〇八、七三七	—	一三、四五〇、六八八	—
セメント	一〇、〇六六、九〇五	—	九、〇八九、七四三	—	八、五四五、七六三	—
其の他	二、三一三、六四九	—	二、四四二、三七六	—	二、〇五一、六三二	—
一三、陶磁器及硝子類	三六、七八〇、五三五	二・六	二五、八四一、七五九	二・三	三一、二一八、七五八	二・四
陶磁器	二七、一七一、二六五	—	一九、三〇七、四九〇	—	二二、九三七、〇七六	—
硝子及同製品	九、六〇九、二七〇	—	六、五三四、二六九	—	九、二八一、六八二	—
一四、鑛及金屬	三六、八八八、四三三	二・六	二四、二八二、五三八	二・二	二八、六〇四、三一九	二・一
鐵	九、〇五九、三五四	—	七、四〇九、八〇五	—	一三、二七八、四一二	—
銅	二一、二八〇、六四四	—	一三、〇〇九、五五二	—	一〇、五一七、五六六	—
眞鍮	四、二八四、一〇五	—	三、〇六三、五〇六	—	三、七四〇、三四七	—
其の他	二、二六四、三三〇	—	一、七九九、六七五	—	二、〇六七、九九四	—
一五、金屬製品	三一、四二七、九〇六	一・六	一六、〇一七、七〇八	一・四	二一、一〇〇、二一三	一・五
絶緣電線	三、六二六、八一四	—	二、三六六、四六九	—	一、九九七、三八九	—
鐵製品	一四、〇九五、四二一	—	一〇、二四六、四一二	—	一四、一九二、六四一	—
其の他	四、七〇五、六七一	—	三、四〇四、八二七	—	四、九一〇、一八二	—
一六、時計學術器鐵砲船車及機械	三五、二六六、四九五	二・五	二九、八九〇、七三九	二・七	三四、六九九、九四八	二・五
時計	一、四六二、八六五	—	六八九、〇四八	—	九二〇、四六二	—
學術器及銃砲	三、五〇二、一六四	—	三、一五八、五八三	—	三、八四一、八七四	—
車輛及船舶	一六、三四四、九七八	—	一三、四〇三、〇九四	—	一八、九九四、五八五	—
機械類	一三、九五六、四八八	—	一三、六四一、〇一四	—	一〇、九四三、〇二七	—
一七、雜品	六四、四六三、六八三	四・五	五〇、三五九、一六五	四・一	六六、七〇九、六二八	四・九
木材(主として加工木材)	一四、六二三、一九〇	—	九、九五三、七八六	—	一一、三三八、六一四	—
眞田	三、四六六、五六三	—	一、八二〇、九一一	—	三、二二八、四〇二	—
花莚	一、〇五九、〇四九	—	六五七、〇七五	—	八四〇、九八八	—
傘及部分品	二、三九六、六二八	—	一、〇六一、五五三	—	一、五五三、一六九	—
木製品	三、一九六、八四二	—	二、五〇〇、四二六	—	二、五四四、一五三	—
漆器	一、四二八、四三四	—	一、〇六一、三四九	—	一、一九五、六九二	—
ゴム製品	一、二七九、八二七	—	一、〇四四、九〇一	—	一、四七九、一〇八	—
セルロイド及同製品(別段に掲げざるもの)	一、五六六、六六六	—	一、四二五、六八七	—	二、三七〇、八七〇	—
ブラッシュ	二、九六四、七三三	—	二、二七九、一〇四	—	二、九二七、九三四	—

	昭和五年 實額	昭和五年 百分比	昭和六年 實額	昭和六年 百分比	昭和七年 實額	昭和七年 百分比
電球	五、三一六、〇九八	—	五、八七四、九九六	—	一〇、一八七、四九七	—
行李旅櫃提嚢類	一、四四一、八〇九	—	一、〇六八、一九一	—	一、〇七六、三八二	—
玩具	二、六九九、〇七一	—	九、八二三、六一三	—	一五、一一八、九六九	—
人造肥料及其の他肥料	一、七二六、七六八	—	三、二〇三、五七四	—	三、二四九、九一六	—
其の他	一三、二九九、〇〇六	—	八、五三九、〇〇〇	—	九、六〇七、九三四	—
一八、郵便物	二〇、六三三、九四〇	一・四	一六、〇九六、三三一	一・四	二三、〇〇〇、一五二	一・七
合計	一、四三四、六四四、六三四	一〇〇・〇	一、一三一、五八〇、〇九一	一〇〇・〇	一、三六五、八一二、一八八	一〇〇・〇
再輸出品價	三五、二〇七、六五九	—	二五、四〇一、二三五	—	四四、一七九、五一九	—
總計	一、四六九、八五二、二九三	—	一、一四六、九八一、三三六	—	一、四〇九、九九一、七〇七	—

輸入品價類別表

	昭和五年 實額	昭和五年 百分比	昭和六年 實額	昭和六年 百分比	昭和七年 實額	昭和七年 百分比
一、植物及動物	圓 一、〇八一、九二〇	〇・一	圓 九三九、六六七	〇・一	圓 一、一九六、九〇三	〇・一
二、穀物穀粉澱粉及種子	一四四、八三九、一六一	九・四	一〇一、九八六、〇九二	八・三	一三六、七五五、三三一	八・九
米及籾	一九、五八三、〇九三	—	六、九七一、二七一	—	一三、一六四、六一七	—
小麥	四一、五〇九、〇八一	—	三二、九三五、九四〇	—	四九、五七二、四三七	—
高粱	二、八五三、一五五	—	三、六二一、八三五	—	二、九六一、四〇二	—
玉蜀黍	三、七四八、六五二	—	三、〇四七、五八五	—	二、四一五、二〇一	—
大豆	三六、六六四、〇九六	—	二七、八一七、九七三	—	三一、二四〇、三七七	—
小麥粉	二、二五二、五二三	—	四七〇、一七一	—	二八〇、一〇三	—
採油用種子	一九、五六〇、三五四	—	一四、一二〇、九六〇	—	一三、九五三、六一四	—
其の他	一八、六六八、二〇八	—	一三、〇一〇、三五七	—	一四、一六七、五八〇	—
三、飲食物及煙草	八二、三三〇、四六六	五・三	七〇、三三四、七八一	五・七	四七、三六六、六四三	三・三
砂糖及菓子	二六、一五一、七二六	—	一五、七九八、三七九	—	三、四七九、〇一一	—
酒類	一、八五五、九〇六	—	一、八一〇、五〇六	—	一、八九三、三五一	—
其の他	四四、四九九、〇三三	—	四二、四四一、六七三	—	三六、九〇六、六二一	—
煙草	九、八一三、八〇一	—	一〇、一八四、二二三	—	五、〇八七、七六〇	—
四、皮毛骨角齒牙甲殼類及其の製品	二三、一〇七、五一八	一・四	一八、七六一、二二七	一・五	一九、八二三、八三四	一・四
皮類	八、七一四、五九四	—	七、二六〇、四三五	—	七、八九六、五〇七	—
革類	四、九八九、二一二	—	四、三四七、五六二	—	三、六一七、六七〇	—
其の他	八、四〇三、七一二	—	七、一五三、二三〇	—	八、三〇九、六五七	—
五、油脂蠟及其の製品	一〇四、四四六、一八五	六・八	九七、八三九、八三〇	七・九	一一一、七四六、四五八	七・八
原油及重油	四四、七九五、五一八	—	四四、〇六三、六七一	—	五四、八八七、四三七	—
其の他礦油	四四、七七一、八〇三	—	四一、七二三、九〇七	—	四三、七〇一、〇〇五	—
牛脂	三、八九四、六八四	—	二、四八一、三五三	—	二、四五三、五一六	—
パラフィンワックス	四、三六三、七六三	—	三、八五三、七八六	—	三、九五二、八六八	—
其の他	六、六二〇、四一七	—	五、七一七、一一三	—	六、七五一、六三三	—
六、藥材化學藥製藥其調合品及爆發藥	一〇六、二三一、一六五	六・九	八一、六二四、一三七	六・六	八〇、九九二、六七九	五・七
生ゴム	一七、九三〇、九四六	—	一三、一八三、一一六	—	一五、九八八、七三三	—
苛性曹達（粗製）曹達灰及天然曹達	八、九八〇、九六六	—	八、一五〇、一一六	—	六、三八五、〇八六	—
粗製硝酸曹達	三、〇八四、四〇六	—	二、六九一、四一四	—	二、〇四九、二八二	—
粗製硫酸安母尼	二九、六二四、〇六四	—	一五、八六一、三三六	—	七、〇三五、三五四	—
其の他	四六、六二〇、七八三	—	四一、七二八、一五五	—	四九、五三四、三三四	—
七、染料顏料塗料及塡充料	一四、七九八、〇三一	一・〇	一四、八七八、五一九	一・二	一七、〇八二、二四五	一・二
合成染料	五、八〇九、二三六	—	七、二八五、四五六	—	九、〇六六、四三八	—
漆	二、五六二、三八〇	—	二、一一〇、五六七	—	二、〇四三、八一三	—

其の他	六、四二六、四一五	—	五、四八二、四九六	—	五、九七一、九九四	—
八、絲縄索及同材料	四七六、四六八、七三七	三〇・九	四三四、二三一、一二五	三五・三	五七一、三七七、五八八	四〇・〇
實棉及繰棉	三六二、〇四六、七五三	—	二九六、二七三、三二九	—	四四七、四〇一、三〇九	—
其の他植物纖維	一六、四四八、六五四	—	一三、六六八、三〇四	—	一七、一〇一、五五七	—
羊毛	七三、六〇九、九一六	—	八六、一四五、七一六	—	八七、五五九、四二三	—
毛纖絲	一四、一四八、九五〇	—	一二、四二九、四三三	—	五、一一三、九八一	—
其の他	一〇、二二四、四六四	—	二五、六七四、四四三	—	一四、二〇二、三一八	—
九、布帛及布帛製品	二一、〇三三、七〇七	一・四	一七、六四一、〇五一	一・四	一八、一三七、三四一	一・三
綿織物	四、九九九、三九五	—	四、三七五、四三五	—	四、一三〇、六七九	—
麻織物	五二〇、〇二三	—	三九〇、四四四	—	四九八、二四八	—
毛織物	一一、四三四、一八四	—	九、九九三、四〇一	—	一〇、四八七、八四八	—
其の他	四、〇八〇、一〇五	—	二、八八一、七七一	—	三、〇二〇、五六六	—
一〇、衣類及同附屬品	一、八四〇、六一〇	〇・一	一、五五〇、七五三	〇・一	一、六九三、〇五五	〇・一
一一、製紙用パルプ紙紙製品書籍繪畫	二七、三四一、九八六	一・八	二七、三八三、三四九	二・二	三一、六三七、六九六	二・二
製紙用パルプ	一三、〇八四、三八八	—	一一、八四〇、三二六	—	一五、三三八、七四五	—
其の他	一五、二五七、五九八	—	一五、五四三、〇二三	—	一六、三〇八、九五一	—
一二、礦物及礦物製品	五五、九〇三、七五三	三・六	四一、〇九六、一八〇	三・四	四六、三二〇、〇〇八	三・二
燐礦石	一三、〇一一、八一八	—	七、二一三、三六五	—	一一、〇九七、四五九	—
石炭	三四、二〇三、九四七	—	二八、三六八、六四八	—	二七、三五八、〇七五	—
其の他	九、六八六、九八七	—	六、六一四、一六七	—	七、八六四、四七四	—
一三、陶磁器及硝子類	八、一六三、九五六	〇・五	六、一一三、六七七	〇・五	七、〇八九、八四二	〇・五
一四、鑛及金屬	一五七、一三四、二三三	一〇・二	八九、六八二、二四八	七・三	一二四、四三八、二一六	八・七
鑛（大部分鐵鑛）	二三、九〇五、五六三	—	一四、五七〇、六八〇	—	一六、四七八、六三七	—
銑鐵	一五、八四五、八〇八	—	一一、三三九、〇六七	—	一三、一七三、八〇八	—
レール及フィッシュプレート	一、一五一、五八二	—	五三五、二三六	—	八七四、六三八	—
其の他の鐵	七六、六二〇、八〇〇	—	三六、二六二、七三六	—	五三、〇二六、八〇三	—
アルミニューム（塊錠及粒）	九、五五八、六四八	—	二一、一八一、四一四	—	五、〇四四、〇八五	—
鉛（塊及錠）	二一、一二六、六〇三	—	八、一二七、七二五	—	九、九七二、七一四	—
銅（塊及錠）	六一九、六七九	—	七八、二三二	—	一四三、三六七	—
錫（塊及錠）	四、八四五、八三一	—	三、五二七、五五五	—	五、九五六、二八九	—
亞鉛（塊錠及粒）	四、九九五、四六二	—	三、〇九四、一五七	—	四、六二四、二三五	—
其の他	八、四八四、二五六	—	一〇、〇七五、四六六	—	一七、一四四、六四〇	—
一五、金屬製品	一六、〇五六、九六六	一・〇	一三、一三九、八八一	一・〇	七、五九二、二一五	〇・五
釘類	一、三一〇、三八三	—	一、一九九、二五一	—	八六三、七六七	—
家屋、橋梁、船舶船渠建設材料	八〇七、一一一	—	七四〇、七五三	—	三〇七、六六五	—
絶縁電線	四二八、一五九	—	二九〇、〇五一	—	二〇三、二七二	—
鐵鏈	九〇九、三三四	—	七二一、三八三	—	六八七、一六六	—
工匠具農具同部分品	一、八七七、四一四	—	一、二四九、四九八	—	八〇〇、八七〇	—
筆嘴	五五二、一六八	—	四三五、八九五	—	三七五、八五七	—
其の他	一〇、一七二、三九七	—	七、五一三、〇五〇	—	四、三五五、六一八	—
一六、時計學術器銃砲車輛船舶及機械	一三五、〇五八、一三一	八・一	八〇、五三〇、四三六	六・五	九三、九三六、六九九	六・六
時計	四、八二四、五八三	—	二、六七九、二〇九	—	二、九九六、六三〇	—
學術器	一一、五三六、一一一	—	九、一〇八、八九〇	—	一四、六六一、二五六	—
車輛及船舶	三、九八三、二五五	—	一七、八三一、二四三	—	一五、七〇五、九一一	—
機械類	八五、七一四、一七二	—	五〇、九一〇、〇八四	—	六〇、五七二、九〇二	—
一七、雜品	一六五、三六二、〇七一	一〇・七	一三四、八五一、八一六	一〇・一	一一三、六四七、六〇三	八・〇
木材	五三、〇八三、六〇一	—	四三、三七九、七三四	—	三五、〇二九、〇七〇	—
フイルム	三、六四〇、七〇三	—	三、三五七、八三六	—	四、三四二、四七一	—

インデイアラバーガタパーチャー製品	九六六、一七七	—	一、一二四、〇四三	—	一、〇四六、三五八	—
飼料	一〇、〇三〇、五〇六	—	一一、六六六、三八八	—	一九、九二八、七九八	—
麩	一〇、八九八、五五四	—	七、九三七、三一三	—	六、一三二、〇八六	—
大豆粕	五七、七三一、〇九三	—	三八、三四一、六七〇	—	二八、四七〇、八六九	—
其の他	二九、〇一一、四三七	—	一九、〇六四、九三三	—	一八、六九七、九五〇	—
一八、郵便物	一〇、九一五、七四七	〇・七	八、五〇九、〇六二	〇・七	六、〇八五、九〇三	〇・四
一九、旅客携帶品	九九〇、七二三	〇・一	七六一、一三一	〇・一	五三七、七六一	〇・一
合計	一、五四二、〇八四、〇九五	一〇〇・〇	一、三三一、七五四、九四一	一〇〇・〇	一、四二七、四五八、〇一九	一〇〇・〇
再輸入品價	三、九七六、七七五	—	三、九三七、六二四	—	四、〇〇三、二〇七	—
總計	一、五四六、〇六〇、八七〇	—	一、三三五、六九二、五六六	—	一、四三一、四六一、二二六	—

註 日本外國貿易年表及外國貿易月表による。

次ぎに、國別貿易の大要は、次掲統計で明かである。即ち、重要輸出市場は滿洲（關東州を含む）、支那、英領印度、蘭領印度並に合衆國であり、滿洲、支那、印度等東洋市場に輸出される主なる商品は綿絲布その他布帛及び雜貨類であり、合衆國向商品の八割迄は生絲及び絹製品である。

輸入貿易では滿洲、支那、英領印度、合衆國、濠洲及び英獨等が主要仕出國である。而して滿洲は豆粕、大豆、石炭銑鐵、支那は棉花、食料品、印度は銑鐵、棉花、合衆國は棉花、油、機械類、濠洲は羊毛その他畜產物、英、獨は機械類、化學製品を主として我國に輸出してゐる。

國別輸出入額（單位千圓）

	輸出 昭和五年	輸出 昭和六年	輸出 昭和七年	輸入 昭和五年	輸入 昭和六年	輸入 昭和七年
亞細亞	七〇四、〇三〇（四七・九%）	五〇五、〇一八（四四・〇%）	六七七、六一三（四八・一%）	六三二、五〇四（四一・三%）	四九三、九五三（四〇・七%）	四五〇、九二一（三二・二%）
關東州	八六、八二四	六五、五四三	一三〇、五八四	三一、四〇五	九〇、一六五	七六、七一九
滿洲國	三五、五七六	一一、八七四	二五、九四七	四五、一九七	四一、九四八	五一、五七〇
中華民國	二三五、二五〇	一四三、八七七	一三九、四七八	一一六、四六九	一〇三、七四九	七七、一七五
香港	五五、六四六	三六、七五四	一八、〇四一	五四七	四九九	九七七
英領印度	一三九、二六二	一一〇、三六七	一九二、四九二	一八〇、四二五	一三三、一六五	一一六、八六五
海峽植民地	二六、九三一	一九、一二〇	二五、五四九	二八、九一九	二一、八五八	二五、三三八
蘭領印度	六六、〇四八	六三、四五〇	一〇〇、二五一	五九、九八四	四六、〇八一	四〇、四〇九
佛領印度支那	二、四一三	一、七一〇	二、三四一	七、八八八	六、三八一	五、六九二
露領亞細亞	二六、九七三	一四、九四一	一三、〇六五	三七、二三三	三〇、八八一	三一、〇七九
比律賓諸島	二八、三六九	二〇、四二五	二二、三六二	一〇、七六〇	八、九八八	九、七六四
其の他	二〇、七四五	一六、九五八	二七、四九九	二三、六四二	一六、二八五	一五、三三三
歐羅巴洲	一三七、九五四（八・七）	一〇四、一一一（九・一）	一三五、七四八（八・九）	二七九、七二〇（一八・三）	一九九、七四九（一六・四）	二三五、二六一（一六・一）
英吉利	六一、七九四	五三、一六六	五九、六五八	九二、五五七	六三、三三五	七八、七六〇
佛蘭西	二七、二五八	一六、一〇〇	二一、三五八	一六、六三六	一三、三九九	二一、〇九四
獨逸	一一、三八八	八、四二四	九、〇九八	一〇六、一八〇	七三、二五一	七一、七四二
和蘭	八、一七二	一〇、一三六	一三、四四五	二、九三八	二、八八五	三、八七九
其の他	一九、三四二	一六、二九一	二三、一八九	六一、四〇九	四七、八七九	四九、七八六
北亞米利加洲	五二四、五〇七（三五・七）	四二八、八六五（三八・三）	四五三、九六五（三一・二）	四八九、一四七（三二・〇）	三七八、〇〇三（三一・一）	五四九、四〇一（三九・三）
合衆國	五〇六、二三〇	四一五、三三〇	四四五、一四七	四四二、八八三	三四二、二九〇	五〇九、八七四
加奈陀	一七、九〇四	一三、〇六七	八、五六二	四六、二六〇	三五、六七三	三九、五〇五
其の他	三八三	四六八	二五六	四	三九	二二
中央亞米利加洲	四、二七五（〇・三）	三、三〇二（〇・三）	五、一三一（〇・四）	三八七（〇・〇）	一八八（〇・〇）	六五六（〇・一）
南亞米利加洲	一六、四一五（一・一）	一〇、三三五（〇・九）	一三、一三三（〇・九）	六、八三五（〇・四）	七、〇九八（〇・六）	四、六八一（〇・三）

阿弗利加洲	五七、〇四〇(三・九)	五八、八六八(五・一)	八五、六九五(六・一)	二三、九七八(一・六)	一八、二二七(一・五)	二七、四五〇(二・〇)
埃及	二八、九九七	三二、八三〇	四一、八七七	一六、三二三	一三、五六八	一九、七八八
南阿聯邦	一四、一九六	一九、二八三	一六、四一八	一、六一五	一、三三三	二、六三六
其の他	一三、八四七	一六、七五五	二七、四〇〇	六、一四〇	三、三二六	五、〇二六
太洋洲	三五、六三二(二・四)	二六、五九一(二・三)	四七、二七八(三・四)	九八、一一四(六・四)	一一七、四八三(九・七)	一三九、九二三(一〇・〇)
濠太剌利	二五、四八六	一八、四〇六	三六、八九五	九四、二二五	一一三、三三七	一三四、二七七
其の他	一〇、一四六	八、一八五	一〇、三八三	三、八九九	四、一四六	五、六四五
保稅工場	—	—	—	一五、三八七	二〇、九七四	三三、一八〇
指圖式	—	—	一、四二八	—	—	—
合計	一、四六九、八五三(一〇〇・〇)	一、一四六、九八一(一〇〇・〇)	一、四〇九、九九二(一〇〇・〇)	一、五四六、〇七一(一〇〇・〇)	一、二三五、六七三(一〇〇・〇)	一、四三一、四六一(一〇〇・〇)

註　大藏省外國貿易月表による。

最近世界恐慌の深刻化と共に各國はそれ〴〵高關稅障壁を繞し、特に列强は豐富な資源と人口とを持つ自國植民地、保護領乃至勢力範圍等を含めた地域內に封鎖經濟政策を採り、外國品の輸入を嚴重に取締り、自國產業の保護を行ふと共に、更に進んで新市場獲得の凡ゆる機會を窺つてゐる。而して各國は自國の經濟的發展のためには、國際法を無視し、或は自國の都合のためには曲げて之を解釋することを敢へて辭せないのであるから、勢ひ國際經濟關係は益々排他、鬪爭的となり、戰爭勃發の危險の如きも全くないとは謂ひ得ないのである。

然るに我國は國內市場以外に安全且確實な市場を有せず、更にその國土も狹小で、鐵、石炭、石油を初め棉花、羊毛その他農、鑛、林資源に惠まれないため、その必要とするものは殆んど大部分外國の供給に俟つ狀態である。このことは世界經濟の現狀に照して經濟上は勿論軍事、外交上より見て甚だ好ましからぬことであり、從つて將來我國外國貿易の受ける打擊も愈々深刻とならざるを得ない。

更に支那、印度の如き後進國の工業的發展が我が輸出貿易を阻害しつゝあることも看却出來ない。即ち、日本の主要輸出品が前記の如く輕工業製品、殊に紡織製品であり、且工產品の重要市場が印度、支那等であるに拘らず、これ等の國々では既に低廉な勞働力と豐富な天然資源とを利用して、紡織工業初め種々の輕工業が勃興したから、最早や日本品を過去に於ける程、多量に輸入する必要がなくなりつゝある。

かくの如き狀態であるから、我國貿易政策としては、軍事或は政治的壓力を外國に加ふることによつて、その市場を確保する手段を除外すると、殘された新市場を探求することが一應考へられる。然しかくの如き市場は何れも狹小で、輸出市場としての價値は頗る小さい。故に何れにしても、我國輸出市場としては三億又は四億の人口を有する印度、支那等東洋諸國の存在は看却出來ない。殊に支那は印度と異り獨立國であり、且我國はこれと最惠國條款を含む通商條約を締結してゐるから、對支貿易に於て各國との競爭上何等差別的待遇を受けず、むしろ諸外國に比し地理的には甚だ惠まれた地位に在る。從つて我國の對支輸出品を現狀の如く支那內地品との競爭品たる紡織その他輕工業の製品（特にこの中でも下級品が多い）とせず、支那內地で需要がありながら而も未だ生產されざる商品、例へば高級紡織製品並に雜貨類、鐵製品、機械類、化學製品等とするならば、わが輸出貿易を隆盛ならしむることも敢へて困難でない。

而してその爲めには、我國現工業の高級化を計ると共に、根本的には輕工業中心の產業機構を重工業並に化學工業中心のものに轉換せしむべきであらうが、かゝる轉換は元來短日月になし得るものでなく、更に我國は鐵、石炭其の他の工業原料に惠まれること薄く、且この方面でも先進國との競爭は免れないから、それを實現するには一層の困難と時日

とを要する譯である。從つて、我國としては重工業並に化學工業を漸次隆盛ならしむることに努力すると共に既存工業の沒落をも可及的に防止せねばならず、そのためには重要な工業原料例へば鐵、石炭、石油、棉花、羊毛等は少くとも確實且安價に獲得し得る道を開き、以て一般工產品の生產費を低下せしめ、尙、市場特に支那、印度等で失はれつゝある既存工業製品（粗工業製品）の市場を何等かの方法により確保せねばならぬことゝなる。

然るに此度日本の好意に依つて、新たに建設された滿洲國は鐵、石炭、羊毛、棉花、木材、鹽その他種々豐富な農、鑛、林資源と低廉な勞働力とを併有しながら、治安の紊亂と資本、技術の缺乏とに禍されて農業特に大豆作を例外とすれば、產業上殆んど未開發の狀態にあり、而も同國は人口三千萬を有し、我國紡織、雜貨工業等既存工業の製品市場としても頗る有望である。

故に、我國としてはこの際速かに滿洲國を包含する國民經濟の確立を期すべきであるが、之を實現する上には先づ日滿兩國間の關稅障壁は撤廢されなければならぬ。かくして初めて、我國は國民必需品の自給、工業原料の獲得、市場の確保等を或る程度保證され、平時國際經濟戰にも、より有利な條件で臨むことも出來ると謂ふのである。卽ち、日滿關稅同盟が成立すると、

一、滿洲國としては同國主要產業たる農、鑛、林業に要する諸材料並に一般民衆の必需品を、日本から安價に輸入するを得、又農、鑛、林、生產物を、それ等資源に惠まれぬ日本に、自由に輸出し得ることゝなる。從つて、同國治安の回復、資本、技術等の充實に伴つて、前記產業が漸次隆盛となるは明かであり、この場合、羊毛、棉花等の如き、現在同國に生產されること少きものに對してすら望を持ち得ることゝなる。又、我國に比し遙かに低廉な勞働力を有する滿洲國に於ては、その當然勃興すべき工業は、何等日本に對する關稅上の保護がなくとも、基礎產業の確立に伴ひ徐々に成立するであらう。

次ぎに、我國產業に就いて謂へば、滿洲より農、鑛、林產物が無稅で輸入さるゝことゝなれば、一部少數の競爭產業は相當打擊を蒙るが、一般產業殊に工業はそれに依つて莫大な利益を享受する。勿論、現狀では直ちに餘り多くの資源を滿洲に期待するを得ない。然し單に滿洲產鐵、石炭等が自由に內地市場に現れるだけでも、我國一般工業の企業條件を遙かに有利なものとし、重工業勃興の基礎をも與へる結果となる。尙、我國工產物の市場として滿洲を確保することによつて、間接に內地工業特に輕工業の蒙る恩惠も亦大である。

二、最近日滿貿易額は輸出入共に我國總貿易額の約一〇%で、その主なる輸入品は豆粕、大豆、石炭、銑鐵等であり、主要輸出品は綿織物、其の他布帛製品、衣類及附屬品、小麥粉、紙、砂糖、機械類、鐵製品等である。而して輸入貿易では、鐵、石炭を除くと現在の輸入品は殆んど大部分外國との競爭品でないから、關稅同盟が成立しても、その輸入額の急激な增加は望めず、唯、將來滿洲國原始產業が開發され、それに輸出貿易では滿洲國自體の輸入額が治安維持に伴ふ建設事業の進展、農、鑛、林產業の開發、一般購買力の增進等に原因して、增加するのみならず、元來我國の輸出品は外國との競爭品である爲、日滿間の關稅障壁が撤廢されると我國對滿輸出貿易は目覺しき發展を遂げ、その結果、嗜好品、原料品、機械類、化學藥等の一部を除く、凡ての滿洲輸入品を我國によつて獨占供給するを得、從つて現在我國の對滿輸出額を七、八割增加せしむることも敢へて困難でない。

次ぎに、日滿關稅同盟と兩國の對外貿易（日滿貿易を除外す）との關係を見るに、滿洲國の輸入貿易が著しく衰退することは免れない。又その輸出貿易に就いては將來同國原始產業、適地工業の確立を豫想し、或る程度の期待を持ち得るとしても、今の處大した好影響があるわけでない。然るに我國輸入貿易は滿洲產原料の輸入增加に伴ひ、漸次衰微するに拘らず、輸出貿易は日本既存工業の基礎强化、重工業、化學工業の勃興等によつて、逐次旺盛となる可能性がある。殊に對支、就中對北支輸出貿易は、我國と北支との經濟關係が滿洲國の介在によつて愈々緊密となるから、當然促進され得ること、思ふ。

三、日滿關稅同盟締結の結果、兩國の經濟關係は愈々密接となり、それが、更に、政治的緊密關係に迄發展すること、並に兩國の間で最小限度の自給經濟を營み得ることは兩國の政治、外交、軍事上無限の强味である。

然しながら次ぎに擧ぐる諸種の理由により日滿關稅同盟を今直ちに成立せしむることは甚だ困難であり、又之を强いて行ふことは兩國にとつて不利な事情がある。

一、日本が九ケ國條約の調印國として支那の門戸開放、機會均等の原則を承認してゐるのみならず、滿洲國も亦同條約の調印國たる支那の滿蒙に關する權利義務の相續者として同地域に對し此原則を遵守すべき義務を有するのであり、而も日滿兩國は滿洲事變以來屢々同原則を尊重する旨聲明してゐる。

それにも拘らず今若し日滿兩國間に關稅同盟を締結することゝすれば、外國は必らずその不當なるを責むるであらう。勿論日滿關稅同盟は上記九ケ國條約に牴觸しないが、列國の通商上の利益を害することは事實であり、且關稅同盟は往々にして政治的合同に迄進展するものであるから、之を敢行すれば外交上相當困難な事態を惹起するものと覺悟しなければならない。然るにかくの如く徒らに國際關係を紛糾せしむることは日滿兩國にとつて不利である。蓋し建國日尙淺き滿洲國の政治的基礎は最近漸く强固となつたに過ぎず、尙同國產業開發の爲には、莫大な資金を外國に仰がねばならないのであるから、同國としては今暫く國際關係を圓滿ならしむることが賢明な策である。更に日滿兩國の輸出貿易が各國の封鎖經濟政策乃至後進國の工業化によつて漸次惡化することは到底避け得られぬとしても、國際關係の不調により、少くともその傾向が助長され又は日滿兩國品排斥の口實を外國に與ふることゝなれば、その結果兩國特に我國輸出貿易の受くる打擊が相當甚大なものとなる恐れがある。然して我國が滿洲市場を獨占する爲には、關稅同盟によらずとも他に不充分ながら幾多の方法が殘されてゐるから、單に貿易上の利益のみに就いて云へば、敢へてかゝる危險な道を選ぶ必要はないであらう。

【註】　九ケ國條約

第一條

支那國以外の締約國は左の通約定す

（一）支那の主權、獨立竝其の領土的及行政的保全を尊重すること

（二）支那が自ら有力且安固なる政府を確立維持する爲最完全にして且最障礙なき機會を之に供與すること

（三）支那の領土を通じて一切の國民の商業及工業に對する機會均等主義を有效に樹立維持する爲各盡力すること

（四）次好國の臣民又は人民の權利を減殺すべき特別の權利又は特權を求むる爲支那に於ける情勢を利用すること及右友好國の安寧に害ある行動を是認することを差控ふること

第二條

締約國は第一條に記載する原則に違背し又は之を害すべき如何なる條約、協定、取極又は了解をも相互の間に又は各別に若は協同して他の一國又は數國との間に締結せざるべきことを約定す

第　三　條

一切の國民の商業及工業に對し支那に於ける門戸開放又は機會均等の主義を一層有效に適用するの目的を以て支那國以外の締約國は左を要求せざるべく又各自國民の左を要求することを支持せざるべきことを約定す

(イ)支那の何れかの特定地域に於て商業上又は經濟上の發展に關し自己の利益の爲一般的優越權利を設定するに至ることあるべき取極(ロ)支那に於て適法なる商業若は工業を營むの權利又は公共企業を其の種類の如何を問はず支那國政府若は地方官憲と共同經營するの權利を他國の國民より奪ふが如き獨占權又は優先權或は其の範圍、期間又は地理的限界の關係上機會均等主義の實際的適用を無效に歸せしむるものと認めらるゝが如き獨占權又は優先權

本條の前記規定は特定の商業上、工業上若は金融業上の企業の經營又は發明及研究の奬勵に必要なるべき財産又は權利の取得を禁ずるものと解釋すべからざるものとす

支那國は本條約の當事國たると否とを問はず一切の外國の政府及國民よりの經濟上の權利及特權に關する出願を處理するに付本條の前記規定に記載する主義に遵由すべきことを約す

二、日滿關稅同盟が若し締結されたとしても、我國對滿貿易額は總貿易額の一〇%弱であり、且輸入品は凡て品種の限定された原料品であるから、その關稅收入を失つても我國財政上の損失は頗る僅少である。

然るに滿洲國の對日貿易額は事變前既に四〇%餘であり、而も同國の輸入品中日本以外の外國より輸入しなければならぬものは極めて少いから、關稅同盟の成立と共に對日貿易はいよ〳〵旺んとなり、從つてその反面關稅收入は激減することゝなる。然しかくの如くして關稅收入の大部分を失ふことは、後述する如く現在關稅、鹽稅以外に好財源を持たぬ滿洲國としては斷じて容認し難い處である。

尤も關稅同盟を締結すれば將來經濟界が必ず活況を呈するとの豫想がつけば、それによつて日滿兩國共に利益を得らるゝ譯であるから、關稅收入で失ふ處を一時公債或は借款によつて補填することが考へられる。然しこれも兩國の財政、經濟の現狀よりして俄に實現し得ることでない。

三、日滿間に完全な關稅同盟が締結されても、滿洲國側は農・鑛・林等主要産業を勃興せしむる上に必要な機械、器具及び種々の材料並に日常生活必需品を安價に得らるゝだけであつて、既存産業が脅威を感ずるが如きことはない。例へば農・鑛・林等の主要産業は關稅同盟によつて恩惠を蒙るのみであつて、是等の産業が內地同種産業に壓迫されると云ふ樣なことは考へられない。唯、同國既存工業は內地工業との競爭の結果衰滅するかの如く考へられるが、滿洲に於ける既存工業は所謂三大工業の外には纖維工業、飮食物製造工業、窯業、製鐵業その他雜貨工業等が若干あるに過ぎず、しかもそれ等工業は低廉な勞賃を武器として現在の低關稅下に充分存在してゐるのであるから、日滿關稅同盟が成立し、日本品が無稅で輸入されるとしても大した損失を蒙ることはない。

次に我國産業と關稅同盟との關係を考察するに、關稅同盟締結の結果我國對滿輸出貿易が旺んとなれば、自然それに關係ある産業は刺戟されるが、それと共に我國に不足せる商品例へば高粱、玉蜀黍、大豆、豆粕、鐵、石炭、鹽等が自由に我國へ輸入されることも亦日本産業の條件を有利ならしむるに役立つのである。

然し前記滿洲品が國內同樣自由に內地市場に供給されるとすれば、我國農、鑛、工業の一部は一時、當然混亂狀態に陷る。勿論現在我國に於ける右商品の輸入稅は大體低率であり、且滿洲の石炭、鐵等の埋藏量は殆んど無盡藏であるとは云へ、現在經濟的に入手出來る範圍は限定されてゐるから、我國炭業、鐵鑛業乃至製鐵業の基礎を根底から破壞するとは想像されず、又大豆、高粱、玉蜀黍等の無稅輸入は米作を主とする我國農業に決定的打擊を與ふるものでなく、肥料用豆粕の場合では、既に確立した我國硫安工業を壓迫するとも思はれない。

右の如く目下の處我國産業に及ぼす影響が極めて僅少であり、從つて産業界の動搖、失業者の出現、商品價格の下落等の事象の現れも比較的輕微ですむとしても、未曾有の經濟不況に當面せる我國としては、かくの如き經濟上の變革は急激に行はず、むしろ成る可く徐々に行ふ方が有利である。

尙關稅同盟締結の結果、多額の固定資本を要せず、從つて勞働力を重視する工業例へば輕工業特に家內工業類似のものが勞賃、原料等の關係で滿洲國內に勃興し、日滿間に關稅障壁がない爲、漸次內地同種工業を壓迫し、商品を逆に內地市場へ輸出するに至る場合もあり得る。而してかくの如き工業は結局滿洲國に讓るのが當然であらうが、不況の折柄急激にそれをなし得ないこと前例の場合と同樣である。

かくの如く、完全な關稅同盟を今直ちに締結することは我國産業にとつて必ずして有利のみとは云へないから、その不利益な點を除く一手段として特惠關稅制度が考へられる。此制度に依れば、我國は貿易上關稅同盟の場合と略同樣の利益を獲得し、しかも産業上では關稅同盟の場合蒙る種類の不利益を避け得るのである。又滿洲國財政收入も特惠並に一般稅率の定め方如何によつて、必ずしも減少するとは限らない。

然し、元來特惠關稅制度は、本國と植民地間に行はれる排他的のものであるから、本制度を日滿間に設けることは完全な獨立國たる滿洲國の體面を毀損するのみならず、門戶開放、機會均等の原則に反するとの理由で相當困難な國際問題を惹起するから、その實現は關稅同盟と同樣、現狀では殆んど望み得ない。

第二節　日滿互惠關稅論

日滿關稅同盟乃至特惠關稅制度が前節で述べた二、三の理由で、今直ちに實行し得ないとすれば、我國は滿洲國と當分日滿間の重要貿易品に關する互惠條約を締結し、更に同國をして、所謂最惠國待遇に就いて有條件主義を採らしむる程度で滿足すべきである。かくの如くすれば、種々困難な問題を惹起せず、而も容易に所期の目的を、或る程度達し得られる。

一、最初に、日滿互惠條約が兩國の國際關係に及ぼす影響、特に門戶開放、機會均等の原則に牴觸するや、否やに就いて見る。

滿洲國は建國以來、列國の通商上の利益を尊重する意味で、支那が列國と約した無條件最惠國條款を含む通商條約をその儘繼承してゐるに拘らず、今、新に最惠國待遇に就いて有條件主義を採ると共に、我國と互惠條約を締結する時は、外國は滿洲國が日本品に對して與ふる特典には均霑し得ない。從つて該互惠條約の內容如何に依つて、滿洲國はある程度日本品の獨占市場となるから、所謂門戶開放、機會均等の精神に反するものとして外交上多少問題を起す可能性がないでもない。

然し理論上から云へば、最惠國待遇に就いて條件主義を採ることは何等國際法上禁ぜられたことでなく、且その例も乏しくない。而も列國が滿洲國と有條件最惠國條款を含む通商條約を結べば、當然滿洲國により關稅上の特典が與へられるから、日滿互惠條約締結は門戶開放、機會均等の原則に違反するとは云ひ難い。

故に日滿互惠條約の成立と同時に、滿洲國が、列國とも互惠條約を締結する用意があることを明かに聲明するならば、列國としても政治的意義を多分に有する關稅同盟乃至特惠關稅の場合に於けるが如き外交上憂ふ可き事態に導くことは

しないであらう。

二、次ぎに滿洲國財政と互惠關稅との關係を述べる。

互惠品目の範圍を廣くし、且その互惠稅率を低率ならしむことは、滿洲國財政上殆んど不可能なことである。然し、同國財政上の要求は、特惠品目の撰擇並にその稅率引下げの程度如何、更に他の擔稅能力ある品目の稅率引上げによつて、充たし得ることは特惠關稅の場合に於て述べた通りである。

三、我國が滿洲國品に對して、徹底した特典を與ふると、我國經濟界は關稅同盟の場合と略同樣の影響を受けることは謂ふ迄もない。その影響は前節で述べた如く、大して好ましからぬものでないが、しかも我國が滿洲品に對して與ふる特典を成る可く少數の商品に限り、且、特惠稅率を高く定めることによつて、一時的經濟混亂さへも避け得る譯である。

四、最後に我國對滿洲輸出貿易が互惠關稅のみによつて、如何なる程度迄促進され得るかを考察するに、滿洲國を當分我國の完全な市場とすることは充分可能である。卽ち、暫時外國品を排斥する意味で、國定輸入稅率を高く定め、又我國對滿輸出貿易を防害するが如き滿洲產業を抑壓するため、それ等產業に要する機械、原料品等には高率輸入稅を課し、然る後我國一般輸出品を全部互惠品目中に包含せしめ、しかもその特惠稅率を低く定めるならば、關稅同盟又は特惠關稅の場合と略同樣の効果を擧げ得る。

然し我國對滿輸出貿易の現狀よりして、俄かにかくの如く頗る廣範圍に亘る特惠を滿洲國より獲得することは、同國の財政を危くすることも、關稅同盟その他の場合と異らず、一般輸入稅率を急激に引上げることは、餘りに排外的色彩が濃厚で、國際關係を殊更に惡化せしめ、延いて我國一般輸出貿易が蒙る損失を大とする結果となるやも知れない。又滿洲國の產業の發達を露骨に妨害するが如きことは、日滿關係の現狀より考へて、愼まねばならないし、一面かくの如きことを必要以上に爲すことは日滿經濟を反つて危機に導くものである。

故に互惠品目としては、我國重要輸出品であり、且　外國品との競爭が比較的激烈なものゝみを撰擇し、これが特惠稅率を現在の國定稅率よりも出來得る限り低率ならしめ、他方奢侈品乃至高級品と目せらるゝ外國品の稅率を收入主義に基いて一部變更するのが最も妥當である。又この程度の特惠によつても我國は元來第二章に於て述べた如く對滿輸出貿易上甚だ惠まれた環境にあるから、目的の大部分は達し得らるゝものと思ふ。

我國對滿輸出貿易の立場から先づ滿洲國側互惠品目として擧げねばならぬものは去る昭和五年日支間に定められた支那側の特惠品目である。これ等は凡て滿洲貿易に於ても我が重要輸出品であり、且滿洲及び外國殊に支那、露西亞、獨逸品との競爭品である。(第一章參照)この外一般綿布、衣類及附屬品(特に靴下、綿メリヤス地、メリヤス製品等中小工業製品)絹、絹製品及絹交織布(人絹を含む)、毛製品及毛交織布、鐵線、鐵板、釘、砂糖、乳製品、林檎、蜜柑、清酒、麥酒、清凉飲料水、醬油、鮮魚、鹹鰊、寒天、蠟燭、石鹼、革類、ブリキ製品、陶磁器、硝子、煉瓦、セメント、莚、鉗鉦、扇子、團扇、傘及日傘、燐寸、帽子、化粧品、化粧用器具、文房具、セルロイド及びその製品等も特惠品とする必要がある。

然しながら右の如く一般互惠稅率を引下げることは例へ外國品に重課するとしても到底現在滿洲國の財政が許さないから、稅率を引下げるものは著しく不當課稅と思はれるものに止めなければならぬ。

第三節　關東州關稅制度

關東州の關稅制度は第一章第二節に於て述べた如く州內を關稅上自由地帶とするものであるから、通商殊に仲繼貿易の點では頗る有利なものである。

關東州が今日見るが如く貿易、商業等に於て異常の發展を遂げたに就いては大連港が關東州、滿洲の吞吐港として絕好の位置を占めてゐるのみならず、更に東に安東、西に營口、秦皇島、天津、南に龍口、芝罘、青島等を控え對支、對滿貿易の仲繼港としての地理的位置に惠まれてゐること、我國の努力によつて州內の治安が保たれ、經濟政策、施設等が適當に實施されたこと、滿鐵の大連一港主義等種々原因があるであらうが、關東州の關稅制度に負ふ處も亦極めて大きい。本制度に依ると輸出入手續は頗る簡單であるのみならず、輸入稅は免除され、貨物の無稅保管も自由に行はれるから、各地の市況に應じ最も有利に商品を處分する仲繼港としての機能を充分發揮するを得、從つて北支、滿蒙一帶に配給さるゝ貨物中此處に集るものが自然增加するに至つた。（第二章參照）尙、その當然の結果として、海運業、倉庫業、金融業、委託販賣業等が發達したことは謂ふ迄もない。唯、支那に對する限り大連港の立場は滿洲國の獨立、我國の同國承認以來稍々不利となつたが、それによつて蒙る損害は過去の數字に照しても比較的輕微なものである。

然るに工業の立場よりすると右關稅制度には不都合な點が多い。勿論自由地域であるため州內產品には輸出稅を要せず、又原料を輸入して之を加工輸出する場合、その原料に課稅されないのであるから、その點では奧地に比し稍々有利なりとも謂へる。然し一方自由地域なるが故に日本、支那、滿洲を初め其の他外國商品との競爭上の保護がないので、關東州は各國商品の競爭場裡と化し、州內加工品輸出の場合は、日本、滿洲に於ける僅少の特惠を除いては、全部輸出先で輸入稅を課せられるから、州內工業の發達は望み得ないことも事實である。

今、試みに關東廳統計書に依つて昭和六年度の州內工業の現勢を見るに、その投資額は六千二百萬圓餘であるが、その中には特別工業卽ち電氣、瓦斯に對する三千百萬圓が包含されてゐるから、結局一般工業投資額は殘餘の三千百萬圓餘に過ぎない。又各種工產物の生產額は昭和六年度に於て五千九百萬圓餘であるが、而もその中四千三百萬圓は豆粕、豆油の生產額であるから、その他のものゝ生產額は僅か千六百萬圓である。之に依つて見るも如何に關東州の工業が貧弱であるかが諒解出來よう。

昭和六年度關東州及滿鐵附屬地に於ける各種會社現勢

	關東州		滿鐵附屬地		合計	
	會社數	拂込資本金又は出資額 円	會社數	拂込資本金又は出資額 円	會社數	拂込資本金又は出資額 円
農業	二〇	六、三六六、〇〇〇	一一	三、二三三、〇〇〇	三一	九、五九九、〇〇〇
水產業	六	四一四、六〇〇	—	—	六	四一四、六〇〇
鑛業	一七	二、八八二、三〇〇	六	一三、一七一、九〇五	二三	一五、〇五四、二〇五
工業	二七五	六二、四七八、四〇〇	一三八	三三、一一九、一〇〇	四一三	九五、五九七、五〇〇
商業	四三二	六七、九五四、二五一	二五〇	二八、五〇六、二五〇	六八二	九六、四六〇、五〇一
公務自由業	一	四、〇〇〇	—	—	一	四、〇〇〇
運輸業	七六	四〇九、六〇四、七〇〇	一〇	一、〇八九、五〇〇	八六	四一〇、六九四、二〇〇
合計	八二七	五四九、七〇四、二五一	四一五	七八、一一九、七五五	一、二四二	六二七、八二四、〇〇六

註　關東廳統計書による。

昭和六年度關東州工業會社現勢

	會社數	拂込資本金又は出資額
紡織工業	一五	二、三三〇、〇〇〇円
金屬工業	一四	九七九、〇〇〇
機械及器具工業	一八	二、一三九、六〇〇
化學工業	六九	三、三七七、五〇〇
食料品工業	四五	三、九二八、八〇〇
雜工業	一一三	九、四三三、五〇〇
特別工業	二	三一、三〇〇、〇〇〇
合計	二七五	六二、四四八、四〇〇

註　關東廳統計書による。

關東州各種工產物生產額

	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年
棉絲	三、七六六、九五四円	四、八二五、〇四五円	六、〇三六、五五八円	五、五五七、八六九円	五、〇九八、八六六円
生絲	一一九、〇八五	一六四、九一三	一四六、六三七	二三〇、二六八	一七二、一二四
棉	一三六、一七〇	二八二、一二〇	三八一、一七〇	一四八、八三一	一五三、三二七
織物	七〇〇、二八五	一七五、三三〇	四〇三、〇一九	二七五、五七七	二三一、八九四
麻袋	一、〇六四、四二一	一、四一八、三三三	一、五八三、七二一	八六一、五三三	七三六、三二五
鋼鐵	二四〇、〇〇〇	三二四、〇〇〇	三六〇、〇〇〇	五八一、〇〇〇	三八〇、一六三
鑄鐵製品	四六六、八九〇	二三一、〇九七	一一〇、八八八	一〇八、四一四	一一一、二三四
煉瓦	五六〇、八四二	七九六、九〇六	五五七、七一三	七八七、二七八	三六九、一九〇
セメント	三、七九〇、〇〇〇	三、七一八、五二五	四、三二七、四二〇	三、二七〇、八七六	一、八八九、六六八
玻璃	二、三七八、〇六三	二、六五五、三二五	二、一五九、六三九	一、七四六、四三六	九一八、〇三三
豆油	三、七八三、七八〇	三、四六〇、一九五	一六、二三三、六三三	一三、四八七、五四七	一三、三八三、八五五
豆粕	五六、二五四、七五二	四七、一六五、六五〇	三九、三六三、五七六	二九、九五七、二五二	三〇、〇九一、六一九
油類	三三四、〇三五	五八五、〇五九	五二四、〇四八	四一九、四六五	一、二八三、九三二
藥品	三六、〇〇〇	四四、六〇〇	二四一、〇四五	二五〇、八一三	一九四、六二一
石鹼	七〇、八〇〇	一六五、五〇六	二〇一、九六七	一九三、三〇五	一六〇、五四五
染料	二九五、一〇〇	一七四、五〇〇	一三六、二四〇	七〇、八四〇	四五、七九二
塗料	一、四九八、一四七	四二〇、八八一	八〇八、三〇五	九四三、三三八	六三四、八三四
人造肥料	五六六、〇六五	六六六、三二五	二七、二〇〇	三八五、六七八	三九七、七四三
紙	一〇二、四三六	一〇七、一一三	九〇、三七六	六八、九七四	七〇、六〇二
燐寸	七七、八三五	一七一、五二三	一四〇、〇〇〇	一三七、九六五	七八、九八三
日本酒	九八、五〇〇	一〇一、八四七	五七、九〇〇	一〇〇、九四〇	一〇一、七二〇
支那酒	六六二、〇六八	四四七、一一九	四九九、〇六六	三七〇、八五六	二九二、八五八
味噌	一五〇、八五六	一六九、〇八六	一五〇、八九七	一三五、〇一八	一三四、二二五
醬油	四六五、〇一〇	四五九、六五八	三九三、〇七四	三五〇、〇九二	三五〇、四七五
菓子パン	三九一、八〇〇	三七五、八八三	三三三、一七九	三五六、九九七	三三五、七五八
澱粉	二七五、四二六	三七三、五四六	三八二、五五六	一〇二、六六〇	一〇二、六〇〇
清涼飲料	八三、九二〇	五八、一一一	五七、一四九	一〇二、一九九	七五、四八三
製氷	一五五、六七八	二一七、三〇〇	三三三、六四〇	二三六、七九四	二四三、二〇〇
製材	三五〇、九八〇	六九三、三六四	六八三、五六八	八〇〇、四三五	七〇〇、〇〇五
家具	一四〇、一五五	一〇四、六五七	二一八、九九〇	三一七、一六九	二三三、五七六
合計	九七、七八八、一五二	八九、六三四、五六一	七七、六九〇、九五四	六三、六六〇、九五八	五九、六〇七、三七九

註　關東廳統計書による。一ケ年生產額十萬圓以下のものは省略す。合計中には「其の他」を含む。

從つて事變以後は屢々右關稅制度を州內工業を保護し得るが如く改正せんとする議論が傳へられ、その具體的方法として關東州を滿洲國の關稅區域に包含せしめる案と舊膠州灣制度に倣ひ自由地帶を縮少する案等が唱へられた。

然しながら關東州の自由地帶を全廢若くは縮少するとしても、大して州內工業は發展するとも思へない。その第一の理由は、滿洲國の輸入稅は財政主義によつて定められるとは云へ、一般商品に關する限りそれは低率とするのであるから、かくの如き低率輸入稅が州內工業を保護するものとも思はれないことである。第二の理由は州內工產物中には、例へば綿絲布に於けるが如く外國產原料を使用するもの多く、且その工產物の盡くが滿洲又は州內で消費されるのではなく、綿絲、セメント、硝子等の如き重要工產物が市況の如何によつて日本、支那方面に輸出されつゝある現狀より推すと、從來關東州が關稅上有してゐた利益卽ち外國原料品輸入並に州內生產工產物の外國向輸出が各々無稅であつたのが、改正によつて有稅となることは、州內工業にとつて反つて大きな損失となる處があることである。

それは兎も角として此處に原則として關東州の現制度を維持せざるを得ぬ理由が三つある。

第一に事變以前には多少議論の餘地が存したこゝ思ふが、既に滿洲國が成立し、同國關稅政策に於て、原則として滿洲を農產物その他原料品の供給國とし、工業製品は當分內地より仰ぐ方針をとる以上、州內工業を特に保護するが如き改正をなすことは無意義である。

第二に關稅制度上の自由地帶を縮少若くは全廢することは我國既得權益を侵害するものである。

第三に通商殊に仲繼貿易並に之に伴ふ倉庫業、金融業、海運業、商業等の隆盛が關東州今日の繁榮を齎らしたのであるが、將來に於ては關東州は勿論、我國の立場より見ても益々是等を發展せしむるは望ましいことである。卽ち、關東州側から云へば如何なる關稅制度上の改正をなすも州內工業を發達せしむるを得ないとすれば、寧ろ現制度を活用して名實共に北支、滿蒙貿易の中心地となし、之より生ずる利益を享有するのが賢明な策である。又我國としても關東州を仲繼地として、廣く北支一帶に商權を擴張し、更に關東州を北支、滿蒙貿易、金融、商業等の中心地たらしめ、北支一帶と關東州從つて我國及び滿洲國と北支一帶との一般經濟關係を密接なものとするは經濟上は勿論政治上極めて望ましい。勿論關東州を自由地帶として置くことは陸路よりする對滿密貿易、戎克による對滿、對支密貿易を誘發する可能性があるので、滿支兩國は其點で現制度維持に好感を持たぬかも知れない。然しながら密貿易に關しては日、滿、支三國當局者の協力によつて弊害の生ぜない範圍に於て取締り得るから、之を以て現制度維持の反對理由とするには未だ不充分である。

右三理由により原則として現行制度を維持することが日滿兩國にとつて得策なりとしても、部分的には改正を必要とするものが二、三ある。

それは後揭大連商工會議所の建議書にもあるが如く滿洲產原料、關東州產原料を以て州內に於て加工、製造したる製品を滿洲國に輸入する場合には、無稅又は原料品課稅とすること、並にその改正を意義あらしむるため混合製品に對する課稅方法を規定すること等である。その理由は、滿洲に原料を生產する關係上同國內で起らざるを得ぬ工業もあり得るから、かゝる工業に就いての條件を滿洲國、關東州共に同一とし、更に進んではこの種工業を我國の直接支配下にある關東州に勃興せしめんとするは、日滿關稅政策の根本原則より見て當然のことであり、關東州の持つ特殊性を利用して日滿兩國の經濟關係を結びつけることゝもなるからである。

是等の改正案中關東州產品を原料として加工、製造された工產物を滿洲國に輸入する際原料品課稅にすることは多少無理な點がある。然し滿洲國產品を輸入し之を原料とし、加工製造し、その製品を滿洲國に輸入する場合は、大連商工會議所の建議書にもある通り、從來海關當局の解釋に盲從して課稅されてゐたに過ぎないから、大連海關設置並に內水汽船航行に關する協定を明確ならしむることによつてその目的を容易に達し得るであらう。(大連海關設置並に內水汽船航行に關する協定、膠州灣租借地に於ける製造品に關する規則參照)

左に昭和七年八月十九日附を以て大連商工會議所が會頭名を以て總理、外務、大藏、商工、農林、拓務、陸軍、海軍、鐵道各大臣、關東長官、關東軍司令官、駐滿特命全權大使、滿鐵總裁宛に提出した建議書、並に膠州灣租借地に於ける製造品に關する規則等を參考として揭げて置く。

關東州關稅制度改正方に關する建議書

略……

想ふに現行協約の缺陷として擧ぐべきもの種々あるべしと雖も之を工業の見地に立脚して精査するに其の最も大なるは混合製品に對する課稅方法を全然缺如せること是れなり、卽ち大連海關設置に關する協定に基く膠州灣租借地に於ける製造品に關する規則拔萃中『租借地官憲と海關官憲との間に協商を遂げ諸種の製品輸出の時其の使用原料の多寡に關し一定の率を立て之に準じて輸出稅を減額すべき取極をなすべし』とあるも現行假規則中には何等之に關する規定なし、且つ租借地に移入されたる民國產原料は假令製造するとも猶民國品たるの性質を失はず然も課稅の際之を原料と見做す特典を有するに拘らず其混合品たるに至りては悉く之を外國品として取扱ひ輸入正稅を課し居れり、斯の如きは何れの點より觀るも甚だ不合理なるを以て爾今混合原料の割合に應じ課稅するを正當なりとす。依て

一、外國品と滿洲國產品とを混合製造したる場合

二、外國品と關東州產品とを混合製造したる場合

三、滿洲國產品と關東州產品とを混合製造したる場合に就いて適當なる課稅方法を明記するを要す。而して之が實行を容易ならしむる爲め關東州に於ける工場內に滿洲國關稅吏の出入を承認するの辨法を講ずるも亦止むを得ざるべし。

日滿經濟關係は現在並に將來を達觀し最も有效適切なる方途として此際愼重に考慮すべきは租借地關東州に於ける製產品を滿洲國に輸入するに當り一種の特惠稅率を設くること是れなり、關東州は我國唯一の租借地にして我が對滿經濟發展の根據地として四億の巨資を投じて諸般の施設を行ひ今日大連港は滿蒙貿易の六割以上も呑吐す、從て之を經濟的に觀察せば滿洲國唯一の國際貿易港にして關東州は滿洲國と同一經濟圈內に在るものと觀ざるべからず、然も我國に對し特惠關稅の如き特典を有するを以て我國に缺乏せる貿源を滿蒙地方より供給する場合半加工品工場所在地として最も好適たり。

租借地關東州の特異性に鑑み關東州製產品の滿洲國輸入に對して一種の特惠稅率を設くるは日滿兩國を相互依存の關係に置くものにして獨り關東州が遠く上海と相對峙し嚴然たる地位を取得するのみならず、斯くして滿洲國の享有する利益も亦蓋し尠少ならざるべし、之を換言すれば關東州は日滿兩國經濟の連鎖地帶たり、而して其の機能を充分に發揮せしむるには州境關稅線を撤去するに在り之が爲めには嘗て獨逸の採用せし膠州灣制度を襲踏するも亦一策なりと雖も此の制度を關東州に應用する時は(一)仲繼貿易を阻碍し(二)物價を騰貴せしめ(三)對日及對外工業を不利に導き且つ(四)經濟界に激變を與ふるを以て次の如く行政的に州境關稅線を撤廢して其の實效を收むるを至當なりとす。

一、外國品又は關東州產品を原料として關東州內に於て製造又は加工し之を滿洲國に移入する場合は當業者の選擇に依り原料又は製品に對し輸入稅を課すること

滿蒙に於ける工業生產品は概して(一)滿蒙に於て消費するもの及(二)日本其の他の外國に輸出するものとの二種に大別することを得る、而して輸出を主眼とする對外工業品の生產地は關稅其の他原料製品の集散關係上之を關東州に設くるを利便とするや言を俟たず、滿蒙に於て消費するものは勿論其工場を消費地に近き滿蒙內に置くを利とするや明かなるが如きも、滿洲に於ける工業は其全生產品を擧て滿蒙內に販鬻し得るもの甚だ少なく一部は滿蒙に、他の一部は支那其の他の諸外國に仕向けざるべからざる實情に在るを以て之等工場は其の原料製品の集散分配量の多寡に依り、或は奧地に或は關東州に設置するの外途なきなり、卽ち外國品及關東州產品を原料として關東州內にて製造又は加工し、之を滿洲國に移入する場合原料又は製品稅とすること は頗る實際的にして之が爲め滿洲國は關稅收入

を減ずることなく、滿洲國内の需要者は滿洲國内生産品より廉價に購入し得るの利益あり。

二、滿洲國産品を關東州に移入し之を原料として製造又は加工し更に滿洲國に移入する場合は無稅とすること。

現行協約に依れば奥地品を關東州へ移入するも輸出稅を徵せず、大連より船積する場合、始めて原料又は製品の何れかに對し輸出稅を課し奥地と關東州を同一關稅圏内として取扱ひ居り、然るに奥地産原料を以て關東州内に於て製造又は加工し之を再び奥地に移入する時は規定に明瞭を缺く爲め海關當局の解釋に依り多くは製品一二種類は原料に對する輸出稅を賦課しつゝあり、斯の如きは甚だ不徹底なるを以て之を無稅とする旨規定するを要す。

三、租借地關東州の生産物を滿洲國に輸送せんとする時は輸出稅率に依る輸入稅を納附すること

是れ純租借地産物を滿洲國に仕向ける場合にして上記の關係より輸出稅率に依る輸入稅を以てすること至當なり。（後略）

膠州灣租借地に於ける製造品に關する規則抜萃

（甲）總　則

（一）租借地の産物及該産物より製造せる商品若は同地へ海路輸入せる商品に對しては輸出稅を課せず未製原料より製造せる物品は其の原料を海關に申告し特別取扱を受くるにあらざれば普通物品と同樣に取扱はるべし納稅に關しては製造場の自由區域内部にあると外部にあるとを問はず同樣に取扱はるべし

（二）租借地に於て製造したる物品を内地に輸送せんとするときは　製造者任意に該製品に對し　通過稅を納め通過免狀を附して輸送することを得

（三）背後地若は非條約港より租借地に輸入する清國未製原料を製造場に使用せんとするものは　之を海關に申告し　其の稅金に對し擔保を差入るゝことを得右申告に係る原料より製造せる物品にして輸出せらるゝときは其の使用せる原料に對し輸出稅を納め右擔保に依り保證せられたる稅金は夫れ丈け控除せらるべし右擔保に依り保證せられたる稅金は其の日附より三ケ年以内に之を納付し又は精算すべきものとす

物品製造用の原料に對し納稅せずして輸出物品に對する稅率全額を納稅することは輸出者の任意たるべし海關に申告せず且擔保を供せざる原料より製造せる物品を輸出するときは海關通過の際輸出稅全額を納むべきものとす

（四）外國若は清國條約港より到着の原料に課したる輸入稅又は沿岸貿易稅は右原料より製造せる物品を海路輸出する際之を拂戻すべし但し右原料は輸入の際其の製造用に供せらるることを成規の通り海關に申告したるものに限る

（五）租借地に於て製造せる製品を清國へ海路輸送するときは　輸入の際稅率全額を納稅すべきものとす　又是を内地に輸送するときは通過稅を納め通過免許を受くることを得

（六）租借地官憲と海關官憲との間に協商を遂げ諸種の製品輸出のとき　其の使用原料の多寡に關し　一定の率を立て之に準じて輸出稅を減額すべき取極を爲すべし

（七）前記の取扱を受くべき權利ある製造場は之を登記し其の目錄は必要に應じて修正し要用あるときは海關へ送附すべし

（乙）說　明　書

左記事項は租借地到着の際膠州灣海關に於て製造場の使用に供せらるゝことを成規の通り申告し且必要の場合に納稅金に對し擔保に差入れたる原料にのみ適用せらるゝものとす

一、外國より直接若は條約港經由到着の外國産原料

（イ）其の製造品外國へ輸出せらるゝときは

（一）既納稅金を拂戻すべきこと

（ロ）其の製造品を清國條約港に向け船積のときは輸入の際納めたる稅金拂戻を受け左の稅金を納むべきこと

（一）陸揚港に於て外國より直接到着せる同樣の商品に對し規定せると同一の稅金及

（二）爾後通過稅を納むるときは内地輸送の際通過免許を受け得ること

（三）若し該製造品内水航行規則に從ひ運輸せらるゝときは左記の稅を課せらるゝこと

（四）同樣の商品が同樣に運輸せらるゝとき出發の際若くは途中及び内地に於て納むべき諸稅又は諸賦課金

（五）然れども右物品にして二分半の通過稅を納め通過免狀を有するときは前記の内地稅を免がれ通過免狀を受け得ること

（二）右製造品陸路背後地に運搬せらるゝときは左の如く取扱はるゝこと

（六）内水行航規則に從ひ輸送せらるゝ同樣の物品通なるべきこと

二、清國條約港より到着の清國産原料

(ホ)其の製品外國へ輸出せらるゝときは
(七)既納沿岸貿易稅を拂戻すべきこと
(ヘ)其の製造品清國條約港へ仕向けらるゝときは
(八)右製造品に包含せる原料に對し沿岸貿易稅納濟證を下付し其の陸揚條約港に到着の際納稅を免がれしめ爾後清國商品として內地通過權を有せざるか又は輸出者の任意にて
(九)沿岸貿易稅の拂戻し陸揚條約港に於て該製造品に對する輸入稅全額を納め爾後內地輸送の場合に通過權を有すべきこと
(十)其の場合には二分半の通過稅を納め通過免狀を有すべきこと
(ト)該製造品內水航行規則に從ひ膠州灣より輸送せらるゝときは
(十一)同樣の商品が同樣に運搬せらるゝとき其の出發の際若は途中及內地に納むべき諸稅及諸賦課金を課せらるゝこと
(十二)然れども右製造品にして膠州灣に於て二分半の通過稅を納むるときは前記の內地稅を免かれ通過權を有すること
(チ)右製造品陸路膠州灣より背後地へ輸送せらるゝときは
(十三)內水航行規則に從ひ輸送せらるゝものと同樣に取扱はるゝべきこと

三、內水航行規則に依り到着の清國產原料
(リ)其の製造品外國へ輸送せらるゝときは膠州灣に於て
(十四)製造に使用せる原料に對し輸出稅全額を納めるか又は輸出者の任意にて
(十五)製造品に對し輸出稅全額を納め其の數量を擔保より控除すべきこと
(ヌ)製造品清國條約港に仕向けらるゝときは膠州灣に於て
(十六)使用原料に對し稅率規定の全額を納め及陸揚港に於て沿岸貿易稅を納め爾後清國商品として取扱はるるか又は輸出者の任意にて
(十七)製造品に對し右の全額を納むべきこと此の場合に於ては免除證書を發給し到着港に於て外國品として自由通關を得
(十八)爾後二分半の稅を拂ふときは內地輸送に際し通過權を得ること
(ル)製造品內水航行規則に依り輸送せらるゝときは
(十九)使用原料に對し沿岸貿易稅を納むるか又は製造者の任意にて
(二十)製造品に對し同稅を納め
(二十一)同樣の商品が同樣に運搬せらるゝとき途中及內地に於て課せらるべき諸稅及賦課金を拂ひたる後は
(二十二)膠州灣に於て製造品に對し二分半の通過稅を納むるときは前記の內地稅を免かれ通過權を有すべきこと
(チ)製造品膠州灣より陸路背後地に輸送せらるるときは
(二十三)內水航行規則により輸送のものと同樣の取扱を受くべきこと

四、背後地より陸路到着の清國產原料
(ワ)其の製造品外國に輸出のときは其の原料を擔保より控除し輸出者は膠州灣に於て
(二十四)使用原料に對し輸出稅の全額を納むるか或は輸出者の任意にて
(二十五)製造品に對し同全額を納むべきこと
(カ)該製造品清國條約港に仕向けらるゝときは膠州灣に於て沿岸貿易稅を拂ひ爾後は清國商品として取扱はるゝか又は
(二十六)使用原料に對し稅率規程の全額を納め陸揚港に於て免除證書を發給し到着港に於て外國商品として自由通關を得爾後
(二十七)製造品に對し右全額を納むること此の場合に於ては
(二十八)內地に輸送のときは二分半の稅を納め通過權を得べきこと
(ヨ)製造品內水航行規則に依り輸送せらるるときは輸送者の任意にて膠州灣に於て
(二十九)使用原料に對して沿岸貿易稅を納むるか又は
(三十)製造品に對し同稅を納め爾後は通過證書により保護せらるゝにあらざれば同樣に運搬せらるる同樣の商品と均しく諸種の內地稅及賦課金を課せらるべきこと
(三十一)該證書は通過權を付與するものにして製造品に對し更に二分半の通過稅を納むるときは膠州灣に於て同地海關より發給せらるべきこと
(タ)兩記の如く申告せられたる原料にして原狀の儘若は製造品として租借地より陸路背後地に輸送せらるゝときは清國商品として同國

に再輸入せらるゝものにして同樣に運搬せらるゝ同樣の商品と均しく同一の諸稅及賦課金を課せらるべきこと

第四節　鮮滿陸境貿易に關する特惠制度

陸接國境貿易に關する特惠制度は機會均等の原則に反するとの理由により、支那の關稅に關する條約で撤廢さるる可き旨規定された。從つて、鮮滿陸路貿易の特惠制度も昭和五年日支關稅協定第二附屬書によつて廢止されたことは、既に述べた通りである。

然るに滿洲事變が勃發し新國家が成立するに及び、此機會に右制度を復活することによつて日滿貿易を促進し並に鮮內工業を保育せんとする議論が、各方面殊に朝鮮で叫ばるゝ樣になつた。

然しながら右制度を新たに設けることは現在我國にとつて必ずしも有利でない。

先づ第一に滿洲國が列國の條約に基く既得權益を尊重し、門戶開放、機會均等の原則に從ふ旨屢々宣言したのであり、又我國としても九ケ國條約、華盛頓條約等に調印した關係上直ちに舊制度をその儘復活することは條約違反でないとしても妥當でなく、且それが爲めに外交上種々困難な事態を生ぜしめないものとも斷言出來ない。尤も地理上、經濟上特殊な關係にある鮮滿間に地方民の利益を尊重する意味で、ある種の特惠制度を設けることは國際法上禁ぜられてゐないが、それでは舊制度に於けるが如き利益は最早期待し得ないこととゝなる。參考のため陸路國境貿易に關する條約を左に揭げて置く。

國際制度の下に置かるゝ港に關する勸告

一九二一年四月一六日バロセロナ會議可決

第七條　國際制度に從ふ港を經由する輸出入貨物に課せらるゝ一切の關稅、地方入市稅若は消費稅又は附帶的課金の賦課に關しては輸送を行ふ船舶の國籍が港に主權又は權力を行ふ國に存すると他の國に存するとに拘らず右國籍の如何に因りて何等の差別を設くることを得ず

經濟上の必要に因り例外を正當と認むべき特殊事情存せざるに於ては關稅は當該國の他の關稅境界に於て其の國の一般法律に依り輸出入貨物に課する關稅よりも高かるべからず、該國が他の陸路若は水路に於て又は他の港に於て輸出入貨物に對し供與する總ての便益は國際制度に從ふ港を經由する輸出入貨物に對し均しく供與せらるべし

海港の國際制度に關するジユネーブ條約

一九二三年一一月一五日

大正十五年八月四日批准

第七條　特別なる地理上、經濟上又は技術上の特殊狀態に基く理由の如き例外を設くるの正當なる特別理由ある場合を除くの外、締約國の主權又は權力の下に在る海港に於て課せらるゝ關稅は同國の他の關稅境界に於て同一種類に屬し同一發送地より來り又は同一到達地に到る貨物に課せらるる關稅を超ゆることを得ず

締約國の一が貨物を輸入し又は輸出する他の通路に於て前記の特別理由に依り關稅上の特別便益を許與するときは同國は其の主權又は權力の下に在る海港に依る輸入又は輸出に對する不公正なる差別の手段として該便益を使用することを得ず

次ぎに舊制度を復活することが我國にとつて不利益な理由は、露西亞及び支那も亦右制度の特典に均霑することである。卽ち、滿洲國が機會均等の原則に從ふ限り、陸接國境貿易に就いての特典を獨り日本に對して與ふることは現在事實上出來ないから、露、支兩國にも右特典を與へざるを得ない。然るにかくの如き結果となるは滿洲國と是等二國との地理的並に貿易關係より考へると、我國にとつて甚だ危險なことである。但し、右不利益は滿洲國の鐵道運賃政策の如

	海産物	其の他水産物	砂糖	酒精	橋皮	果実及び果実製品	皮革及び毛皮	牛骨	毛織物	其の他の織物	綿織物及び綿打綿	綿糸	野蚕繭
昭和三年	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
昭和四年	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
昭和五年	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
昭和六年	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
昭和七年	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一

	塩	乾鮭	乾鰊	其他の魚類	鮪	魚粉	魚油	小麦
昭和三年	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
昭和四年	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
昭和五年	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
昭和六年	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
昭和七年	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一

何によつて幾分除去し得らるゝことゝ思ふ。

右に述べた二つの理由により特産制度の復活は現在直ちに望み得ないこと並に例へて一概速べなければならない。

第三章　我國に於ける日滿關稅政策論

朝鮮對滿輸出貿易

にとつて利益でないことが明かとなつたが、最後に朝鮮滿貿易と右制度の關係に就いて一應速べなければならない。

	綿織物	靴	地下足袋	ゴム靴	セメント	硝子	紙	木材及板	木材及柱	建具	雑品
其の他滿蒙	六三、三五七	一〇、七七七	一、三四九、六六六	三五、四四〇	四五、六四〇	一、三四九、六六六	三五、四四〇	三四、九四〇	一、三四九、六六六	三五、四四〇	三四、九四〇
再輸出品（外國品）滿蒙	九七、七七七	三五、二四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	四五、六四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇
輸出合計滿蒙	二〇、七七七	三五、二四〇	一、三四九、六六六	三四、九四〇	四五、六四〇	一、三四九、六六六	三四、九四〇	三四、九四〇	一、三四九、六六六	三四、九四〇	三四、九四〇
輸出合計關東州	二〇、七七七	三五、二四〇	一、三四九、六六六	三四、九四〇	四五、六四〇	一、三四九、六六六	三四、九四〇	三四、九四〇	一、三四九、六六六	三四、九四〇	三四、九四〇

右によると、朝鮮の對滿重要輸出品は絹絲布、魚類、果實、麥粉、砂糖、酒、セメント、地下足袋、ゴム靴、木材、藁叭等であり、殊に絹絲布、海産物、砂糖、地下足袋、木材等の輸出額は百萬圓以上となつてゐる。然しながら、結局朝鮮産業に直接關係あるものは、海産物、果實、セメント、ゴム靴、藁叭等のみである。從つて、朝鮮は從來對滿貿易により、絹絲布、地下足袋、酒の如きはその八、九割迄が內地品であり、その他商品にも多少共に內地品が混入してゐるか、一般産業としては思ふ程の利益を得たことと並に一部産業が刺戟されたことは事實であるが、朝鮮自身が元來農業國であり、內地工産物の重要市場であることより、故に朝鮮産業の立場から言ふと、對滿輸出貿易を促進するため海産物、果實等に關稅上特惠が與へられるのは望ましいに相違ないが、その他のものの例へば工産物等に關しては關稅上の特惠を云々するよりも、先づ、その産業條件を良好なものとし、それを育てることが先決問題である。又仲繼地としての利益を促進するためには、關稅問題よりも鐵道運賃問題の方が一層重要である。

	繩	莚	地下足袋	硫安	肥料	麻袋	木綿	紙	ヤメント	硝子	鐵板及鐵材	鐵線	鐵管	鐵道用品	鐵道車輛	鐵橋及鐵塔
其の他滿蒙	一、三五六	一、三四九、六六六	三五、四四〇	三四、九四〇	一、三四九、六六六	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇
再輸出品（外國品）滿蒙	一、三四九、六六六	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇
輸出合計滿蒙	一、三四九、六六六	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇
輸出合計關東州	一、三四九、六六六	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇	三四、九四〇

第四章　滿洲國の關稅政策

第一節　滿洲國關稅政策の根本方針

滿洲國の關稅政策の根本方針としては（一）門戸開放、機會均等の原則並に列國既得權益の尊重（二）國内産業の保護並に一般民衆の利益尊重（三）關稅收入額現狀維持の三點を擧げねばならぬ。

一、門戸開放、機會均等の原則並に列國既得權益の尊重

滿洲國は門戸開放、機會均等の原則に從ひ、各國の既得權益を尊重することを屢々聲明し、又着々實行しつゝあるが、これは同國建國の精神並に歷史から見て當然のことである。而して滿洲國が國策、國防上許された範圍に於て各國の商品を猥りに排斥せず、各國資本の輸入を歡迎し、各國の條約上有する權益を尊重すること――關稅關係のものに就いて謂へば關稅擔保外債支拂額分擔の承認、大連海關設置並に内水汽船航行に關する協定、滿洲内外國諸會社に與へた關稅上の特典、日、支互惠條約等の尊重――は外交上徒らに敵を作らず、更に同國國際上の地位を强固ならしむるのみでなく、經濟上に於ても「國内産業の保護、一般民衆の利益尊重」の處で後述する如く、巨額の農、鑛、林資源を有し、之が速かな開發を待つ同國としては、極めて有利なことである。

二、國内産業の保護並に一般民衆の利益尊重

滿洲國の産業としては、農業、鑛業、林業、水産業、工業等を擧げ得るが、その中農業は特に旺んで、從來滿洲が農業國なりと稱せられてゐたことも故なきことでない。滿洲産業統計によると昭和六年東三省農作物收穫高は、大豆の五百二十四萬噸、高粱の四百五十三萬噸、粟の二百九十八萬噸、玉蜀黍の百八十三萬噸、小麥の百五十八萬噸等を主要なものとし、其の他作物を合計すると千八百八十二萬噸以上に達してゐる。又全滿家畜頭數は豚八百六十萬頭、羊五百八十萬頭、馬三百二十萬頭、牛二百七十萬頭、騾八十萬頭、驢六十萬頭で、是等農畜産物（豆粕、豆油の如き加工品を加算す）の輸出額は總輸出額の八割以上に及び、農業に從事する者は全人口の九割餘である。鑛業、林業は鑛物埋藏量、立木蓄積量が頗る豐富であるに拘らず、治安の紊亂、交通の不便、資本並に技術の不足等に禍されて未だ充分發達してゐない。又水産業は鹽業のみ稍々見るべきものがあるに過ぎず、工業も滿洲固有の搾油業、製粉業、高粱酒醸造業以外に製鐵、煙草、燐寸、製材、製紙、硝子、セメント、紡績業等あるも、特殊のものを除くと、極めて微々たるものである。

滿洲産業の現況が右に述べた通りであるから、同國關稅政策に於ても、先づ主要産業たる農、鑛、林業並に鹽業等を保護し得るが如き方針をとる可きであらう。而して一般工業に就いて謂へば、極めて低廉にして豐富な勞働力を有する滿洲國のことであるから、自然的人爲的條件に適合せる工業でない限り、さして保護關稅を設くることなくとも、充分發達し得るのであり、又然らざる工業を今直ちに關稅上保護することゝすれば、隣邦に資本、技術、勞働力に惠まれた大工業國日本を控へてゐる關係上、勢ひ高率の保護關稅を設けざるを得ぬことゝなる。然るにかくすることは、日本の既得權益を侵害するのみならず、同國建國の精神に反し、一部業者の利益のために一般民衆の生活を犧牲とすることゝなり、延いては主要産業たる農、鑛、林業に對する壓迫ともなるから、出來得る限り妨く可きであらう。

三、關稅收入額の現狀維持

滿洲國は建國以來日尚淺く、從つてその財政確立は急務中の急務とされてゐる。然るに同國は現在塩稅、官業收入（阿片專賣益金を主なるものとす）以外に好財源を持たないから、左表に見るが如き巨額の關稅收入を直ちに放棄することは出來ない。

全滿洲海關別關稅收入累年表（單位海關兩）

年度＼海關	愛琿	三姓	哈爾濱	琿春	龍井村	安東	大連	牛莊	合計	同指數	支那總計	滿洲の全支那に對する割合
明治四十三年	六二、九二一	九二、〇七〇	八七六、〇六九	八、九七三	四、二二六	一九五、九三一	一、一〇二、八〇五	九九五、二四一	三、三三八、三二六	一〇〇	三五、五七一、八七九	九・四%
大正四年	三九、九五八	九七、九四四	九八六、七四四	一九、二四〇	一六、一三三	六二三、七三三	一、七四〇、〇三五	七八四、二三四	四、三〇八、〇一一	一二九	三六、七四七、七〇六	一一・七%
大正九年	一八八、五二六	九二、七六一	六五一、八七九	一七、六三七	五〇、三七四	一、一三〇、四八六	四、九〇二、七一六	七二九、九四四	七、七六四、三二三	二三三	四九、八一九、八八五	一五・五%
大正十四年	三一、五三三	—	一、五七四、五八七	四六、九八三	一〇三、一五六	一、九一三、六八〇	六、二七三、二六二	一、三〇三、一三三	一一、二四五、三三三	三三七	七〇、七二五、六六七	一五・九%
昭和元年	三五、八二〇	—	二、二三三、二〇八	六三、四五四	一九八、五七八	二、〇九四、五五三	七、〇一五、五七七	一、一〇二、〇八一	一三、七四三、二七一	四一二	八〇、四三五、九六二	一五・八%
昭和二年	四七、七五六	—	二、四六〇、〇〇九	六七、〇三六	二三八、三〇五	二、一四三、四二六	七、一一三、七二五	九八九、四九五	一三、〇七九、七五二	三九二	六八、七八一、八七六	一九・〇%
昭和三年	五四、〇四〇	—	二、四三一、七八〇	八〇、五八五	一九五、〇七一	二、三一〇、六七八	八、一八七、七八〇	一、一八三、八四四	一四、四四三、七七八	四三三	八二、三三二、五二五	一七・五%
昭和四年	一八、七六六	—	三、三〇二、六五九	一〇四、九四六	三六〇、四八三	三、七九一、一三八	一二、八三七、七四一	二、〇八四、九三三	二二、四〇〇、六六五	六七一	一五二、八三〇、〇九三	一四・七%
昭和五年	三七、一七六	—	四、〇七九、七九五	一四二、六五一	四一八、六九一	四、一三四、〇五九	一三、三三四、三四八	三、四〇六、五九九	二四、五五三、三一九	七三六	一八〇、六一九、七五八	一三・六%
昭和六年	八四、九〇六	—	五、二六八、九九八	二三六、一六五	五七七、〇九四	三、六九七、四二七	一三、五一五、五八九	三、七九九、三七七	二六、一八九、五五六	七八五	二四七、一一三、三九七	一〇・六%

海關諸稅收入累年表（單位海關兩）

年度	地方別	輸入稅	輸出稅	沿岸貿易稅	內地子口稅 入	內地子口稅 出	噸稅	附徵賑捐	總計
明治四十三年	全支那	一四、〇八七、二三二	一三、一二八、六三五	二、二三三、七九八	一、四八六、七七八	五七七、三八九	一、三三九、〇二四	二、八三九、〇三三	三五、五七一、八七九
	滿洲	一、一一〇、一九五	二、〇一一、一八九	一三三、四〇六	二七、一九九	一、三五一	五四、三二五×	四二五	三、三三八、三二六
大正四年	全支那	一四、三六七、二三一	一五、四三九、七〇九	二、五一七、七一三	一、五一九、五〇七	七六九、四三三	一、一九四、九五九×	九三九、一六四	三六、七四七、七〇六
	滿洲	一、三三〇、八七六	二、七七六、五四六	一〇五、九四〇	三四、二四二	一、〇三四	五九、三七三	—	四、三〇八、〇一一
大正九年	全支那	二五、一九六、三八六	一七、八七五、八三六	二、四八三、九二八	一、六三六、一三三	八三五、八五九	一、七九一、七四四	—	四九、八一九、八八五
	滿洲	三、一〇三、〇三七	四、三九八、八一四	一三四、四三六	七五、九三一	七四〇	六一、三六五	—	七、七六四、三二三
大正十四年	全支那	三六、三六六、九八一	二四、五六八、七七八	二、六四一、〇三〇	二、七〇一、五三三	九七七、六四一	二、六一四、〇四〇	八五五、六六四	七〇、七二五、六六七
	滿洲	四、六五〇、二〇二	五、九九七、一八五	一五八、二一一	一三一、〇六〇	一、〇三三	一三一、〇三八	一七五、六一四	一一、二四五、三三三
昭和元年	全支那	四二、八五五、〇二七	二六、二六三、七八七	二、七九三、三七〇	二、六二五、八一三	六八五、六七〇	二、八九八、六一〇	二、三一三、六八五	八〇、四三五、九六二
	滿洲	五、三九七、三六〇	六、五二五、五六六	一八七、七六七	一三〇、二三六	二一五	一三一、七〇五	三七〇、四三二	一三、七四三、二七一
昭和二年	全支那	三四、九〇三、三二二	二五、四六一、六一七	二、四八六、四〇一	二、四六七、八三三	六六七、一七九	二、七四八、七七六	四六、七四八	六八、七八一、八七六
	滿洲	五、三九五、四七一	七、二三三、〇七〇	一七七、七四三	一一四、三三八	七三四	一五六、八四九	一一、五四七	一三、〇七九、七五二
昭和三年	全支那	四六、四九九、三九四	二七、〇五七、五六四	二、六九九、二〇三	二、五九二、〇一七	五一八、四三〇	二、九六五、九二八	—	八二、三三二、五二五
	滿洲	六、六三九、三〇四	七、二八四、一五五	一九五、二六八	一四〇、一一二	一、〇三三	一八三、八九八	—	一四、四四三、七七八

昭和六年滿洲內各海關諸稅收入（單位海關兩）

		輸入稅	輸出稅	轉口稅	噸稅	救災附加稅	總計
昭和四年	全支那	一〇七、二五一、九六七	三五六、二九三、三五七	三、六三五、六七六	一、八八四、四二六	三、一七、二六五	一五二、八五〇、〇九三
	滿洲	一三、五六〇、八九三	八、四二六、四二六	二〇三、四〇三	四一、六五一	一七七、四一六	三二、四〇〇、六六六
昭和五年	全支那	一三五、八四〇、二五六	三五五、五四七、八三九	四、〇四二、〇一五	一、四七八、二八三	六〇四、七七五	一八〇、六二九、七九八
	滿洲	一五、九八三、三九三	八、一二五、八〇五	三九、九四四	一五、九六二	一七一	二〇八、一九四	—	二四、五四三、三二九
昭和六年	全支那	二〇一、九八一、二七八	七〇〇、二六一	〇、〇四二、三七二	—	三、三六三、六七〇	△一、〇二五、九六七	—	二一〇、六七六
	滿洲	一三、二九六、三四三	九、二七一、七六八	三、三五五、二六	—	二七五、六八三	△二一〇、六七六	—	二六、一八九、五五六

		輸入稅	輸出稅	轉口稅	噸稅	救災附加稅	總計
	全滿	五、六五四	二、〇四八	五、八五八	七一、二四八	九	八四、九〇六
愛琿		二、七四、四五二	一、九一四、一二三	一、〇七一、五八四	一三、一四〇	一六、六七一	五、八六、八九八
濱江		一二四、一〇一	七八、四一〇	二三、一〇七	—	四四七	二三六、一六五
琿春		四一七、九二五	二五五、八三六	一四一	—	三、一〇三	五七七、〇九四
延吉		二、三七八、六九一	九五三、二四三	三三九、二八九	一〇、八一四	一五、三九一	三、六九七、四二七
安東		六、八二〇、九七四	四、八〇四、一一〇	八一九、三五三	三、一九六	六七、九五七	一二、五一五、五九九
大連		一、三七四、五五七	一、三五三、九七〇	九五五、六九五	七八、二四五	六、九一〇	三、七九九、三七七
牛莊		二三、二九六、三四三	九、二七一、七六八	三、三五五、一二六	二七五、六八三	二一〇、六七六	二六、一八九、五五六
總計							

註　一、海關統計による。

二、明治四十三年に於ては上記輸出入稅の外に Opium Duty 一五六海關兩を含む。

三、×印 Opium Likin

四、△印救災附加稅。

五、〇印轉口稅、昭和六年六月一日より徵收開始。

六、濱江とあるは拉哈蘇々、滿洲里、哈爾濱、綏芬河等を指す。

七、大東溝は安東の中に含まる。

八、海關一兩は純銀五八三・三グレーンを含有するものとされてゐるから、一海關兩は現大洋の一・六五元（昭和四年）一・五二元（昭和五年）一・五一元（昭和六年）に當る。又最近滿洲國は一海關兩を國幣一・五六圓に一定した。

右表で明かな如く、滿洲海關諸稅收入總額は昭和四年二二一、四〇〇、六六五海關兩、昭和五年二四、五五三、三一九海關兩、昭和六年二六、一八九、五五六海關兩で、更に之を國幣に換算すると三四、九四五、〇三七圓、三八、三〇三、一七七圓、四〇、八五五、七〇七圓となる。而して右總額中輸入稅が最も多額を占め、且總額の增加は主として輸入稅の增加に依ることは當然であるが、滿洲が輸移出超過國であるとは云へ、輸出稅が昭和六年を例外とするも、尙近年輸入稅の五割餘に達してゐることは注目に價する。

尙、右數字は盡く滿洲國成立以前のものであつて、獨立後は沿岸貿易稅は減少するであらうが、その反面從來の對支沿岸貿易が對支、對日或は對歐米外國貿易となり、それだけ輸出入稅の增加となるから、他の事情に變化のない限り結局總收入では多少の增收となる。

次ぎに滿洲國に於て如何に關稅收入を重視しつゝあるかを、同國大同元年度並に同二年度豫算に就いて見るに左の如くである。

滿洲國大同元、二年度歲入豫算

	大同元年度	大同二年度
一、經常部	九七、三八八、〇〇〇圓	一三二、一三四、三〇〇圓
租稅	八五、三七八、〇〇〇圓	一〇八、六三九、四四五圓
關稅	四〇、四五〇、〇〇〇圓	四九、六一七、五五三圓
噸稅	四三〇、〇〇〇	一、六三三、四六五
鹽稅	一六、八一四、〇〇〇	三〇、七六六、八〇〇
田賦	二、九五五、〇〇〇	四、三五四、九四五
契稅	一、四四五、〇一〇	一、三〇九、七五〇
出產稅	六、二三三、〇〇〇	九、四五九、八一三
鑛稅	一一六、〇〇〇	六六〇、六九九
營業稅	三、八九四、〇〇〇	四、六四二、〇九〇
牲畜稅	九二〇、〇〇〇	一、四七一、八二八
菸酒稅	二、〇六九、〇〇〇	三、〇三五、八六〇
統稅	七、一三二、〇〇〇	二一、〇四二、六三一
印花稅	一、九五四、〇〇〇	一、六一九、三〇六
雜稅	一、〇九六、〇〇〇	五〇九、七一六
官業及官產收入	九、六三一、〇〇〇圓	一八、七二四、七〇〇圓
吉黑榷運處益金	四、六三一、〇〇〇圓	五、〇〇〇、〇〇〇圓
專賣公署利益	五、〇〇〇、〇〇〇	九、八二八、二四六
其他	二六九、〇〇〇	三、八九六、四五四

雜收入		二、三七七、〇〇〇圓
二、臨時部		一五、九二二、〇五五圓
公債金以外の收入		三、六三一、〇〇〇圓
公債金		一二、二九一、〇五五
		四、六〇、一五五圓
		一七、〇三四、八七八圓
		一〇、〇三四、八七八
		七、〇〇〇、〇〇〇

註　一、大同元年度豫算中には追加豫算を含まず。
　　二、大同二年度撥入關稅及鹽稅擔保舊外債整理基金特別會計歲出中關稅擔保分は九、八九二、七二一圓である。

右歲入豫算によると、關稅收入の歲入總額、經常費、租稅收入等に對する比率は、大同元年度に於て三六%、四二%、四八%であり、同二年度に於ては三三%、三八%、四六%である。之に依つて見るも、如何に滿洲國にとつて、關稅收入が重要な財源であるかゞ諒解出來る。

勿論かくの如く國の歲入の大部分が關稅收入に依存するは理想として租稅徵收上公平負擔の原則に反するもので決して望ましいことでない。殊に、關稅收入中輸出稅の如きが總額の三割以上に及んでゐるのは產業の立場よりするも排斥さる可きであらう。然し文化の程度低く、且納稅思想も發達せざる同國の現狀よりすると、關稅の如き確實な間接稅を主財源とするは徵稅費も僅少で濟み、一般民衆に苦痛を感ぜしむる程度も輕いので、反て實情に適したものと謂ひ得る。

それは兎も角今日關稅收入を除いて他に好財源がないから、それが廢止は勿論輕減すら行ひ得ないが、將來は同じく間接稅であるが、遙に社會政策的意義を持つ酒、煙草、砂糖或は阿片等より得らるゝ租稅收入或は專賣益金が增加し、且文化の進展と共に直接稅の增收も期待されから、財政中關稅收入の持つ重要性は遲減するであらう。從つて滿洲國關稅政策上の收入主義は永久に守らねばならぬ原則でないことを最後に一言して置く。

第二節　滿洲國關稅改正

滿洲國は關稅制度に就いて第一章第三節に於て述べた通り、建國當日實施されてゐた中華民國海關制度をその儘踏襲し、之を財政部の處管に移し、後ち對支貿易に關する限り、之を外國扱ひに變更したに過ぎなかつた。

然るにその後、同國は關稅事務の都合殊に密貿易防止の見地から稅關並に分關の增設をなし、又、獨立國家としての體面を考慮すると共に、他方通關手續の簡捷を計る爲め、稅關貨幣制度の改正を斷行し、更に輸出入稅率の部分的改正をも實施した。勿論是等の改正は同國關稅政策の片鱗を示したものであるから、早晩一層徹底した改正が行はれることゝ思ふが、就中、露西亞、支那よりの密貿易、ダンピングに對する完全な防止策、日滿經濟ブロック確立の見地より する稅關徵收貨幣制度の改正、資源の開發、外國貿易振興策として、羅津稅關制度の確立、保稅倉庫の設置、輸出入稅率の根本的改正等は速かに解決しなければならぬ問題である。唯、是等の問題は財政、經濟、外交その他諸般の關係を充分考慮し、愼重に處理しなければならぬから、その全部を今直ちに解決することは頗る困難なことである。

本節では是等の問題に觸れず、唯、滿洲國が建國以來實施した關稅制度その他に關する改正中主なるものを見ることにする。

稅關貨幣制度の改正

財政部佈告第七號

吾國稅關貨幣制度は海關接收以來暫行的措置として、從來の制度を其の儘踏襲し、輸入稅は金單位、輸出稅、轉口稅、噸稅及諸手數料等は海關兩（關平銀）に依り徵收し來りたり、然れども是等稅關貨幣と現實流通しつゝある諸多の通貨との間には、時々刻々相場の變動あるを以て官民共に困難を感ずること甚だ大なるものあり、仍て今般國幣の流通稍々普及せる實情に鑑み、玆に國幣に依る稅關歲入金收納の原則を樹て、從前の稅關貨幣と國幣との換算率は、一金單位を國幣一・九五圓に又一海關兩を國幣一・五六圓に一定し、本月十六日より之を實施することゝせり、仍て玆に之を佈告す

大同二年四月十四日

財政部總長　熙　洽
代理部務次長　孫　其　昌

蘋果、橘子の稅率

大同元年十一月八日より實施

一、現行輸入稅則第三〇二番（蘋菓）の從量稅率每擔金單位二・六が從價二五%を超える事を稅關に於て認定したる場合に於ては輸入者の申請に依り從價二五%に相當する稅額の支拂を以て所定の從量稅に替ふる事を得

二、現行輸入稅則第三四五番（橘子）從量稅率每擔金單位二・六が從價一五%を超える事を稅關に於て認定したる場合に於ては輸入者の申請に依り從價一五%に相當する稅額の支拂を以て所定の從量稅に替ふる事を得

承德稅關（大同二年六月五日開關）の減稅實施

承德稅關は左記の通り七月一日より減稅實施のことゝなれり。

承德稅關布告第三號

第二節　滿洲國關稅改正

本關の徵稅事務開始に關しては既に第二號布告を以て發表し置きたる通なるが、今般當地の物資缺乏の情況に鑑み、國民の生活を稗益するの趣旨に基き之が補給の方法を講じ以て其の必要に應ぜんが爲、本稅關管內に於て各種生活必需品を輸入せんとする場合は左記に依り減稅を施行す、右佈告す

記

(一)　減稅期間　大同二年八月末日迄

(二)　減稅率　現行輸入稅率の三分の二を減ず

(三)　稅目及品名左表の如し

稅番	品名
一—四六	生地、晒又は染色、捺染綿布類
四九	棉胎
六五	燈芯
二五七の中	乾魚
二五八	鮮魚
二九九	茶葉
二六二	別號に揭げざる其の他の鹹魚
	甲　大量包裝のもの
	乙　罐詰又は其の他の包裝のもの
二八六	鳥卵(野鳥、家禽)
二八七(辛)	甲、乙、丙、丁、戊、己、庚の罐詰及罐詰食物以外のもの
二九一	マカロニー、バーミセリ及同類似品
	甲、大量包裝のもの
	乾肉、鹹肉
二九三	豚肉皮
三〇五	穀粉及穀物(別號に揭げざるもの)
	乙、其他
三〇七	大豆、豌豆
三一〇	麩
三二五	飼料
三三〇	落花生
三四八	馬鈴薯
三五五	胡麻子
三五六	別號に揭げざる種子
三五九	蔬菜(別號に揭げざる生のもの、調理したるもの、鹽漬のもの)
三六〇	糖蜜
三六一	砂糖(和蘭標本第十一號未滿のもの)
三六二	砂糖(和蘭標本第十一號以上十八號未滿のもの)
四八二	ガソリン、ナフサ及ベンヂン(鑛物性のもの)
四九五	石油
五二三	別號に揭げざる紙
六二八	安全燐寸及其他の燐寸

大同二年六月廿八日

承德稅關長　安藤一郎

輸出入稅率第一次改正

第二節　滿洲國關稅改正

去る七月二十二日滿洲國政府は關稅改正に關する敎令、海關進口稅々則中改正の件及び海關出口稅々則中改正の件を公布し廿三日より之を實施することゝしたが、同日滿洲國政府が發表した聲明書は左の如くである。

聲　明　書

一、改　正　理　由

抑々、我が現行關稅率は、舊中華民國時代のものを、その儘踏襲した結果、我國產業、經濟竝に國民生活の現狀に照らし、相當不合理又は不適當と認められるものがあり、之が改正の必要は切實とされてゐたが、關稅率の改變は、各般の財政經濟に及ぼす影響極めて甚大なる關係上、特に愼重に考究し輕々に斷ずることが出來ない。依つて當部は一般的竝に根本的の關稅改正は少くとも兩三年の準備期間を終へて、その間に於ける我國財政經濟の動向竝に國際經濟の進展に順應し、內國稅制の整理改革と相俟つて、之が實現を計らんとする根本方針を樹てたり。

然しながら現行關稅率の中、甚しく我國の實狀に卽せず、產業の開發を拒み、現實の國策遂行に障碍を與へ、或は却つて收入目的に背馳するが如きものに就ては、如上の一般改正の際に迄、之を放任すること能はず、速かに之が改正を行ひ、應急の措置を講ずる必要あるを認む。

右の理由により、當部は、一般的改正に至る迄の暫定措置として、玆に關稅率の一部改正を行ふことゝしたり。

二、改　正　方　針

暫定的改正の方針としては、前記趣旨に基き、左の標準によることゝした。

甲、我國財政の現狀に鑑み、財政收入に著しく減少を來すが如き改正は之を行はず

乙、暫定的改正なるが故に、單なる形式上の改正はこの際行はず

丙、部分的改正の結果、一般稅率に不權衡を齎すが如き改正はこれを避く

丁、消費稅としての權衡の是正を目的とする改正は行はず

而して左の條件に合致するものは、尙この際その稅率を改正し、關稅負擔を緩和す

一、著しく排外的色彩ありと認むるもの

二、著しく產業保護的色彩ありと認むる稅率にして、我國に之が保護に該當すべき產業なきもの

三、主として生活必需品にして、特に高率なる爲、輸入阻止の狀態にあるもの

四、財政上容認し得べき限度に於て、特に高率なる爲、輸入阻止の狀態にあるもの

五、我國產業の開發上切實に必要ありと認むるもの

我國都市計畫實現の爲、切實に必要ありと認むるもの

前項減免稅により生ずべき稅收減を補塡する爲、負擔力の餘裕ありと認むる建築材料

三、品　目　別　概　說

一、著しく排外的又は一部の產業保護的色彩を有するものとして選んだ品目は、莫大小製衣類（六〇番）、靴下（六二番甲の一）、ターキツシユ・タオル（六六番）、家庭用及び洗濯用石鹼（四九九番）、麥稈製及び藺製帽子（五六四番丙の一）、陶磁器（五七六番）の六品目なり

二、生活必需品にして、特に高率なる爲、輸入阻止の狀態にあるものとして選んだ品目は、腿帶子（六四番）、綿ブランケット及びブランケット地（六七番）、別號に揭げざる毛織物（九七番）、鮮魚（二五八番の乙）、普通印刷用紙及び新聞印刷用紙（五一三番）、別號に揭げざる蓆（五六一番）、別號に揭げざる蓆地（五六二番）、地下足袋（六二一番乙の一）の八品目なり

三、財政上許容し得べき限度に於て、我國產業開發上切實に必要ありと認むるものとして選んだ品目は、輸入品關係に於ては、農業用機械（二一六番）、採礦用機械（二一六番の二）、製鐵用機械（二一六番の三）、硫黃（四四二番の甲）、家畜改良用動物（六一〇番の甲）、棉花栽培用棉子（三五六番の甲）、及び飼料（三二五番）の七品目、輸出品關係に於ては礦油（一〇二番の二）、パラフイン・ワックス（一〇四番の二）ウツド・パルプ（一六一番の二）、綿羊毛（一八九番）、銑鐵及び鎔鐵（二二〇番の丙）、別號に揭げざる化學藥及び化合物（二四九番の二）の六品目で、何れも我國の農業、畜產、礦業及び原料工業の開發に資せんとする目的を以てするものである

四、我國都市計畫實現の爲、切實に必要ありと認むる建築材料として選んだ品目は、釘（一五六番）、バーブト・ソイヤー（一七八番の甲）電球其の他配電器具（二三六番の甲）、ペイント（四七七番の二）、水硬性セメント（五八七番）、屋背用瓦（五九三番の甲）、別號に揭げざ

る建築材料（六一一番）の七品目である。右各該當品は必要なる建築材料であるが、我建國以來の都市計畫及び各種建設事業の勃興に伴ひ、異常なる需要を喚起し、價格の暴騰を呈しつゝある現狀である。依つて建設事業の一段落を告げるまでの應急的措置として、一律に現行稅率を半減し、依つて目下の急需に對應するものである。

五、前各項の減免稅により生ずる稅收減を補塡する爲、稅率の引上げをなすべき品目として選んだものは、葉煙草（三八八番）のみである。

四、稅收に及ぼす影響

右改正の結果我國は關稅收入百七萬圓を失ふことゝなるが、この減收は既に大同二年度豫算中に見込んでゐる。

輸入稅率の部（新稅率欄中括弧內の數字は金單位換算額）

稅番	品名	課稅單位	新稅率	舊稅率
六〇	**莫大小製衣類**（起毛したるもの）	擔	（一五・〇三）九・三〇	一七・〇〇
六二	靴　下			
	甲、兩面共起毛せざるもの	〃	（二〇・〇〇）三九・〇〇	三二・〇〇
	一、瓦斯燒又はマーセライズせざる糸にて製したるもの	〃	八七・五〇	四五・〇〇
	二、瓦斯燒又はマーセライズしたる糸にて製したるもの	從價	一五％	一五％
	乙、其の他	擔	（一四・九六）二九・一〇	二〇・〇〇
六四	腿　帶　子	〃	（二五・五一）二四・四〇	一八・〇〇
六六	**タークキツシユ・タオル**	〃	（八・六六）一六・九〇	三三・〇〇
六七	**ブランケツト及ブランケツト地**	從價	二五％	—
九七	**別號に揭げざる毛織物**（絹以外の他纖維を混じたるものを含む）	擔	（〇・七）一・三〇	一・五〇
一五六	**線釘及切釘**			

	其の他			
	甲、バーブド・ワイヤー	從價	五％	一〇％
	乙、其の他	〃	一〇％	從價 五％
二一六	**農業用機械及同部分品**	〃	無稅	無稅
二一六の二	**鑿岩機、鍛炭機、試錐機、大型抗內通風機、卷揚機械、運搬車、機械シヤベル、エクスカヴエター其他の鑛山用機械器具及附屬品竝其部分品**	從價	五％	七・五％
二一六の三	**熔鑛爐、製銅爐、壓延機、クラツシヤー其他の選鑛精錬用機械器具及附屬品竝其部分品**	〃	五％	七・五％
二三六	架線、送電及配電用材料竝取付器具及裝具			
	甲、電球、夾線板、碍子又はノツプ、シーリング・ロゼツト、ブユーズ・ボツクス、プラツグ、リセプタクル、スキツチ及配電盤	〃	七・五％	一五％
	乙、電線、ケーブル、其他別號に揭げざる電氣材料	〃	一〇％	一〇％
二五八	鮮　魚			
	甲、マダヒ、チダヒ、ウナギ、マグロ、イセエビ及クルマエビ	擔	（一・一〇）二・一五	四・二九
	乙、其の他	〃	無稅	無稅
三二五	**飼　料**			
三五六	別號に揭げざる種子			
	甲、棉　子（棉花栽培用に供せらるゝもの）	從價	無稅	無稅
	乙、其の他	〃	一〇％	從價 一〇％
三八八	**葉　煙　草**			
	甲、一擔の價格二百圓を超ゆるもの	擔	（三〇・〇〇）六八・五〇	一四・〇〇
	乙、一擔の價格七十圓を超え二百圓を超えざるもの	〃	（一五・〇〇）三九・二五	六・九〇
	丙、一擔の價格七十圓を超えざるもの	〃	（六・五一）一三・七〇	二・九〇

四四二	硫黃	擔	(〇・二一)〇・四〇		〇・七一
	甲、粗製のもの 塊又は粉)	從價	一〇%		一〇%
	乙、其の他	〃	七・五%		一五%
四七七の二	ペイント(船底塗料、パテント・ドライア及發光ペイントを除く)	〃	一〇%		—
四九九	家庭用及洗濯用石鹼(青色斑入のものを含む)				
五一三	普通印刷用紙及新聞印刷用紙(主としてメカニカル・ウツド・パルプを用ひたるものにして艷出、サイズ又は着色したると否とを別たず)				
	甲、新聞印刷用紙(卷取のもの)	擔	(〇・七七)一・五〇		一・二〇
	乙、其の他	〃	(一・〇二)二・〇〇		一・六〇
五六一	別號に掲げざる蓆				
	甲、花莚	從價	一〇%		二〇%
	乙、蒲草蓆	〃	一〇%	百	二五・〇〇
	丙、藁蓆	〃	一〇%	百	二・六〇
	丁、疊表	〃	一〇%	條	〇・一六
	戊、其の他	〃	一〇%		二〇%
五六二	別號に掲げぢる蓆地				
	甲、蒿蓆地、巾三十六吋長四十碼のもの	〃	一〇%	捲四十碼	二・四〇
	乙、其の他	〃	一〇%		二〇%
五六四	麥稈、藁、パナマ・ストロー其の他類似のもの及同製品				
	甲、麥稈、藁	〃	一〇%		一〇%
	乙、繩索	〃	一〇%		一〇%
	丙、帽子				
	一、麥稈製及製藺のもの	〃	一三・五%		三〇%

	二、其の他	從價	三〇%		二〇%
	丁、其の他の製品	〃	二〇%		二〇%
五七六	陶磁器(喫煙用具を含む)	〃	一五%		四〇%
五八七	水硬性セメント(ポートランド・セメントの如きもの)	擔	(〇・一三)〇・二五		〇・二四
五九三	瓦				
	甲、屋背用のもの	從價	六・二五%		一三・五%
	乙、其の他	〃	一三・五%		
六一〇	生活力を有する動物				
	甲、家畜改良用のもの	從價	無稅		一〇%
	乙、其の他	〃	一〇%		一〇%
六一一	別號に掲げざる建築材料		五%		
六二一	インデイア・ラバー、ガタパーチヤ及同製品				
	甲、生、故又は屑のインデイア・ラバー及生ガタパーチヤ	從價	一〇%		一〇%
	乙、長靴、短靴及全部は一部護謨を用ひたる履物	〃	一七・五%		一七・五%
	一、地下足袋	從價	一〇%		一〇%
	二、其の他	〃	一〇%		一〇%
	丙、別號に掲げざる製品(自轉車、自動車、人力車用等のタイヤを含む)	〃	一〇%		一〇%

輸出稅の部

稅番	品名	課稅單位	新稅率	舊稅率	海關兩
一〇二の二	礦油		無稅	從價	七・五%

一〇四の二	**パラフイン・ワックス**		無稅	從價	七・五%
一六一の二	**ウツド・パルプ**		無稅	從價	七・五%
一八九	**緬羊毛**		無稅	擔	二・〇〇
二二〇	鐵及同製品				
	甲、條竿、箍鐵、板等(軟鋼を含む)	擔	〇・三〇		〇・一九
	乙、釘	〃	〇・三〇		〇・一九
	丙、銑鐵及鎗鐵	從價	二・五%		七・五%
	丁、線	擔	〇・五九		〇・三八
	戊、其の他(鋼を含む)	從價	七・五%		七・五%
二四九の二	**別號に掲げざる化學藥及化合物**(ベンゾール、クレオソート、ナフタリン、ピツチ等のコールター分餾物及コールターを含む)	〃	五%		七・五%

註　一、別號に掲げざる毛織物(絹以外の他纖維を交織したるものを含む)の稅率は舊稅則によると次の如し

甲、一平方碼の重量六オンス以下のもの

一、全部の經絲が綿質なるもの　擔　一二〇・〇〇金單位

二、其の他　〃　二八〇・〇〇金單位

乙、一平方碼の重量六オンス以上一二オンス以下のもの

一、全部の經絲が綿質なるもの　擔　八四・〇〇金單位

二、其の他　〃　二五〇・〇〇金單位

丙、一平方碼の重量一二オンス以上のもの　從價　三〇%

二、葉煙章の稅率は舊稅則によると次の如し

甲、一擔の價格金單位一〇五を超ゆるもの　擔　一四・〇〇金單位

乙、一擔の價格金單位三五以上一〇五以下　擔　六・九〇金單位

丙、一擔の價格金單位三五以下のもの　〃　二・九〇金單位

三、家庭用及洗濯用石鹼(青色斑入のものを含む)の稅率は舊稅則によると次の如し

甲、大量包裝のもの、棒狀のもの又は二個連續のもの、但し課稅公稱の重量が實量より少からざるとき又は一個の重量七オンスより少からざるときは公稱重量による　擔　四・七〇金單位

乙、其の他　從價　二〇%

四、別號に掲げざる蓆の稅率は舊稅則によると次の如し

甲、花蓆　從價　二〇%

乙、臺灣蓆(床用)　條　四・四〇金單位

丙、籐蓆　從價　二〇%

丁、蒲草蓆　百　二五・〇〇金單位

戊、藁蓆　百　二・六〇金單位

己、疊表　條　〇・一六金單位

庚、其の他　從價　二〇%

五、新稅則に於て陶磁器中特に喫煙用具を含む旨規定した結果、陶磁器製喫煙用具は稅番三九一喫煙用雜品(從價五〇%)の稅率適用を免れた

六、一金單位は國幣一・九五圓　一海關兩は國幣一・五六圓

七、新稅率欄中括弧內の數字は金單位換算額である

右改正は、その範圍が餘りに狹少で、一般の期待を裏切ることが甚しいので、關係業者は第二次改正が速かに行はれ

ることを熱望して居る。

尙、第一次改正の結果、滿洲國は、稅率引下げによつて二百八十七萬圓の收入を失ふが、葉煙草の稅率引上げで百八十萬圓の增收があるから、結局同國財政上の損失は百七萬圓とのことである。但し、その計算の基礎は凡て過去の數字に據つてゐるから、同國貿易の隆盛に伴ふ關稅の自然增收を見込むと、同國の蒙る損失の如きは殆んど云ふに足りない。

次ぎに、今回の改正公布に先ち、七月十八日附東朝で傳へられた改正輸出入稅率――それは遂に實現されずに了つたが――は、その改正範圍が今回のものより更に廣範圍に亙り、殊に、棉花栽培竝に鐵工業保護の見地から、棉花に就いては、その輸入稅率を引上げ、輸出稅率は無稅とし、銑鐵に就いては、その輸出稅を無稅としてゐる點甚だ興味を惹く。參考の爲、右東朝の報じた改正稅率中、今回改正されなかつた主なるものを次に揭げて置く。

輸入稅の部

稅番	品名	課稅單位	新稅率金單位	舊稅率金單位
四四	棉花	擔	五・〇〇	二・一〇
四八	屑棉及屑絲	〃	一・五〇	〇・七七
四九	棉胎	從價	一〇%	七・五%
二二一の次	織布機及び紡織機	〃	二五・五%	七・五%

輸出稅の部

稅番	品名	課稅單位	新稅率	舊稅率海關兩
五二の二	棉實粕	從價	一〇%	擔 〇・〇五三
一〇八	棉實	〃	一〇%	七・五%
一四二	飼料	〃	一〇%	五%
一七四	棉花		無稅	擔 一・二〇
一八五	棉胎		無稅	從價 五%
二二二の次	銑鐵		無稅	從價 七・五%

日滿關稅政策の研究　終

第二節　滿洲國關稅改正

「經濟資料」に就て

東亞經濟調査局は、滿鐵初代總裁故後藤子爵により、明治四十一年東京滿鐵支社内に創設せられて今日に及んだ。「經濟資料」は社業關係以外、一般經濟界に參考となるべき世界經濟に關する調査を公表する目的を以て、大正四年三月創刊せられて以來、毎月一回刊行を續け、今日に至る迄、卷を重ぬること十七、號を追ふこと百七十五、之に網羅せる調査研究は實に二千餘篇に及び、世界經濟に關する蔚然たる一大文獻である。然るに東亞經濟調査局は、昭和四年七月、滿鐵より分離獨立すると同時に、その事業目的を滿蒙、支那中心に局限し、此の目的遂行の爲、新に諸種の定期、不定期刊行物を公刊することゝしたのである。而して「經濟資料」は昭和六年四月以降、之を不定期に改め幣局調査の成果を收むることゝした。されば向後は、實質より云ふときは單行書であるが、特に通卷號數を附して、歴史ある「經濟資料」の名を保存することゝした次第である。

昭和八年十月五日印刷
昭和八年十月七日發行

版權所有

日滿關稅政策の研究奥付

定價一圓三十錢

東京市麹町區内山下町一丁目一番地
著者兼發行人 佐藤貞次郎

東京市京橋區築地二丁目五番地
印刷所 合資會社 川崎活版印刷所

發行所 東京市麹町區内山下町一丁目一番地 財團法人 東亞經濟調査局